

長期修繕計画標準様式

長期修繕計画作成ガイドライン

長期修繕計画作成ガイドラインコメント

平成 20 年 6 月
令和 3 年 9 月改訂

国 土 交 通 省

はじめに

- (1) 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント策定の背景
- 分譲マンションは、累計約 675 万戸、約 1,573 万人（令和 2 年末）が居住していると推測され、我が国における重要な居住形態であり、近年では年間約 10 万戸が供給されており、その数は着実に増加しています。特に、首都圏では、住宅取得者の半数以上がマンションを選択しているなど、わが国においては、主要な住宅形態として定着しています。また、マンション居住者の永住意識は年々高まっており、現在では約 6 割の方がマンションを終の棲家と考えています。

しかしながら、一つの建物を多くの人々が区分所有するマンションは、①共同生活に対する意識の相違、②多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、③利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、④建物構造上の技術判断の難しさなど、建物を維持管理していく上で、多くの課題を有しています。

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、建物等の経年劣化に対して適時適切な修繕工事等を行うことが重要です。そのためには、適切な長期修繕計画を作成し、これに基づいた修繕積立金の額を設定し、積み立てることが必要です。

こうした問題意識を踏まえて、平成 20 年 6 月に、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として、「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定しました。

その後、令和 2 年 6 月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針が取りまとめられ、地方公共団体によるマンション管理適正化の推進や、マンションの管理計画認定制度が創設されることとなりました。こうしたマンションを巡る政策に係る新たな動きとともに、社会経済情勢の変化や、設備や工法等の技術革新の状況を反映することを目的として、令和 3 年 9 月に、「長期修繕計画標準様式」及び「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」の内容を見直しました。

快適なマンション生活と良質なマンションストック形成のため、今後、長期修繕計画の作成・見直し時に管理組合内において意思決定を行ううえでの指針としてご活用ください。

(2) 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの必要性及び位置づけ

①長期修繕計画とは

分譲マンションは、専有部分と共用部分で建物等が構成されており、共用部分については、区分所有者全員で団体（管理組合）を構成し管理を行うこととなります。

建物等については、経年により劣化していきますので、それに対処するためには適時適切に修繕工事等を行う必要があります。ただし、修繕工事等の費用は多額であり、修繕工事等の実施時に一括で徴収することは、区分所有者に大きな負担を強いることとなります。場合によっては、費用不足のため必要な修繕工事等が行えず、建物等の劣化を進行させることとなり、それにより、あとで大きな負担が発生するおそれもあります。

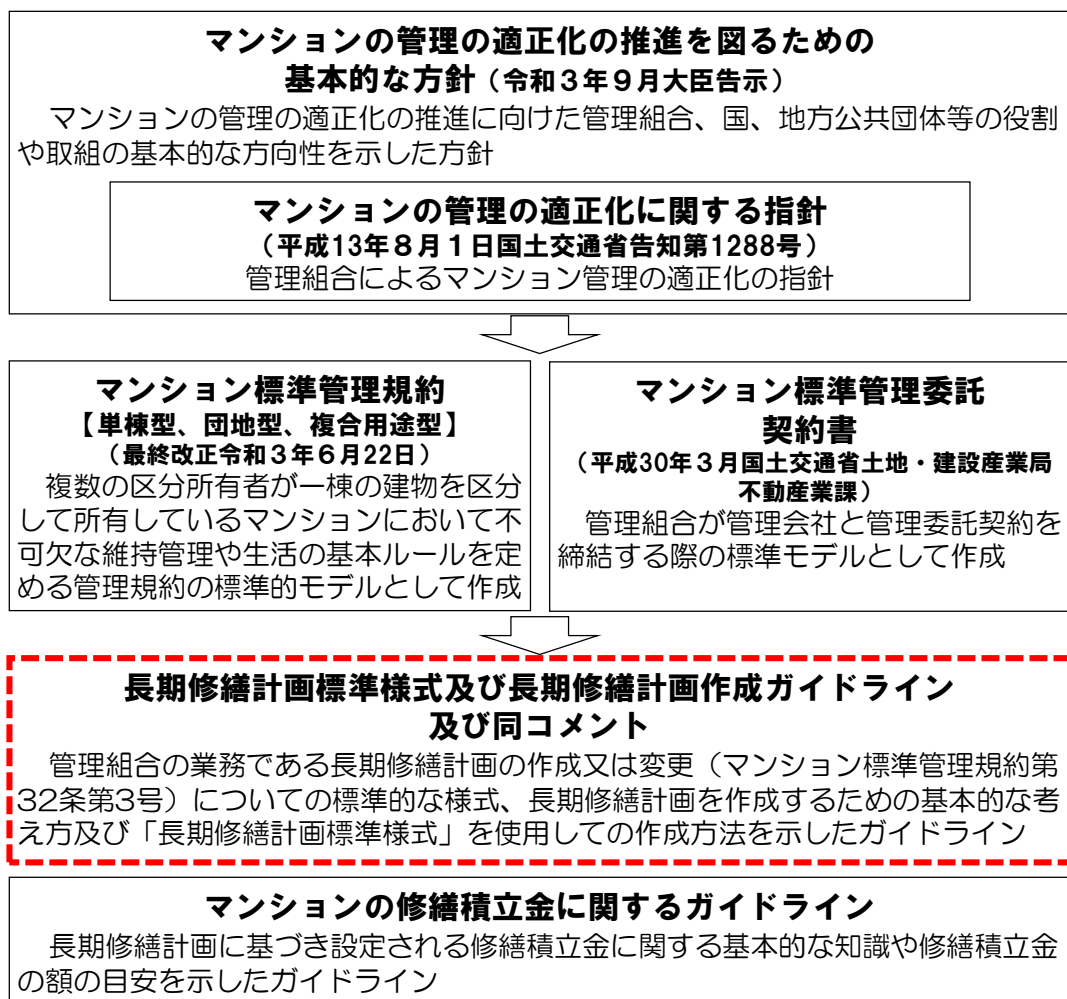
長期修繕計画は、そのようなことがないように、将来予想される修繕工事等を計画し、必要な費用を算出し、月々の修繕積立金を設定するために作成するものです。

②長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの必要性

建物等の劣化に対して適時適切に修繕工事等を行うために作成する長期修繕計画は、①計画期間、②推定修繕工事項目、③修繕周期、④推定修繕工事費、⑤収支計画を含んだもので作成し、これに基づいて⑥修繕積立金の額の算出を行います。

長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントは、長期修繕計画の標準的な様式を示し、長期修繕計画を作成・見直しするための基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用しての作成方法を示すことで、計画の内容及び修繕積立金額の設定等について区分所有者間で合意形成を行いやすくするために作成したものです。

③長期修繕計画標準様式及び長期修繕計画作成ガイドラインの位置づけ



令和3年9月

国土交通省住宅局参事官

（マンション・賃貸住宅担当）

「長期修繕計画標準様式」及び「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」について令和３年９月改訂の検討メンバーは次の通りです。

マンション管理の新制度の施行に関する検討会ワーキンググループ

委員名簿

〔委員〕

（敬称略、50 音順）

（座長）秋山 哲一	東洋大学理工学部建築学科教授
奥澤 健一	公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 メンテナンス部会長
栞原 千朗	一般社団法人 マンションリフォーム推進協議会 総務委員長
瀬下 義浩	一般社団法人 日本マンション管理士会連合会 会長
永野 好士	一般社団法人 不動産協会 事務局長代理
中野谷 昌司	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会 常務理事兼事務局長
野村 善彦	特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会 事務局長
藤野 晶成	公益財団法人 マンション管理センター 技術部長
宮城 秋治	一般社団法人 マンションリフォーム技術協会 副会長
山田 宏至	一般社団法人 マンション管理業協会 技術センター長

〔アドバイザー〕

（敬称略、50 音順）

独立行政法人	都市再生機構
独立行政法人	住宅金融支援機構
一般財団法人	経済調査会
一般財団法人	建設物価調査会

長期修繕計画標準様式
長期修繕計画作成ガイドライン
長期修繕計画作成ガイドラインコメント

目 次

第 1 編	長期修繕計画標準様式	1
第 2 編	長期修繕計画作成ガイドライン	24
第 1 章	総則	26
1	ガイドラインの目的	
2	対象とするマンション	
3	ガイドラインの利用方法	
4	用語の定義	
第 2 章	長期修繕計画の作成の基本的な考え方	28
第 1 節	長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等	28
1	長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的	
2	基本的な考え方	
3	長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件	
第 2 節	長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順	30
1	長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順	
2	検討体制の整備	
3	長期修繕計画の作成業務の依頼	
4	調査・診断の実施	
5	マンションのビジョンの検討	
第 3 節	長期修繕計画の周知、保管	31
1	長期修繕計画の周知	
2	長期修繕計画の保管、閲覧	
3	長期修繕計画等の開示	

第3章	長期修繕計画の作成の方法	32
第1節	長期修繕計画の作成の方法	32
1	長期修繕計画の構成	
2	長期修繕計画標準様式の利用	
3	マンションの建物・設備の概要等	
4	長期修繕計画の作成の考え方	
5	計画期間の設定	
6	推定修繕工事項目の設定	
7	修繕周期の設定	
8	推定修繕工事費の算定	
9	収支計画の検討	
10	長期修繕計画の見直し	
第2節	修繕積立金の額の設定方法	34
1	修繕積立金の積立方法	
2	収入の考え方	
3	修繕積立金の額の設定方法	
第3節	長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法	35
1	標準様式を用いたチェックの方法	
2	その他のチェックの方法	
第3編	長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント	36
第1章	総則	38
1	ガイドラインの目的	38
2	対象とするマンション	40
3	ガイドラインの利用方法	42
4	用語の定義	44
第2章	長期修繕計画の作成の基本的な考え方	46

第1節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等	46
1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的	46
2 基本的な考え方	48
3 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件	55
第2節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順	62
1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順	62
2 検討体制の整備	64
3 長期修繕計画の作成業務の依頼	66
4 調査・診断の実施	68
5 マンションのビジョンの検討	70
第3節 長期修繕計画の周知、保管	72
1 長期修繕計画の周知	72
2 長期修繕計画の保管、閲覧	73
3 長期修繕計画等の開示	74
第3章 長期修繕計画の作成の方法	75
第1節 長期修繕計画の作成の方法	75
1 長期修繕計画の構成	75
2 長期修繕計画標準様式の利用	77
3 マンションの建物・設備の概要等	78

4	長期修繕計画の作成の考え方	79
5	計画期間の設定	80
6	推定修繕工事項目の設定	81
7	修繕周期の設定	83
8	推定修繕工事費の算定	85
9	収支計画の検討	91
10	長期修繕計画の見直し	93
第2節	修繕積立金の額の設定方法	95
1	修繕積立金の積立方法	95
2	収入の考え方	96
3	修繕積立金の額の設定方法	97
第3節	長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法	98
1	標準様式を用いたチェックの方法	98
2	その他のチェックの方法	100
別添	長期修繕計画標準様式の記載例	102
参考資料		121
1	建物の専有部分と共用部分の区分	123
2	専門家の紹介窓口・相談窓口一覧	127

第 1 編 長期修繕計画標準様式

長期修繕計画の構成(例)と長期修繕計画標準様式

【長期修繕計画標準様式の使い方】

・長期修繕計画は、標準様式を参考として作成します。
 ・標準様式では、一般的な仕様の中高層の単棟型マンションを想定しています。マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて内容を追加して使用します。

長期修繕計画の構成（例）	長期修繕計画標準様式
表紙	－
長期修繕計画の見方	－
1 マンションの建物・設備の概要等 (1) 敷地、建物の概要 (2) 設備、附属施設の概要 (3) 関係者 (4) 管理・所有区分 (5) 維持管理の状況 (6) 会計状況 (7) 設計図書等の保管状況	様式第1号 マンションの建物・設備の概要等
2 調査・診断の概要 (1) 劣化の現象と原因 (2) 修繕（改修）方法の概要	様式第2号 調査・診断の概要
3 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 (1) 長期修繕計画の目的 (2) 計画の前提等 (3) 計画期間の設定 (4) 推定修繕工事項目の設定 (5) 修繕周期の設定 (6) 推定修繕工事費の算定 (7) 収支計画の検討 (8) 計画の見直し (9) 修繕積立金の額の設定	様式第3-1号 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 様式第3-2号 推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容
4 長期修繕計画 (1) 長期修繕計画総括表 (2) 収支計画グラフ (3) 長期修繕計画表 (推定修繕工事項目別、年度別) (4) 推定修繕工事費内訳書	様式第4-1号 長期修繕計画総括表 様式第4-2号 収支計画グラフ 様式第4-3号 長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別） 様式第4-4号 推定修繕工事費内訳書
5 修繕積立金の額の設定	様式第5号 修繕積立金の額の設定

(様式第1号) マンションの建物・設備の概要等

(団地／棟) (複数棟の場合)

作成日／年 月 日

(1) 敷地、建物の概要 (注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分

マンション (団地) 名	
管理組合名	
理事長名	
所在地	
敷地面積	m ² 権利関係 (☐ 所有権・ ☐ 借地権・ ☐ 地上権)
建築面積 (建蔽率)	m ² (現行 %) (注)
延べ面積 (容積率)	m ² (現行 %) (注)
専有面積の合計	m ² (注) /タイプ別専有面積: 別表
構造	造
階数/棟数	地上 階地下 階/棟 (地上 階地下 階/棟)
住戸数	住戸 戸 (注)
竣工日	年 月 日 (経年 年)

(2) 設備、附属施設の概要 (注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分

給・排水設備	☐ 給水ポンプ、 ☐ 排水ポンプ、 ☐ 受水槽、 ☐ 高置水槽、 ☐ 浄化槽
ガス設備	☐ ガス、 ☐ セントラル給湯
空調・換気設備	☐ 空気調和機、 ☐ 換気
電力設備	☐ (自家用) 受変電室、 ☐ 避雷針、 ☐ 自家発電、 ☐ 蓄電池、 ☐ 太陽光発電、 ☐ 非常電源
情報・通信設備	☐ テレビ共聴 (☐ アンテナ・ ☐ ケーブル)、 ☐ 電話設備、 ☐ インターネット、 ☐ インターホン、 ☐ オートロック、 ☐ 防犯カメラ等、 ☐ 電波障害対策、 ☐ その他 ()
消防用設備	☐ 屋内消火栓、 ☐ 自動火災報知器、 ☐ 連結送水管、 ☐ 避難設備、 ☐ スプリンクラー、 ☐ その他 ()
昇降機設備	☐ 昇降機 () 台
駐車場設備	☐ 平面 () 台、 ☐ 機械式 () 台、 ☐ 自走式 () 台、計 () 台、 ☐ ターンテーブル
附属建物	☐ 集会室 (☐ 棟内、 ☐ 別棟)、 ☐ 管理員室 (☐ 棟内、 ☐ 別棟)
その他	☐ 自転車置場、 ☐ バイク置場、 ☐ ゴミ集積所、 ☐ 遊具 (プレイロット)、 ☐ 屋上緑化

(3) 関係者

分譲会社名	
施工会社名	
設計・監理事務所名	
管理会社名	会社名 TEL () - 管理員名 TEL () -
(分譲時) 長期修繕計画案の作成者	会社名 TEL () - 作成者 (作成部署)

(4) 管理・所有区分

〔単棟型の場合〕

部位	区分 (標準管理規約との相違点等)
所有区分 (建物)	
(設備)	
管理区分 (建物)	
(設備)	

〔団地型の場合〕

部分	区分
団地	
棟別	

(5) 維持管理の状況 (団地／棟) (複数棟の場合)

①法定点検等の実施

点検等	実施年月	点検等の結果の要点
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

②調査・診断の実施

調査・診断	実施年月	調査・診断の結果の要点
	年 月	
	年 月	
	年 月	

③主な修繕工事の実施

箇 所	実施年月	修繕工事の概要
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

④長期修繕計画の見直し

時 期	実施年月	見直しの要点・発注先
	年 月	
	年 月	
	年 月	

(6) 会計状況 (団地／棟) (複数棟の場合)

借入金の残高	年 月 日現在	(円)
修繕積立金残高	年 月 日現在	(円)
修繕積立金の額	月当たり・戸当たり	(円)
専用使用料からの繰入	月当たり・戸当たり	(円)
駐車場等の使用料からの繰入	月当たり・戸当たり	(円)
その他の繰入	月当たり・戸当たり	(円)

(注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分

(7) 設計図書等の保管状況

☐ 設計図書	(竣工図)
☐ 構造計算書	
☐ 数量計算書	(竣工図に基づく数量計算書)
☐ 確認申請書副本	☐ 確認済証、 ☐ 検査済証
☐ 分譲パンフレット	☐ アフターサービス規準
☐ 点検報告書	☐ 法定点検、 ☐ 保守契約による点検
☐ 調査・診断報告書	(過去に実施したもの)
☐ 修繕工事の設計図書等	(仕様書、図面、数量計算書等)
☐ その他関係書類	☐ 電波障害協定書、 ☐ 建設住宅性能評価書、 ☐ 設計住宅性能評価書、 ☐ 石綿使用調査結果の記録、 ☐ その他 ()
☐ 長期修繕計画	☐ 現に有効な長期修繕計画
☐ 管理規約	☐ 現に有効な管理規約 ☐ 原始規約
☐ 各種ハザードマップ	

別表 タイプ別専有面積

住戸タイプ	専有面積 (㎡)
小計	
(店舗等)	
小計	
合計	

(様式第2号) 調査・診断の概要

調査・診断箇所 /

棟

団地共用部分

調査・診断の実施日 /

年 月 日

部位等		(1) 劣化の現象と原因	(2) 修繕（改修）方法の概要
建 物	2 屋根防水		
	①屋上防水（保護）		
	②屋上防水（露出）		
	③傾斜屋根		
	④庇・笠木等防水		
	3 床防水		
	①バルコニー床防水		
	②開放廊下・階段等床防水		
	4 外壁塗装等		
	①躯体コンクリート補修		
	②外壁塗装（雨掛かり部分）		
	③外壁塗装（非雨掛かり部分）		
	④軒天塗装		
	⑤タイル張補修		
	⑥シーリング		
	5 鉄部塗装等		
	①鉄部塗装（雨掛かり部分）		
	②鉄部塗装（非雨掛かり部分）		
	③非鉄部塗装		
	6 建具・金物等		
設 備	①建具関係		
	②手すり		
	③屋外鉄骨階段		
	④金物類（集合郵便受等）		
	⑤金物類（メーターボックス扉等）		
	7 共用内部		
	①共用内部		
	8 給水設備		
	①給水管		
	②貯水槽		
	③給水ポンプ		
	9 排水設備		
	①排水管		
	②排水ポンプ		
	10 ガス設備		
	①ガス管		
	11 空調・換気設備		
	①空調設備		
	②換気設備		
	12 電灯設備等		
	①電灯設備		
	②配電盤類		
	③幹線設備		
	④避雷針設備		
	⑤自家発電設備		
	13 情報・通信設備		
	①電話設備		
	②テレビ共聴設備		
	③インターネット設備		
	④インターホン設備等		
	14 消防用設備		
	①屋内消火栓設備		
	②自動火災報知設備		
	③連結送水管設備		
	15 昇降機設備		
	①昇降機		
	16 立体駐車場設備		
	①自走式駐車場		
	②機械式駐車場		
外 構 他	17 外構・附属施設		
	①外構		
	②附属施設		
その他			

(注) 調査・診断報告書（概要版）で代えることができる。

(様式第3-1号) 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方

項 目	基本的な考え方
1 長期修繕計画の作成の考え方	
(1) 長期修繕計画の目的	・マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。 ・そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。 ①将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおその時期、概算の費用等を明確にする。 ②計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。 ③修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。
(2) 計画の前提等	・長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。 ①推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。 ②区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。 ③計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。 ④計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づいて判断する。 ・長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。 推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて行います。 したがって、長期修繕計画は次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間ごとに見直していくことを前提としています。 ①推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。 ②時期（周期）は、おおその目安であり、立地条件等により異なることがある。 ③収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価・工事費価格及び消費税率の変動など不確定な要素がある。
(3) 計画期間の設定	・30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とします。
(4) 推定修繕工事項目の設定	【新築マンションの場合】 ・標準様式第3-2号に沿って、設計図書等に基づいて設定しています。 ・マンションの形状、仕様などにより該当しない項目、また、修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目があります。計画期間内に修繕周期に到達しない項目に係る工事については、参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示しています。 ・長期修繕計画の見直し、大規模修繕工事のための調査・診断、修繕設計及び工事監理の費用を含んでいます。 【既存マンションの場合】 ・標準様式第3-2号に沿って、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定しています。 ・（必要に応じて）建物及び設備の性能向上に関する項目を追加しています。 ・（必要に応じて）屋内共用給排水管と同時かつ一体的に行う専有部分の配管工事に関する項目を追加しています。 ・マンションの形状、仕様などにより該当しない項目、また、修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目があります。計画期間内に修繕周期に到達しない項目に係る工事については、参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示しています。 ・長期修繕計画の見直し、大規模修繕工事のための調査・診断、修繕設計及び工事監理の費用を含んでいます。

(5) 修繕周期の設定	【新築マンションの場合】 ・推定修繕工事項目（小項目）ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定しています。 ・推定修繕工事の実施の際の経済性等を考慮し、実施時期を集約しています。 【既存マンションの場合】 ・推定修繕工事項目（小項目）ごとに、マンションの仕様、立地条件、調査・診断の結果等に基づいて設定しています。 ・推定修繕工事の実施の際の経済性等を考慮し、実施時期を集約しています。
(6) 推定修繕工事費の算定	・推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の小項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定しています。 （・修繕積立金の運用益年 %、借入金の金利年 %、物価変動年 %を考慮しています。） ・消費税は、 %とし、会計年度ごとに計上しています。
①仕様の設定	【新築マンションの場合】 ・推定修繕工事項目の小項目ごとに、現状の仕様を設定しています。 【既存マンションの場合】 ・推定修繕工事項目の小項目ごとに、現状又は見直し時点での一般的な仕様を設定しています。
②数量計算	【新築マンションの場合】 ・設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、「建築数量積算基準・同解説」等に準拠して、長期修繕計画用に算出しています。 【既存マンションの場合】 ・現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「建築数量積算基準・同解説」等に準拠して、長期修繕計画用に算出しています。
③単価の設定	【新築マンションの場合】 ・修繕工事特有の施工条件等を考慮し、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として設定しています。 ・現場管理費・一般管理費・法定福利費、計画修繕工事にかかる瑕疵保険料等の諸経費および消費税等相当額を上記とは①別途設定する方法と、前述の諸経費について、②見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があり、（前者①／後者②）の方法で設定しています。 ・単価に地域差がある場合には、必要に応じて考慮しています。 【既存マンションの場合】 ・修繕工事特有の施工条件等を考慮し、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定しています。 ・現場管理費・一般管理費・法定福利費、計画修繕工事にかかる瑕疵保険料などの諸経費および消費税等相当額を上記とは①別途設定する方法と、前述の諸経費について、②見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があり、（前者①／後者②）の方法で設定しています。 ・単価に地域差がある場合には、必要に応じて考慮しています。
(7) 収支計画の検討	・計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。）の累計額を、修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。）の累計額が下回らないように計画しています。 （・建物及び設備の性能向上を図る改修工事に要する費用を含めた収支計画としています。） （・機械式駐車場の維持管理に多額の費用を要することが想定されますので、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けています。）
(8) 計画の見直し	・長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。なお、見直しには一定の期間（概ね1～2年）を要することから、見直しについても計画的に行う必要があります。また、併せて修繕積立金の額も見直します。 ①建物及び設備の劣化の状況 ②社会的環境及び生活様式の変化 ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動 ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、工事費価格、消費税率等の変動

2 修繕積立金の額の設定の考え方	
修繕積立金の額の設定	・修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式としています。なお、5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加します。 ・修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を修繕積立金会計に繰り入れることとしています。 ・計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間（月数）で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定しています。 （【修繕積立基金を負担する場合】算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間（月数）で除した額を減額しています。） （・大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。）

(様式第3-2号) 推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容

推定修繕工事項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定している修繕方法等
I 仮設				
1 仮設工事				
①共通仮設		仮設	年	
②直接仮設		仮設	年	
II 建物				
2 屋根防水				
①屋上防水（保護）	屋上、塔屋、ルーフバルコニー	補修	年	
		修繕	年	
②屋上防水（露出）	屋上、塔屋	修繕	年	
		撤去・新設	年	
③傾斜屋根	屋根	補修	年	
		撤去・葺替	年	
④庇・笠木等防水	庇天端、笠木天端、バラベツ天端・アゴ、架台天端等	修繕	年	
3 床防水				
①バルコニー床防水	バルコニーの床（側溝、幅木を含む）	修繕	年	
②開放廊下・階段等床防水	開放廊下・階段の床（側溝、幅木を含む）	修繕	年	
4 外壁塗装等				
①躯体コンクリート補修	外壁、屋根、床、手すり壁、軒天（上げ裏）、庇等（コンクリート、モルタル部分）	補修	年	
②外壁塗装（雨掛かり部分）	外壁、手すり壁等	塗替	年	
		除去・塗装	年	
③外壁塗装（非雨掛かり部分）	外壁、手すり壁等	塗替	年	
		除去・塗装	年	
④軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等の軒天（上げ裏）部分	塗替	年	
		除去・塗装	年	
⑤タイル張補修	外壁・手すり壁等	補修	年	
⑥シーリング	外壁目地、建具周り、スリーブ周り、部材接合部等	打替	年	
5 鉄部塗装等				
①鉄部塗装（雨掛かり部分）	（鋼製）開放廊下・階段、バルコニーの手すり	塗替	年	
	（鋼製）屋上フェンス、設備機器、立て樋・支持金物、架台、避難ハッチ、マンホール蓋、隔て板枠、物干金物等	塗替	年	
	屋外鉄骨階段、自転車置場、遊具、フェンス	塗替	年	
②鉄部塗装（非雨掛かり部分）	（鋼製）住戸玄関ドア	塗替	年	
	（鋼製）共用部分ドア、メーターボックス扉、手すり、照明器具、設備機器、配電盤類、屋内消火栓箱等	塗替	年	
③非鉄部塗装	（アルミ製・ステンレス製等）サッシ、面格子、ドア、手すり、避難ハッチ、換気口等	清掃	年	
	（ボード、樹脂、木製等）隔て板・エアコンスリーブ・雨樋等	塗替	年	

6 建具・金物等				
①建具関係	住戸玄関ドア、共用部分ドア、自動ドア	点検・調整	年	
		取替	年	
	窓サッシ、面格子、網戸、シャッター	点検・調整	年	
		取替	年	
②手すり	開放廊下・階段、バルコニーの手すり、防風スクリーン	取替	年	
③屋外鉄骨階段	屋外鉄骨階段	補修	年	
		取替	年	
④金物類 (集合郵便受等)	集合郵便受、掲示板、宅配ロッカー等	取替	年	
	笠木、架台、マンホール蓋、階段ノンスリップ、避難ハッチ、タ ラップ、排水金物、室名札、立て樋・支持金物、隔て板、 物干金物、スリーブキャップ等	取替	年	
	屋上フェンス等	取替	年	
⑤金物類 (メーターボックス扉等)	メーターボックスの扉、パイプスペースの扉等	取替	年	
7 共用内部				
①共用内部	管理事務室、集会室、内部廊下、内部階段等の壁、床、 天井	張替・塗替	年	
	エントランスホール、エレベーターホールの壁、床、天井	張替・塗替	年	
Ⅲ 設備				
8 給水設備				
①給水管	屋内共用給水管	更生	年	
	屋内共用給水管、屋外共用給水管	取替	年	
②貯水槽	受水槽	補修・取替	年	
	高置水槽	補修・取替	年	
③給水ポンプ	揚水ポンプ、加圧給水ポンプ、直結増圧ポンプ、弁類等	補修	年	
		取替	年	
9 排水設備				
①排水管	屋内共用雑排水管	更生	年	
	屋内共用雑排水管、污水管、雨水管	取替	年	
②排水ポンプ	排水ポンプ、弁類等	補修	年	
		取替	年	
10 ガス設備				
①ガス管	屋外埋設部ガス管、屋内共用ガス管	取替（更新）	年	

11 空調・換気設備				
①空調設備	管理事務室、集会室等のエアコン	取替	年	
②換気設備	管理事務室、集会室、機械室、電気室等の換気扇、ダクト類、換気口、換気ガラリ	取替	年	
12 電灯設備等				
①電灯設備	共用廊下・エントランスホール等の照明器具、配線器具、非常照明、避難口・通路誘導灯、外灯等	取替	年	
②配電盤類	配電盤・ブルボックス等	取替	年	
③幹線設備	引込開閉器、幹線（電灯、動力）等	取替	年	
④避雷針設備	避雷突針・ポール・支持金物・導線・接地極等	取替	年	
⑤自家発電設備	発電設備	取替	年	
13 情報・通信設備				
①電話設備	電話配線盤（MDF）、中間端子盤（IDF）等	取替	年	
②テレビ共聴設備	アンテナ、増幅器、分配器等 ※同軸ケーブルを除く	取替	年	
③インターネット設備	住棟内ネットワーク	取替	年	
④インターホン設備等	インターホン設備、オートロック設備、住宅情報盤、防犯設備、配線等	取替	年	
14 消防用設備				
①屋内消火栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類、屋内消火栓箱等	取替	年	
②自動火災報知設備	感知器、発信器、表示灯、音響装置、中継器、受信器等	取替	年	
③連結送水管設備	送水口、放水口、消火管、消火隊専用栓箱等	取替	年	
15 昇降機設備				
①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等	補修	年	
	全構成機器	取替	年	
16 立体駐車場設備				
①自走式駐車場	プレハブ造（鉄骨造＋ALC）	補修	年	
		建替	年	
②機械式駐車場	二段方式、多段方式（昇降式、横行昇降式、ビット式） 垂直循環方式等	補修	年	
		取替	年	

Ⅳ 外構・その他				
17 外構・附属施設				
①外構	平面駐車場、車路・歩道等の舗装、側溝、排水溝、擁壁等	補修	年	
	囲障（塀、フェンス等）、サイン（案内板）、遊具、ベンチ等	取替	年	
	埋設排水管、排水樹等 ※埋設給水管を除く	取替	年	
②附属施設	自転車置場、ゴミ集積所	取替	年	
	植樹	整備	年	
18 調査・診断、設計、工事監理等費用				
①点検・調査・診断	大規模修繕工事の実施前に行う点検・調査・診断		年	
②設計、コンサルタント	計画修繕工事の設計（基本設計・実施設計）・コンサルタント		年	
③工事監理	計画修繕工事の工事監理		年	
④臨時点検（被災時）	建物、設備、外構		－	
19 長期修繕計画作成費用				
①見直し	長期修繕計画の見直しのための点検・調査・診断 長期修繕計画の見直し		年	

Ⅴ 性能向上工事項目（例）（必要に応じて、Ⅱ建物又はⅢ設備に追加する。）				
(1) 耐震	耐震壁の増設、柱・梁の補強、免震、設備配管の補強、耐震ドアへの交換、エレベーターの着床装置・P波感知装置の設置等	改修	年	
(2) バリアフリー	スロープ、手すりの設置、自動ドアの設置、エレベーターの設置・増設	改修	年	
(3) 省エネルギー	断熱（屋上、外壁、開口部）、昇降機、照明等の設備の制御等	改修	年	
(4) 防犯	照明照度の確保、オートロック、防犯カメラの設置等	改修	年	
(5) その他	・情報通信（インターネット接続環境の整備等） ・給水方式の変更（直結増圧給水方式への変更等） ・電気容量の増量（電灯幹線の増量等） ・利便施設の設置（宅配ボックス等） ・エレベーターの安全性向上（戸開走行防止装置の設置等） ・外部環境（外構、植栽、工作物等の整備）	改修	年	
Ⅵ 専有部分工事項目（専有部分配管）（例）（必要に応じて、「Ⅰ仮設」～「Ⅳ外構・その他」とは別項目として追加する。）				
① 専有部分配管（※）	専有部分給水管、専有部分雑排水管、専有部分污水管	取替（更新）	年	
※ 屋内共用給水管・配水管等と同時かつ一体的に行う工事に限る				
Ⅶ 諸経費等（例）上記工事項目と区別して設定する場合				
・現場管理費 ・一般管理費 ・法定福利費 ・大規模修繕瑕疵保険の保険料 等	-	-		

作成日／
集会（管理組合総会）で議決された日／

田	田
月	月
年	年

(参考) 計画期間外発生予定工事 (計画期間外工事発生していない項目のみ)																																		
区分		推定修繕工事項目	暦年 経年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
仮設 建物	1	仮設工事																																
	2	屋根防水																																
	3	床防水																																
	4	外壁塗装等																																
	5	鉄部塗装等																																
設備	6	建具・金物等																																
	7	共用内部																																
	8	給水設備																																
	9	排水設備																																
	10	ガス設備																																
	11	空調・換気設備																																
	12	電灯設備等																																
	13	情報・通信設備																																
	14	消防用設備																																
	15	昇降機設備																																
外構 その他	16	立体駐車場設備																																
	17	外構・附属施設																																
	18	調査・診断、設計、工事監理等費用 ・その他																																
	19	長期修繕計画作成費用																																
		小計																																
経理費（現場管理費・一般管理費、及び法定福利費等（注））																																		
消費税																																		
支出	推定修繕工事費 年度合計																																	
	推定修繕工事費 累計 （借入金の償還金 年度合計）																																	
	支出 年度合計																																	
	支出 累計																																	
	修繕積立金の残高 （修繕積立基金）																																	
収入	修繕積立金 年度合計																																	
	専用使用料等からの繰入額 年度合計																																	
	修繕積立金の運用益 年度合計																																	
	収入 年度合計																																	
	収入 累計																																	
	年度収支																																	
	修繕積立金 次年度繰越金																																	
修繕積立金等累計 現行（@ 円/㎡・戸・月）																																		
修正案（@ 円/㎡・戸・月）																																		

(注) 諸経費には「長期修繕計画作成ガイドライン」33ページに示すとおり、現場管理費・一般管理費・法定福利費のほか、大規模修繕環状保険の保険料なども見込んで修繕積立金額を捻出することが重要です。

(様式第4-3号) 長期修繕計画表 (推定修繕工事項目 (小項目) 別、年度別)

作成日／
年 月 日
集 会 (管理組合総会) で議決された日／
年 月 日

計画期間外に実施予定の工事 (計画期間外工事を予定していない項目の 場合)			合計	小計	消費税	合計	実施予定時期	概算工事額																					
									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
Ⅰ 仮設工事																													
仮設	共通仮設	仮設	年																										
	直接仮設	仮設	年																										
Ⅱ 建物																													
建物	① 屋根防水 (保藏)	補修・修繕 撤去・新設	年																										
	② 屋根防水 (露出)	補修・修繕 撤去・新設	年																										
	③ 傾斜屋根	補修・修繕 撤去・置替	年																										
	④ 庇・苅木等防水	修繕	年																										
	⑤ 床防水	修繕	年																										
	⑥ 開放廊下・階段等床防水	修繕	年																										
	⑦ 外壁塗装等	修繕	年																										
	⑧ 躯体コンクリート補修	補修 除去・塗装	年																										
	⑨ 外壁塗装 (雨掛かり部分)	塗替 除去・塗装	年																										
	⑩ 外壁塗装 (非雨掛かり部分)	塗替 除去・塗装	年																										
建物	⑪ 軒天塗装	塗替 除去・塗装	年																										
	⑫ タイル張補修	補修	年																										
	⑬ シーリング	打替	年																										
	⑭ 鉄部塗装等	塗替	年																										
	⑮ 鉄部塗装 (雨掛かり部分)	塗替	年																										
	⑯ 鉄部塗装 (非雨掛かり部分)	清掃・塗装	年																										
	⑰ 非鉄部塗装	清掃・塗装	年																										
	⑱ 建具・金物等	点検・調整 取替	年																										
	⑲ 建具関係	取替	年																										
	⑳ 手すり	取替	年																										
建物	㉑ 屋外鉄骨階段	補修	年																										
	㉒ 金物類 (集合郵便受等)	取替	年																										
	㉓ 金物類 (メーカ・ワザ別等)	取替	年																										
	㉔ 共用内部	張替・塗装	年																										
	㉕ 共用内部	張替・塗装	年																										
	㉖ 給水設備	更生 (更生後) 取替 (更生なし) 取替	年																										
	㉗ 給水管	補修	年																										
	㉘ 貯水槽	取替	年																										
	㉙ 給水ポンプ	補修 取替	年																										
	㉚ 排水設備	更生 (更生後) 取替 (更生なし) 取替	年																										
建物	㉛ 排水管	補修	年																										
	㉜ 排水ポンプ	取替	年																										
	㉝ ガス設備	取替	年																										
	㉞ ガス管	取替	年																										
	㉟ 空調・換気設備	取替	年																										
	㊱ 空調設備	取替	年																										
	㊲ 換気設備	取替	年																										
	㊳ 換気設備	取替	年																										
	㊴ 換気設備	取替	年																										
	㊵ 換気設備	取替	年																										

[illegible]

(様式4-4) 推定修繕工事費内訳書

集会（管理組合総会）で議決された日／ 年 月 日

推定修繕工事項目		対象部位等	工事区分	仕様等	単位	数量	単価	金額	修繕 周期
I	1 仮設工事								
	仮設								
II	2 屋根防水								
	建物								
II	3 床防水								
	建物								
II	4 外壁塗装等								
	建物								
II	5 鉄部塗装等								
	建物								
II	6 建具・金物等								
	建物								
II	7 共用内部								
	建物								
III	8 給水設備								
	設備								
III	9 排水設備								
	設備								
III	10 ガス設備								
	設備								
III	11 空調・換気設備								
	設備								
III	12 電灯設備等								
	設備								
III	13 情報・通信設備								
	設備								
III	14 消防用設備								
	設備								
III	15 昇降機設備								
	設備								
III	16 立体駐車場設備								
	設備								
IV	17 外構・附属施設								
	外構・ その他								
IV	18 調査・診断、設計、工事監理等費用								
	その他								
IV	19 長期修繕計画作成費用								
	その他								

(注)「長期修繕計画作成ガイドライン」33ページに示すとおり、年度ごとに計上する工事費に現場管理費・一般管理費・法定福利費、大規模修繕瑕疵保険の保険料等の諸経費および消費税等相当額を別途見込んで修繕積立金額を検討することが重要です。

(様式第5号) 修繕積立金の額の設定

作成日／ 年 月 日
集会 (管理組合総会) で議決された日／ 年 月 日

【均等積立方式の場合】(新築のマンション)

項 目	摘 要
A 計画期間の推定修繕工事費の累計額(円)	
B 計画期間の借入金の償還金(元本・利息)	
C 支出 累計 (C=A)	
D 修繕積立金の残高	
E 計画期間の専用品使用料、駐車場等の使用料からの繰入金	
F 計画期間の修繕積立金の運用益	
G 計画期間に予定する一時金の合計額	
H 収入 累計 (H=E+F)	
I 差額(円) (I=C-H)	

J 計画期間(年)	
K 月当たりの負担額 (L/(J×12))	
L 戸当たりの負担割合	管理規約による
M 修繕積立金の額(M=K×L) (戸当たり月当たり)	表 住戸タイプ別修繕積立金の額

N 専有面積の合計(㎡)	
O 修繕積立金の額(O=K×N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数(戸)	
Q 修繕積立金の額(Q=K×P) 平均(戸当たり月当たり)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L1)	M 修繕積立金の額 年目以降(円/月・戸) (M=K×L1)

修繕積立基金を徴収する場合

R 修繕積立基金の 割戻し額(円/月・戸) (R=T/(年×12))	S 修繕積立金の額 当初 年間(円/月・戸) (S=M-R)	T 修繕積立基金 (円/戸)

(様式第5号) 修繕積立金の額の設定

作成日／ 年 月 日
集会（管理組合総会）で議決された日／ 年 月 日

【均等積立方式の場合】(既存のマンション)

項 目	摘 要
A 計画期間の推定修繕工事費の累計額(円)	
B 計画期間の借入金の償還金(元本・利息)	
C 支出 累計 (C=A)	
D 修繕積立金の残高	
E 計画期間の専用使用料、駐車場等の使用料からの繰入金	
F 計画期間の修繕積立金の運用益	
G 計画期間に予定する一時金の合計額	
H 収入 累計 (H=D+E+F)	
I 差額(円) (I=C-H)	

【均等積立方式の場合(一時金を負担するとき)】(既存のマンション)

項 目	摘 要
A 計画期間の推定修繕工事費の累計額(円)	
B 計画期間の借入金の償還金(元本・利息)	
C 支出 累計 (C=A)	
D 修繕積立金の残高	
E 計画期間の専用使用料、駐車場等の使用料からの繰入金	
F 計画期間の修繕積立金の運用益	
G 計画期間に予定する一時金の合計額	
H 収入 累計 (H=D+E+F+G)	
I 差額(円) (I=C-H)	

【均等積立方式の場合(借入するとき)】(既存のマンション)

項 目	摘 要
A 計画期間の推定修繕工事費の累計額(円)	
B 計画期間の借入金の償還金(元本・利息)	
C 支出 累計 (C=A+B)	
D 修繕積立金の残高	
E 計画期間の専用使用料、駐車場等の使用料からの繰入金	
F 計画期間の修繕積立金の運用益	
G 計画期間に予定する一時金の合計額	
H 収入 累計 (H=D+E+F)	
I 差額(円) (I=C-H)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	負担割合	修繕積立金の額 (円/月・戸)
	(L)	(K×L)

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	負担割合	修繕積立金の額 (円/月・戸)
	(L)	(K×L)

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	負担割合	修繕積立金の額 (円/月・戸)
	(L)	(K×L)

(様式第5号) 修繕積立金の額の設定

作成日／ 年 月 日
集会 (管理組合総会) で議決された日／ 年 月 日

【均等積立方式・段階増額積立方式兼用】

項 目	摘 要
A 計画期間の 推定修繕工事費の累計額 (円)	
B 計画期間の借入金の償還金 (元本・利息)	
C 支出 累計 (C = A)	
D 修繕積立金の残高 (+ 修繕積立基金の総額)	
計画期間の専用使用料、駐車場 E 等の使用料、管理費会計からの繰 入金	
F 計画期間の修繕積立金の運用益	
G 計画期間に予定する一時金の合計 額	
H 収入 累計 (H = E + F)	
I 差額 (円) (I = C - H)	

※使用料収入等からの繰入金は、「前会計年度における使用料収入等の総額 (実績) J」× 計画期間 (年) を上限とする

①	計画期間当初における修繕積立金の残高
②	計画期間全体における専用使用料収入等からの繰入額の総額 (円/㎡・月)

均等積立方式の場合は使用しない

期間合計	
J 期間 (年)	
J' 計画期間全体の修繕積立金の総額 月当たりの負担額 K (J' / (J × 12))	
L 戸当たりの負担割合 管理規約による 表 住戸タイプ別 修繕積立金の額	

N 専有面積の合計 (㎡)	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数 (戸)	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	

J 設定期間Ⅳ (年)	
J' 設定期間Ⅳの修繕積立金の総額 月当たりの負担額 K (J' / (J × 12))	
L 戸当たりの負担割合 管理規約による 表 住戸タイプ別 修繕積立金の額	

N 専有面積の合計 (㎡)	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数 (戸)	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L 1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L 1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ		

J 設定期間Ⅲ (年)	
J' 設定期間Ⅲの修繕積立金の総額 月当たりの負担額 K (J' / (J × 12))	
L 戸当たりの負担割合 管理規約による 表 住戸タイプ別 修繕積立金の額	

N 専有面積の合計 (㎡)	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数 (戸)	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L 1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L 1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ		

J 設定期間Ⅱ (年)	
J' 設定期間Ⅱの修繕積立金の総額 月当たりの負担額 K (J' / (J × 12))	
L 戸当たりの負担割合 管理規約による 表 住戸タイプ別 修繕積立金の額	

N 専有面積の合計 (㎡)	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数 (戸)	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L 1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L 1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ		

J 設定期間Ⅰ (年)	
J' 設定期間Ⅰの修繕積立金の総額 月当たりの負担額 K (J' / (J × 12))	
L 戸当たりの負担割合 管理規約による 表 住戸タイプ別 修繕積立金の額	

N 専有面積の合計 (㎡)	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	
P 住戸数 (戸)	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L 1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L 1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ		

①+②+O

第2編 長期修繕計画作成ガイドライン

長期修繕計画作成ガイドライン

第1章 総則

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、マンションにおける長期修繕計画の作成又は見直し（以下「作成」という。）及び修繕積立金の額の設定に関して、基本的な考え方等と長期修繕計画標準様式（以下「標準様式」という。）を使用しての作成方法を示すことにより、適切な内容の長期修繕計画の作成及びこれに基づいた修繕積立金の額の設定を促し、マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

2 対象とするマンション

このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住する住居専用の単棟型のマンションを対象としています。

しかしながら、マンションには、様々な形態、形状、仕様等があり、立地条件も異なっていることから、これらの諸条件に応じた長期修繕計画とするため、必要に応じて内容を追加して使用します。したがって、団地型のマンションにおいても内容を追加することで使用できます。

3 ガイドラインの利用方法

長期修繕計画の作成者（分譲会社及び管理組合）は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。

新築マンションにおいて、分譲会社は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、これに基づいて修繕積立金（修繕積立基金を含む。）の額の設定を行います。これらに関しては、購入予定者に対して内容を説明し理解を得るよう努めることが必要です。また、作成した長期修繕計画（案）は「推定修繕工事費内訳書」を含めて管理組合に引き渡すこと、及び総会（設立総会）において議決を行う場合に協力することが必要です。

購入予定者は、提示された長期修繕計画（案）の内容について、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。

既存マンションにおいて、管理組合は、長期修繕計画の見直し及びこれに基づく修繕積立金の額の設定に関する業務を専門家に委託（管理委託契約に含める場合を含む。）する際に、本ガイドラインを参考として依頼します。また、作成された長期修繕計画の内容を、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。

長期修繕計画の見直し等の業務を受託した専門家は、その成果物に関して管理組合に説明を行うことが必要です。また、総会における議決に協力することが望まれます。

4 用語の定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次の各号に掲げるところによります。

- 一 マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいいます。
- 二 管理組合 適正化法第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいいます。
- 三 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項の区分所有者をいいます。
- 四 購入予定者 マンションの購入に係る売買契約を締結しようとする者をいいます。
- 五 分譲会社 マンションを分譲する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいいます。
- 六 管理業者 適正化法第 2 条第 8 号に規定するマンション管理業者をいいます。
- 七 専門家 管理業者、建築士事務所等の長期修繕計画の作成業務を行う者をいいます。
- 八 敷地 区分所有法第 2 条第 5 項に規定する建物の敷地をいいます。
- 九 附属施設 駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、樹木等建物に附属する施設をいいます。
- 十 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいいます。
- 十一 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいいます。
- 十二 管理規約 区分所有法第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する規約をいいます。
- 十三 推定修繕工事 長期修繕計画において、計画期間内に見込まれる修繕工事（補修工事（経常的に行う補修工事を除く。）を含む。以下同じ。）及び改修工事をいいます。
- 十四 計画修繕工事 長期修繕計画に基づいて計画的に実施する修繕工事及び改修工事をいいます。
- 十五 大規模修繕工事 建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事（全面的な外壁塗装等を伴う工事）をいいます。
- 十六 修繕積立金 計画修繕工事に要する費用に充当するための積立金をいいます。
- 十七 推定修繕工事費 推定修繕工事に要する概算の費用をいいます。
- 十八 修繕工事費 計画修繕工事の実施に要する費用をいいます。
- 十九 推定修繕工事項目 推定修繕工事の部位、工種等による項目をいいます。

第1節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等

1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。

そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。

- ①将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用等を明確にする。
- ②計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。
- ③修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。

2 基本的な考え方

一 長期修繕計画の対象の範囲

単棟型のマンションの場合、管理規約に定めた組合管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（共用部分の修繕工事又は改修工事に伴って修繕工事が必要となる専有部分を含む。）を対象とします。

また、団地型のマンションの場合は、多様な所有・管理形態（管理組合、管理規約、会計等）がありますが、一般的に、団地全体の土地、附属施設及び団地共用部分並びに各棟の共用部分を対象とします。

なお、共用部分の給排水管の取替えと専有部分の給排水管の取替えを同時に行うことにより、専有部分の給排水管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられます。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の給排水管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて管理規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等についても十分留意することが必要です。

二 長期修繕計画の作成の前提条件

長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。

- ①推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。
- ②区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。
- ③計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。
- ④計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づ

いて判断する。

三 長期修繕計画の精度

長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。

推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果に基づいて行います。

したがって、長期修繕計画は、次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間（５年程度）ごとに見直していくことを前提としています。

- ①推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。
- ②時期（周期）は、おおよその目安であり、立地条件等により異なることがある。
- ③収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価・工事費価格及び消費税率の変動など不確定な要素がある。

3 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件

一 管理規約の規定

管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関する次に掲げる事項について、マンション標準管理規約（以下「標準管理規約」という。）と同趣旨の規定を定めることが必要です。

- ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更）
- ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更）
- ③管理費と修繕積立金の区分経理
- ④修繕積立金の使途範囲
- ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止
- ⑥専有部分と共用部分の区分
- ⑦敷地及び共用部分等の管理

また、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間（５年程度）ごとに見直しを行う規定を定めることも望まれます。

二 会計処理

管理組合は、修繕積立金に関して、次に掲げる事項により会計処理を行うことが必要です。

- ①修繕積立金は管理費と区分して経理する。
- ②専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料は、これらの管理に要する費用に充

てるほか、修繕積立金として積み立てる。

③修繕積立金（修繕積立基金を含む。）を適切に管理及び運用する。

④修繕積立金の使途は、標準管理規約第 28 条に定められた事項に要する経費に充当する場合に限る。

三 設計図書等の保管

管理組合は、分譲会社から交付された設計図書、数量計算書等のほか、計画修繕工事の設計図書、点検報告書等の修繕等の履歴情報を整理し、区分所有者等の求めがあれば閲覧できる状態で保管することが必要です。なお、設計図書等は、紛失、損傷等を防ぐために、電子ファイルにより保管することが望まれます。

第 2 節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順

1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順

新築マンションの場合は、分譲会社が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、購入契約時の書面合意により分譲会社からの引渡しが無事完了した時点で決議したものとするか、又は引渡し後速やかに開催する管理組合設立総会において、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議することがあります。

既存マンションの場合は、長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定について、理事会、専門委員会等で検討を行ったのち、専門家に依頼して長期修繕計画及び修繕積立金の額を見直し、総会で決議します。なお、長期修繕計画の見直しは、単独で行う場合と、大規模修繕工事の直前又は直後に行う場合があります。

2 検討体制の整備

長期修繕計画の見直しに当たっては、必要に応じて専門委員会を設置するなど、検討を行うために管理組合内の体制を整えることが必要です。

3 長期修繕計画の作成業務の依頼

管理組合が、専門家に長期修繕計画の見直しを依頼する際は、標準様式を参考として、長期修繕計画作成業務発注仕様書を作成し、依頼する業務の内容を明確に示すことが必要です。

4 調査・診断の実施

長期修繕計画の見直しに当たっては、事前に専門家による設計図書、修繕等の履歴等の資料調査、現地調査、必要により区分所有者に対するアンケート調査等の調査・診断を行って、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等の現状を把握し、これらに基づいて作成することが必要です。

5 マンションのビジョンの検討

マンションの現状の性能・機能、調査・診断の結果等を踏まえて、計画期間においてどのような生活環境を望むのか、そのために必要とする建物及び設備の性能・機能等について十分に検討することが必要です。

また、現状の耐震性、区分所有者の要望等から、必要に応じて「マンション耐震化マニュアル（国土交通省）」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建物及び設備の耐震性、断熱性等の性能向上を図る改修工事の実施について検討を行います。

特に、耐震性が不足するマンションは、区分所有者のみならず周辺住民等の生命・身体が脅かされる危険性があることから、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付（いわゆる旧耐震基準）されたマンションにおいては、耐震診断を行うとともに、その結果により耐震改修の実施について検討を行うことが必要です。なお、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、補助及び融資の活用を検討したり、推定修繕工事項目として設定した上で段階的に改修を進めたりすることも考えられます。

高経年のマンションの場合は、必要に応じて「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建替えも視野に入れて検討を行うことが望まれます。

第3節 長期修繕計画の周知、保管

1 長期修繕計画の周知

管理組合は、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に当たって、総会の開催に先立ち説明会等を開催し、その内容を区分所有者に説明するとともに、長期修繕計画について総会で決議することが必要です。また、決議後、総会議事録と併せて長期修繕計画を区分所有者に配付するなど、十分な周知を行うことが必要です。

2 長期修繕計画の保管、閲覧

管理組合は、長期修繕計画を管理規約等と併せて、区分所有者等から求めがあれば閲覧できるように保管します。

3 長期修繕計画等の開示

管理組合は、長期修繕計画等の管理運営状況の情報を開示することが重要です。

第1節 長期修繕計画の作成の方法

1 長期修繕計画の構成

長期修繕計画の構成は、次に掲げる項目を基本とします。

- ①マンションの建物・設備の概要等
- ②調査・診断の概要
- ③長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方
- ④長期修繕計画の内容
- ⑤修繕積立金の額の設定

2 長期修繕計画標準様式の利用

長期修繕計画は、標準様式を参考として作成します。

なお、マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。

3 マンションの建物・設備の概要等

敷地、建物・設備及び附属施設の概要（規模、形状等）、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況（法定点検等の実施、調査・診断の実施、計画修繕工事の実施、長期修繕計画の見直し等）、会計状況、設計図書等の保管状況等の概要について示すことが必要です。

特に、管理規約及び設計図書等に基づいて、長期修繕計画の対象となる敷地（団地型マンションの場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の範囲を明示することが重要です。

また、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等に関する調査・診断の結果について、その要点を示すことも必要です。

4 長期修繕計画の作成の考え方

長期修繕計画の作成の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関する考え方を示すことが必要です。

5 計画期間の設定

計画期間は、30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とします。

6 推定修繕工事項目の設定

推定修繕工事項目は、新築マンションの場合は、設計図書等に基づいて、また、既存マンションの場合は、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕

等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定します。

なお、マンションの形状、仕様等により該当しない項目、又は修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目は、その旨を明示します。

また、区分所有者等の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能向上に関する項目を追加することが望まれます。

7 修繕周期の設定

修繕周期は、新築マンションの場合、推定修繕工事項目ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定します。また、既存マンションの場合、さらに建物及び設備の劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて設定します。

設定に当たっては、経済性等を考慮し、推定修繕工事の集約等を検討します。

8 推定修繕工事費の算定

一 数量計算の方法

数量計算は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、また、既存マンションの場合、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「建築数量積算基準・同解説（平成29年版）（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）」等に準拠して、長期修繕計画用に算出します。

二 単価の設定の考え方

単価は、修繕工事特有の施工条件等を考慮し、部位ごとに仕様を選択して、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として、また、既存マンションの場合、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定します。

なお、現場管理費・一般管理費・法定福利費、大規模修繕瑕疵保険の保険料等の諸経費および消費税等相当額を上記とは別途設定する方法と、前述の諸経費について、見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があります。

また、単価には地域差があることから、これを考慮することも重要です。

三 算定の方法

推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の詳細な項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定します。

修繕積立金の運用益、借入金の金利及び物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。また、消費税は、作成時点の税率とし、会計年度ごとに計上します。

9 収支計画の検討

計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。以下同じ。）の累計額が示され、その額を修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。以下同じ。）の累計額が下回らないように計画することが必要です。

また、推定修繕工事項目に建物及び設備の性能向上を図る改修工事を設定する場合は、これに要する費用を含めた収支計画とすることが必要です。

なお、機械式駐車場があり、維持管理に多額の費用を要することが想定される場合は、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。

10 長期修繕計画の見直し

長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直すことが必要です。なお、見直しには一定の期間（おおむね1～2年）を要することから、見直しについても計画的に行う必要があります。また、長期修繕計画の見直しと併せて、修繕積立金の額も見直します。

- ①建物及び設備の劣化の状況
- ②社会的環境及び生活様式の変化
- ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動
- ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、工事費価格、消費税率等の変動

第2節 修繕積立金の額の設定方法

1 修繕積立金の積立方法

修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式（以下「均等積立方式」という。）を基本とします。

なお、均等積立方式による場合でも5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加しますので留意が必要です。また、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を段階的に増額する積立方式とする場合は、計画の見直しにより、計画の作成当初において推定した増加の額からさらに増加しますので特に留意が必要です。

分譲会社は購入予定者に対して、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して、修繕積立金の積立方法について十分に説明することが必要です。

2 収入の考え方

区分所有者が積み立てる修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を、修繕積立金会計に繰り入れます。

また、購入時に将来の計画修繕工事に要する経費として修繕積立基金を負担する場合又は修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合は、これらを修繕積立金会計に繰り入れます。

3 修繕積立金の額の設定方法

長期修繕計画における計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間(月数)で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。

また、新築マンションにおいて、購入時に修繕積立基金を負担する場合の月当たり戸当たりの修繕積立金の額は、上記で算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間(月数)で除した額を減額したものとします。

なお、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。また、災害や不測の事故などが生じたときは、一時金の負担等の対応に留意が必要です。

第3節 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法

1 標準様式を用いたチェックの方法

分譲時において、購入予定者は、分譲会社から提示された長期修繕計画(案)の内容及び設定した修繕積立金の額を、また、見直し時において、管理組合は、専門家に依頼して見直した長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、標準様式を参考としてチェックすることができます。

2 その他のチェックの方法

管理組合は、必要に応じて、現状の長期修繕計画と公益財団法人マンション管理センターが行っている「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」または独立行政法人住宅金融支援機構が提供している「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を利用して作成した概略の長期修繕計画とを比較して、その見直しの必要性について検討することが望めます。

また、見直し後の長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、その概略の長期修繕計画と比較してチェックすることができます。

第3編 長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント

（注）コメント及び参考で用いた用語

区分所有法	建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）
適正化法	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）
適正化指針	マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）の三管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）に関する事項
標準管理規約	マンション標準管理規約（単棟型）（令和 3 年月国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室）
標準管理委託契約書	マンション標準管理委託契約書（平成 30 年 3 月国土交通省土地・建設産業局不動産課）
管理標準指針	マンション管理標準指針（平成 17 年 12 月国土交通省住宅局住宅総合整備課マンション管理対策室）

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、マンションにおける長期修繕計画の作成又は見直し（以下「作成」という。）及び修繕積立金の額の設定に関して、基本的な考え方等と長期修繕計画標準様式（以下「標準様式」という。）を使用しての作成方法を示すことにより、適切な内容の長期修繕計画の作成及びこれに基づいた修繕積立金の額の設定を促し、マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

〈コメント〉

◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、敷地、建物の共用部分及び附属施設について、法定点検などの保守点検や軽微な破損などに対して経常的な補修を行うほか、経年劣化に対応して計画修繕工事を適時適切に実施することが不可欠です。

特に、築古のマンションは省エネ性能が低い水準にとどまっているものが多く存在していることから、大規模修繕工事の機会をとらえて、マンションの省エネ性能を向上させる改修工事（壁や屋上の外断熱改修工事や窓の断熱改修工事等）を実施することは脱炭素社会の実現のみならず、各区分所有者の光熱費負担を低下させる観点からも有意義と考えられます。

◆計画修繕工事の実施には多額の費用を要します。計画修繕工事の実施時にその工事に必要な費用を一度に徴収すると、区分所有者の負担能力を超えて必要な費用が徴収できず、計画修繕工事を実施できなくなることも想定されます。このような事態を避けるためには、必要な費用を修繕積立金としてあらかじめ積み立てておくことが必要です。

そのためには、適切な長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定し、これらについて区分所有者の間で合意しておくことが重要です。

◆しかしながら、現状では、計画期間の不足、推定修繕工事項目の漏れなどによる不適切な内容の長期修繕計画が見受けられます。また、これに基づいて設定する修繕積立金の額も十分でないこともあり、計画修繕工事の実施時に、修繕積立金の不足が生じる原因となっています。

◆このガイドラインは、長期修繕計画の基本的な考え方等や標準様式を使用しての作成方法を示したものです。これを参考として活用することで、長期修繕計画の作成者（分譲会社、管理組合等）が適切な内容の長期修繕計画を作成できること、また、購入予定者や管理組合が長期修繕計画の内容の理解やチェックを容易にできることにより、計画修繕工事

の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

◆なお、このガイドラインは、マンションの修繕をとりまく環境や状況の変化に対応したものとなるよう、5年程度ごとに見直しについて検討を行うこととしています。

〈参考〉

- ・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を策定し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。（以下略）

- ・標準管理規約 第32条（業務）

管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下本条及び第48条において「組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務
- 四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
- 五 適正化法第103条第1項に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 修繕積立金の運用
（以下略）

- ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント①

① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。

2 対象とするマンション

このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住する住居専用の単棟型のマンションを対象としています。

しかしながら、マンションには、様々な形態、形状、仕様等があり、立地条件も異なっていることから、これらの諸条件に応じた長期修繕計画とするため、必要に応じて内容を追加して使用します。したがって、団地型のマンションにおいても内容を追加することで使用できます。

〈コメント〉

◆このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住するマンションを対象としていますが、いわゆるリゾートマンションや、一部に賃貸住宅を併設するマンション及び賃貸を目的としたマンション（投資用マンション等）にも使用できます。

なお、住宅の形態は、ファミリータイプを想定していますが、ワンルームタイプも使用できます。

◆単棟型のマンションを対象としていますが、必要な内容を追加することで、団地型のマンションにも適用できます。団地型マンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」がありますが、一般的な前者を想定しています。

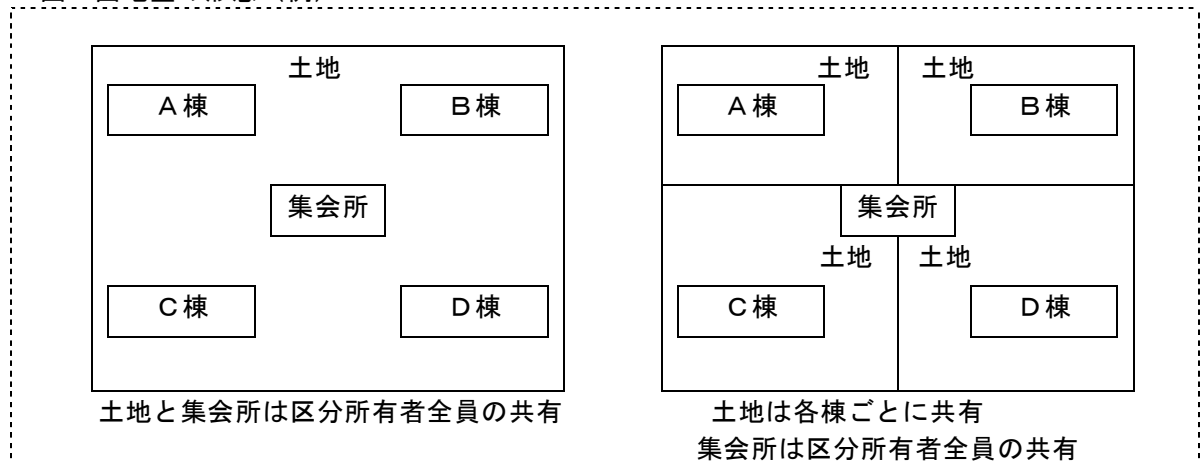
◆建物の規模は、中高層のマンションを対象としています。例えば、階数が11階以上の場合、消防用設備や避難設備などについて考慮する必要があります。また、超高層の場合、免震構造などの躯体関係、航空障害灯などの設備関係のほか、修繕工事の仮設足場にゴンドラ等を使用するなど施工方法も異なりますので、これらについて考慮する必要があります。

◆複合用途型マンションは、低層階に店舗や事務所などがあり、上層階に住宅があるマンションが一般的です。店舗等の部分には、様々な形態や仕様、設備等が考えられることから、このガイドラインの対象からは除外しています。複合用途型マンションの管理区分としては、全体共用部分、住宅部分の区分所有者が共用する住宅一部共用部分及び店舗等の区分所有者が共用する店舗一部共用部分がある場合が多く、長期修繕計画を作成する場合は、これらの範囲や費用負担のあり方などに考慮する必要があります。

◆その他、海沿いなど立地条件により、仕様や推定修繕工事の周期が異なる場合がありますので、これらについて考慮する必要があります。

〈参考〉

・図 団地型の形態（例）



3 ガイドラインの利用方法

長期修繕計画の作成者（分譲会社及び管理組合）は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。

新築マンションにおいて、分譲会社は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、これに基づいて修繕積立金（修繕積立基金を含む。）の額の設定を行います。これらに関しては、購入予定者に対して内容を説明し理解を得るよう努める必要があります。また、作成した長期修繕計画（案）は「推定修繕工事費内訳書」を含めて管理組合に引き渡すこと、及び総会（設立総会）において議決を行う場合に協力する必要があります。

購入予定者は、提示された長期修繕計画（案）の内容について、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。

既存マンションにおいて、管理組合は、長期修繕計画の見直し及びこれに基づく修繕積立金の額の設定に関する業務を専門家に委託（管理委託契約に含める場合を含む。）する際に、本ガイドラインを参考として依頼します。また、作成された長期修繕計画の内容を、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。

長期修繕計画の見直し等の業務を受託した専門家は、その成果物に関して管理組合に説明を行う必要があります。また、総会における議決に協力することが望まれます。

〈コメント〉

◆分譲会社は、分譲時において修繕積立金の額とその根拠となる長期修繕計画（案）を作成して、購入予定者に説明します。また、管理組合は、その重要な業務の1つとして、長期修繕計画を作成又は見直し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。その際に、本ガイドラインを参考にすることを想定しています。

◆新築マンションの分譲時において、分譲会社が、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、重要事項説明時に説明することで、購入予定者は、長期修繕計画（案）の内容や修繕積立金の額の理解、その比較検討が容易になります。また、より深く理解することにより、分譲会社からの引渡し後に開催する総会において決議が必要な場合に合意形成が進めやすくなります。

なお、長期修繕計画の「推定修繕工事費内訳書」が管理組合に引き渡されることにより、その見直しの時に作業が軽減されるため、管理組合が負担する費用も少なくなります。

◆管理組合は、長期修繕計画の見直しに関する業務を管理業者又は建築士事務所等に依頼する際に、本ガイドラインを参考にすることで、適切な内容に作成されることが期待できます。また、標準様式と比較することで、作成された見直し案の内容を容易にチェックすることができます。

業務の委託を受けた専門家が、このガイドラインを参考として説明することにより、管理組合は、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の理解が容易になり、総会における合意

形成が進めやすくなります。

〈参考〉

・適正化指針（3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項）

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。

（以下略）

・中高層分譲共同住宅（マンション）に係る管理の適正化及び取引の公正の確保について

建設省建設経済局長・住宅局長通達（平成4年12月25日付け建設省経動発第106号・建設省住管発第5

号）

第三 長期修繕計画の策定の促進及び修繕費用の適切な積立て等

宅地建物取引業者にあつてはマンションの分譲時に、また管理業者にあつては管理受託時に、マンションの実態に即した長期修繕計画の策定、これに基づく適切な修繕積立金の積立て及び適時の劣化診断の実施の必要性について、管理組合に対する周知に努めること。

・標準管理委託契約書 第3条（管理事務の内容及び実施方法）

管理事務の内容は、次のとおりとし、別表第1から第4に定めるところにより実施する。

- 一 事務管理業務（別表第1に掲げる業務）
- 二 管理員業務（別表第2に掲げる業務）
- 三 清掃業務（別表第3に掲げる業務）
- 四 建物・設備管理業務（別表第4に掲げる業務）

別表第1 事務管理業務 1 基幹事務

(3) 本マンション（専有部分を除く。以下同じ。）の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整

- 一 乙は、甲の長期修繕計画の見直しのため、管理事務を実施する上で把握した本マンションの劣化等の状況に基づき、当該計画の修繕工事の内容、実施予定時期、工事の概算費用等に、改善の必要があると判断した場合には、書面をもって甲に助言する。
- 二 長期修繕計画案の作成業務及び建物・設備の劣化状況等を把握するための調査・診断を実施し、その結果に基づき行う当該計画の見直し業務を実施する場合は、本契約とは別個の契約とする。
- 三 乙は、甲が本マンションの維持又は修繕（大規模修繕を除く修繕又は保守点検等。）を外注により乙以外の業者に行わせる場合の見積書の受理、発注補助、実施の確認を行う。

なお、「実施の確認」とは、別表第2 2（3）一に定める管理員が外注業務の完了の立会いにより確認できる内容のものをいう。

4 用語の定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次の各号に掲げるところによります。

- 一 マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいいます。
- 二 管理組合 適正化法第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいいます。
- 三 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項の区分所有者をいいます。
- 四 購入予定者 マンションの購入に係る売買契約を締結しようとする者をいいます。
- 五 分譲会社 マンションを分譲する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいいます。
- 六 管理業者 適正化法第 2 条第 8 号に規定するマンション管理業者をいいます。
- 七 専門家 管理業者、建築士事務所等の長期修繕計画の作成業務を行う者をいいます。
- 八 敷地 区分所有法第 2 条第 5 項に規定する建物の敷地をいいます。
- 九 附属施設 駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、樹木等建物に附属する施設をいいます。
- 十 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいいます。
- 十一 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいいます。
- 十二 管理規約 区分所有法第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する規約をいいます。
- 十三 推定修繕工事 長期修繕計画において、計画期間内に見込まれる修繕工事（補修工事（経常的に行う補修工事を除く。）を含む。以下同じ。）及び改修工事をいいます。
- 十四 計画修繕工事 長期修繕計画に基づいて計画的に実施する修繕工事及び改修工事をいいます。
- 十五 大規模修繕工事 建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事（全面的な外壁塗装等を伴う工事）をいいます。
- 十六 修繕積立金 計画修繕工事に要する費用に充当するための積立金をいいます。
- 十七 推定修繕工事費 推定修繕工事に要する概算の費用をいいます。
- 十八 修繕工事費 計画修繕工事の実施に要する費用をいいます。
- 十九 推定修繕工事項目 推定修繕工事の部位、工種等による項目をいいます。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の作成業務を行う専門家としては、管理業者や建築士事務所などがありますが、長期修繕計画の作成や修繕積立金の積立てを含めたマンションの管理運営に関する助言、指導その他の援助業務を行う専門家としては、マンション管理士などがあります。

◆建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事とは、例えば、全面的な

外部足場が必要な外壁塗装と屋上防水等を同時に行う場合があります。

〈参考〉

・適正化法 第2条（定義）第1号

一 マンション 次に掲げるものをいう。

イ ニ以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの並びにその敷地及び附属施設

ロ 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

・適正化法 第2条（定義）第3号

三 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

・区分所有法 第2条（定義）第2項

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

・宅地建物取引業法 第2条（用語の定義）第3号

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

・適正化法 第2条（定義）第1項第8号

八 マンション管理業者 第四十四条の登録を受けてマンション管理業を営む者をいう。

・区分所有法 第2条（定義）第5項

5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。

・区分所有法 第2条（定義）第3項

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

・区分所有法 第2条（定義）第4項

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。

・区分所有法 第30条（規約事項）第1項及び第2項

第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。

2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。

第2章 長期修繕計画の作成の基本的な考え方

第1節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等

1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。

そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。

- ①将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用等を明確にする。
- ②計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。
- ③修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。

〈コメント〉

◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、建物及び設備の経年劣化に対応して適時適切に修繕工事を行うことが必要です。さらに、区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の耐震性や断熱性などの性能を新築時の水準から向上させる改修工事を行うことが望まれます。

◆修繕工事及び改修工事を適時適切に、また円滑に実施するためには、長期修繕計画を作成し、この計画を踏まえて計画修繕工事を実施することと、計画修繕工事に要する費用に充当するため、この計画に基づいて修繕積立金の額を設定し積み立てることが不可欠です。

◆具体的には、将来の一定期間に見込まれる修繕工事及び改修工事について、①マンションの形状、仕様などに応じた内容、②経済性（順序、集約化など）、立地条件、劣化状況などを考慮したおおよその時期、③必要となる概算の費用などを明確にします。

◆また、区分所有者が負担する修繕積立金の額の根拠としても、その用途となる将来の修繕工事及び改修工事の内容等を明示することが必要です。

◆長期修繕計画の作成により、どのような工事を、おおよそいつごろ、どの程度の費用をかけて行うのか、そのためにどの程度の資金が必要かなどについて、区分所有者が十分理解し、その内容を合意しておくことによって、計画修繕工事を実施するための合意形成が円滑になると考えられます。

◆建物の敷地、構造及び設備の最低基準として「建築基準法」が定められています。この法律の中でマンションなどの建築物の所有者又は管理者は、敷地や建物・設備を常に関係法令に適合している状態に維持するように努め、また、必要に応じ、維持保全（点検や修繕など）に関する準則（複数の計画相互の整合性を図るもの）又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないと定められています。

〈参考〉

- ・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。（以下略）

- ・標準管理規約 第32条（業務）第3号

第三十二条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修繕計画書の管理

- ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント①

① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。

- ・建築基準法 第8条（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

（注）「建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件」

（昭和60年3月19日 国土交通省告示第606号）

2 基本的な考え方

一 長期修繕計画の対象の範囲

単棟型のマンションの場合、管理規約に定めた組合管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（共用部分の修繕工事又は改修工事に伴って修繕工事が必要となる専有部分を含む。）を対象とします。

また、団地型のマンションの場合は、多様な所有・管理形態（管理組合、管理規約、会計等）がありますが、一般的に、団地全体の土地、附属施設及び団地共用部分並びに各棟の共用部分を対象とします。

なお、共用部分の給排水管の取替えと専有部分の給排水管の取替えを同時に行うことにより、専有部分の給排水管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられます。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の給排水管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて管理規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等についても十分留意することが必要です。

〈コメント〉

◆単棟型のマンションの場合、標準管理規約では、敷地、建物の共用部分及び附属施設（建物の専有部分を除く部分）の管理については、「管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。」としています。

◆また、共用部分の排水管の取替えを行うために、パイプシャフトに面した専有部分の壁を一旦撤去した後に修復することがあります。このような共用部分の修繕工事及び改修工事に伴う専有部分の修繕工事は、管理組合が費用を負担しますので、長期修繕計画の対象に含むこととなります。

◆計画修繕工事の実施におけるトラブルを避けるためにも、標準管理規約（単棟型）の第7条（専有部分の範囲）、第8条（共用部分の範囲）などを参考にして、建物の共用部分の範囲（所有区分、使用区分及び管理区分）を整理し、管理規約に明示しておく必要があります。

◆団地型のマンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」があります。

前者の場合、土地、附属施設及び団地共用部分を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの共用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。修繕積立金は、それぞれの長期修繕計画に基づいて設定した団地修繕積立金と各棟修繕積立金に区分して積み立てます。後者の場合、団地共用部分及び附属施設を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの敷地と建物の共

用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。

なお、団地を構成する棟の数、各棟の建物の規模、構造、建物の完成時期などの差異について十分考慮する必要があります。

◆組合管理部分の修繕工事には、①経常的な補修工事（管理費から充当）、②計画修繕工事及び③災害や不測の事故に伴う特別修繕工事があります。このうち、長期修繕計画は、計画修繕工事を対象としたものです。

◆共用部分の配管給排水管の取替えに併せて、専有部分の給排水管の取替えを行う場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の給排水管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて管理規約に規定する等、区分所有者間で十分に合意形成を図っておくことが必要です。また、これらの合意形成がなされる前に工事を行った区分所有者に対しては、当該区分所有者に対する補償の有無等について留意することが必要です。

なお、修繕積立金から専有部分の工事費用として拠出する場合には、その対象を共用部分と構造上一体となった部分及び共用部分の管理上影響を及ぼす部分（いわゆる横引き配管など）に留め、これに連結された室内設備類は区分所有者の負担とすることが相当です。

〈参考〉

- ・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（3） 共用部分の範囲及び管理費用の明確化）

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

- ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理）

第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為（区分所有法第18条第1項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを 行わなければならない。

2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

- ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理）関係コメント

① 第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書において、保存行為は、各共有者ができると定められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別段の定めをするものである。

② 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。

③ バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担において行わなければならないのは、計画修繕等である。

④ 本条ただし書の「通常の使用に伴う」保存行為とは、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入れ替え等である。

⑤ バルコニー等の経年劣化への対応については、③のとおり管理組合がその責任と負担において、計画修繕として行うものである。

ただし、バルコニー等の劣化であっても、長期修繕計画作成ガイドラインにおいて管理組合が行うものとされている修繕等の周期と比べ短い期間で発生したものであり、かつ、他のバルコニー等と比較して劣化の程度が顕著である場合には、特段の事情がない限りは、当該バルコニー等の専用使用権を有する者の「通常の使用に伴う」ものとして、その責任と負担において保存行為を行うものとする。なお、この場合であっても、結果として管理組合による計画修繕の中

- で劣化が解消されるのであれば、管理組合の負担で行われることとなる。
- ⑥ バルコニー等の破損が第三者による犯罪行為等によることが明らかである場合の保存行為の実施については、通常の使用に伴わないものであるため、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、同居人や賃借人等による破損については、「通常の使用に伴う」ものとして、当該バルコニー等の専用使用権を有する者がその責任と負担において保存行為を行うものとする。
- ⑦ 第2項の対象となる設備としては、配管、配線等がある。配管の清掃等に要する費用については、第27条第三号の「共用設備の保守維持費」として管理費を充当することが可能であるが、配管の取替え等に要する費用のうち専有部分に係るものについては、各区分所有者が実費に応じて負担すべきものである。なお、共用部分の配管の取替えと専有部分の配管の取替えを同時に行うことにより、専有部分の配管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられる。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の配管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等についても十分留意することが必要である。
- ⑧ 第3項ただし書は、例えば、台風等で住戸の窓ガラスが割れた場合に、専有部分への雨の吹き込みを防ぐため、割れたものと同様の仕様の窓ガラスに張り替えるというようなケースが該当する。また、第5項は、区分所有法第19条に基づき、規約で別段の定めをするものである。
- 承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断はあくまで理事会の決議によるものである（第54条第1項第五号参照）。
- ⑨ 区分所有法第26条第1項では、敷地及び共用部分等の保存行為の実施が管理者（本標準管理規約では理事長）の権限として定められている。第6項では、災害等の緊急時における必要な保存行為について、理事長が単独で判断し実施できることを定めるものである。災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・減失を防止して現状の維持を図るための比較的軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。この場合に必要な支出については、第58条第6項及びコメント第58条関係⑤を参照のこと。
- ⑩ 災害等の緊急時において、保存行為を超える応急的な修繕行為の実施が必要であるが、総会の開催が困難である場合には、理事会においてその実施を決定することができることとしている（第54条第1項第十号及びコメント第54条関係①を参照）。しかし、大規模な災害や突発的な被災では、理事会の開催も困難な場合があることから、そのような場合には、保存行為に限らず、応急的な修繕行為の実施まで理事長単独で判断し実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。更に、理事長をはじめとする役員が対応できない事態に備え、あらかじめ定められた方法により選任された区分所有者等の判断により保存行為や応急的な修繕行為を実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。なお、理事長等が単独で判断し実施することができる保存行為や応急的な修繕行為に要する費用の限度額について、予め定めておくことも考えられる。
- ⑪ 第6項の災害等の緊急時における必要な保存行為の実施のほか、平時における専用使用権のない敷地又は共用部分等の保存行為について、理事会の承認を得て理事長が行えることとや、少額の保存行為であれば理事長に一任することを、規約において定めることも考えられる。その場合、理事長単独で判断し実施することができる保存行為に要する費用の限度額について、予め定めておくことも考えられる。

・表 標準管理規約（単棟型）による区分

所有区分	使用区分	管理区分	修繕等の手続き
専有 (第7条)	専用 (第12条)	区分所有者 (第20条) (例外：第21条第2項)	管理組合の承認 (第17条、第18条)
共有 (第9条)	専用（専用使用権） 〔バルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、専用庭など〕 (第14条)	区分所有者 〔通常の使用に伴うもの〕 (第21条第1項) (例外：第22条第2項)	
	共用 (第8条)	管理組合 (第21条第1項) (第22条第1項)	長期修繕計画 計画修繕工事 (第32条、第48条)

(注) () 内は、該当条文

二 長期修繕計画の作成の前提条件

長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。

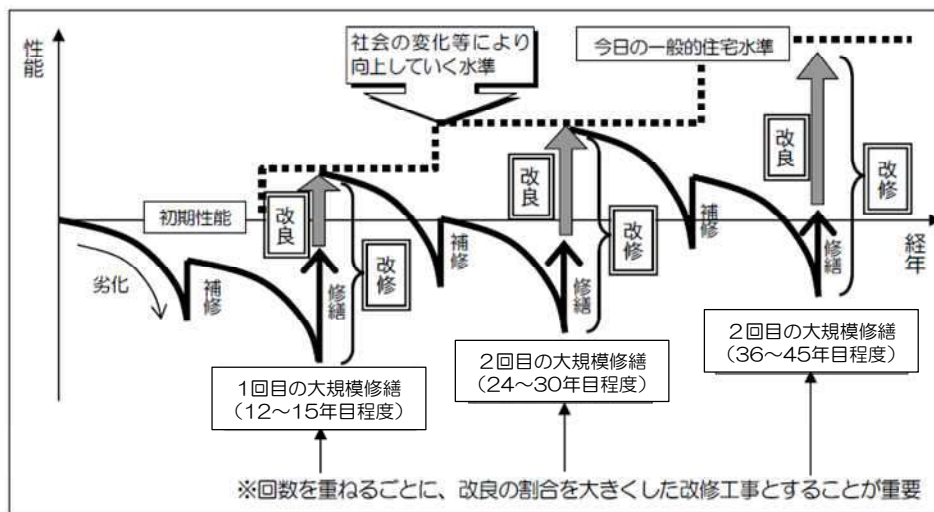
- ①推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。
- ②区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。
- ③計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。
- ④計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づいて判断する。

〈コメント〉

◆新築マンションの場合、経年に伴う物理的な劣化などにより低下する性能・機能を新築時の水準に維持、回復すること（修繕）が基本となります。

◆既存マンションの場合、経年に伴う生活様式や社会環境の変化等の社会的な要因などから、耐震性や断熱性など建物及び設備の性能・機能を新築時の水準から向上させること（改修）も必要となります。

図 マンションの補修・修繕・改修の概念図



（出典：「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」／国土交通省に一部加筆）

- ①改修：現状レベルを現時点で望まれるレベルまで回復させる（修繕＋改良）
- ②修繕：現状レベルを新築当初のレベルまで回復させる
- ③補修：現状レベルを実用上支障のないレベルまで回復させる

◆マンションの建物及び設備の状態を良好に保つためには、日常的又は定期的にその状態（建物各部の不具合や設備等の作動異常など）を把握し、適切にその処置（消耗品の交換、作動調整、補修など）を行い、それを記録し、整理・保管しておくことが必要です。

一定規模以上のマンションでは、建築基準法や消防法などの法令で点検等の実施と報告

が義務付けられています（法定点検）。その他の点検としては、一般的には管理業者に委託して日々行う「日常点検」、エレベーターなど保守会社等との契約に基づく「保守契約による点検」などがあります。

＊エレベーターの「保守契約による点検」の場合、国土交通省が平成 28 年 2 月に策定した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に沿った点検を行うことも重要です。

◆長期修繕計画の推定修繕工事は、設定した内容や時期はおおよそその目安ですし、費用も概算です。したがって、計画修繕工事を実施する際は、その基本計画の検討時において、建物及び設備の現状、修繕等の履歴などの調査・診断を行い、その結果に基づいて内容や時期等を判断します。なお、法定点検の結果、要是正の判定となった場合に必要となる修理や部品の交換等を速やかに行うことが重要であるため、これらの対応については、原則として長期修繕計画の推定修繕工事の対象外とすることが望ましいと考えられます。

〈参考〉

・表 マンションの法定点検（内容は地域によって異なる場合があります。）

法定点検の名称 (関係する法令)	点検の内容	点検の時期	
特定建築物定期調査 (建築基準法 12 条 1 項)	調査	おおむね 6 か月～3 年の間で特定行政庁が定める時期	
建築設備定期検査 (建築基準法 12 条 3 項)	検査	おおむね 6 か月～1 年の間で特定行政庁が定める時期	
防火設備定期検査 (建築基準法 12 条 3 項)	検査	おおむね 6 か月～1 年の間で特定行政庁が定める時期	
昇降機等定期検査 (建築基準法 12 条 3 項)	検査	おおむね 6 か月～1 年の間で特定行政庁が定める時期	
消防用設備等点検 (消防法 17 条の 3 の 3)	機器点検	6 か月に 1 回	報告は、3 年に 1 回 (複合用途については、1 年に 1 回 となる場合があります。)
	総合点検	1 年に 1 回	
専用水道定期水質検査 (水道法 3 条 6 項、34 条)	水質検査	1 か月に 1 回以上	
	消毒の残留効果 等に関する検査	1 日 1 回以上	
簡易専用水道管理状況検査 (水道法 3 条 7 項、34 条の 2)	管理の検査	毎年 1 回以上定期	
	水槽の掃除	毎年 1 回以上定期	
浄化槽の保守点検、清掃、定期検査 (浄化槽法 7 条、10 条、11 条)	保守点検	浄化槽の種類により 1 週間～6 か月ごとに 1 回以上	
	清掃	全ばつ気方式はおおむね 6 か月ごとに 1 回以上、 その他は 1 年に 1 回	
	水質検査	1 年に 1 回 (7 条に該当する新たに設置、又は構造や 規模の変更する場合は、使用開始後の 3 ヶ月から 5 ヶ月間についても必要です。)	
自家用電気工作物定期点検 (電気事業法 39 条、42 条)	月次点検	1 か月に 1 回	
	年次点検	1 年に 1 回	

※特定行政庁：建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。
報告の窓口は、市町村の担当課、都道府県の出先機関の担当課、関係団体等です。

・表 定期検査報告書の判定基準

調査・検査の結果の判定基準	
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正をうながすものであり、報告を受けた特定行政庁は、所有者等が速やかに是正する意志がない等の場合に必要に応じて是正状況の報告聴取や是正命令を行うこととなります。
既存不適格	建築基準法の現行基準に適合していないため、できるだけ早く改善することが望ましいものです。
要重点点検	次回の調査・検査までに「要是正」に至るおそれが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに、要是正の状態に至った場合は速やかに対応することをうながすものです。
指摘なし	要重点点検及び要是正に該当しないものです。 ※なお、要是正及び要重点点検に該当しない場合にあっても、特記事項として注意をうながすこともあります。

※要重点点検は、昇降機等の一部の検査項目にあります。

三 長期修繕計画の精度

長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。

推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果に基づいて行います。

したがって、長期修繕計画は、次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間（５年程度）ごとに見直していくことを前提としています。

- ①推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。
- ②時期（周期）は、おおよその目安であり、立地条件等により異なることがある。
- ③収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価・工事費価格及び消費税率の変動など不確定な要素がある。

〈コメント〉

◆長期修繕計画は、作成又は見直し時点で、①計画期間において見込まれる推定修繕工事の内容、②おおよその時期の目安、③必要とする概算の費用、④修繕積立金との収支計画に関して定めるものです。

◆推定修繕工事の内容の設定や概算の費用の算出は、新築マンションの場合、設計図書のほか、工事請負契約書により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考にして、長期修繕計画用に設定します。また、既存マンションの場合、分譲会社から引き渡された設計図書、保管している修繕等の履歴のほか、現状の調査・診断の結果に基づいて、長期修繕計画用に設定します。

◆本文に掲げる事項のとおり、作成又は見直し時点で数十年先までの推定修繕工事の内容等を設定することには限度があります。したがって、長期修繕計画は、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではなく、計画修繕工事の実施時の見積りのように修繕設計を基にして詳細に積算することまでは求めています。また、一定期間（５年程度）ごとに見直すことを前提としています。

3 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件

一 管理規約の規定

管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関する次に掲げる事項について、マンション標準管理規約（以下「標準管理規約」という。）と同趣旨の規定を定めることが必要です。

- ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更）
- ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更）
- ③管理費と修繕積立金の区分経理
- ④修繕積立金の使途範囲
- ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止
- ⑥専有部分と共用部分の区分
- ⑦敷地及び共用部分等の管理

また、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間（５年程度）ごとに見直しを行う規定を定めることも望まれます。

〈コメント〉

◆単棟型のマンションの場合、管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関して、次に掲げる事項について、標準管理規約と同趣旨の規定を定めることが必要です。また、その管理規約を区分所有者等が閲覧できるように保管することも必要です。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更） | 【標準管理規約第 32 条】 |
| ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更） | 【標準管理規約第 48 条】 |
| ③管理費と修繕積立金の区分経理 | 【標準管理規約第 28 条第 5 項】 |
| ④修繕積立金の使途範囲 | 【標準管理規約第 28 条第 1 項～第 4 項】 |
| ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止 | 【標準管理規約第 25 条、第 60 条第 6 項、第 61 条】 |
| ⑥専有部分と共用部分の区分 | 【標準管理規約第 7 条、第 8 条、別表第 2】 |
| ⑦敷地及び共用部分等の管理 | 【標準管理規約第 21 条、第 22 条】 |

◆また、長期修繕計画は、一定期間（５年程度）ごとに見直すことを前提としており、併せて、修繕積立金の額の見直しも必要です。これらの見直しの実施が確実に行われるようにするために、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間ごとに見直すことを管理規約で定めることが望まれます。

〈参考〉

・区分所有法 第 30 条（規約事項）第 1 項

第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。

・適正化指針（２ マンション管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項 （２） 管理規約）

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

（以下略）

二 会計処理

管理組合は、修繕積立金に関して、次に掲げる事項により会計処理を行うことが必要です。

- ①修繕積立金は管理費と区分して経理する。
- ②専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料は、これらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。
- ③修繕積立金（修繕積立基金を含む。）を適切に管理及び運用する。
- ④修繕積立金の使途は、標準管理規約第 28 条に定められた事項に要する経費に充当する場合に限る。

〈コメント〉

◆マンションにおける修繕工事には、①経常的な補修工事、②計画修繕工事と③災害や不測の事故等による特別修繕工事があり、これらに充当する費用は経理上区分します。

表 マンションの維持管理と経費

区 分		内 容	費用の区分
点検		建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など	管理費
調査・診断		計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断	修繕積立金 (注)
長期修繕計画の見直し		5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。	
修 繕 工 事	経常的補修	摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）	管理費
	計画（大規模）修繕	経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）	修繕積立金
	特別修繕	不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事	

(注) 標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント④によれば、長期修繕計画の作成（又は見直し）に要する経費及びそのために事前に行う調査・診断に要する経費は、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでも充当することができます。

しかし、計画的に行うためには長期修繕計画に費用を計上し、修繕積立金から充当することが必要です。

◆専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などを徴収している場合は、それらの管理に要する費用に充当する額を差し引いた額を修繕積立金会計に繰り入れます。

◆積み立てた修繕積立金は、計画修繕工事に要する経費に充当する場合に取り崩すことができます。また、災害や不測の事故に伴う特別の修繕等やマンションの建替えを目的とした調査等に要する経費に充当する場合にも取り崩すことができます。

◆修繕積立金の取崩しは、標準管理規約では、総会の決議事項と規定しています。したが

って、修繕積立金を取り崩して行う長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断に係る費用については、事業計画（案）及び収支予算（案）に含めて、総会で決議する必要があります。（なお、不測の事故や自然災害による被害の応急的な復旧に備えて、少額の予備費の支出についてあらかじめ総会で決議しておくことも考えられます。）点検についても同様に、共用設備の保守維持費、委託業務費などとして、毎年度、管理費の支出に含めておきます。

〈参考〉

・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取）

第19条 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（4）管理組合の経費）

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。（以下略）

・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第1項

第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
- 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
- 三 敷地及び共用部分等の変更
- 四 建物の建替え及びマンション敷地売却（以下「建替え等」という。）に係る合意形成に必要となる事項の調査
- 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理（以下略）

・標準管理規約 第28条（業務）関係コメント①

① 対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、修繕積立金を必ず積み立てることとしたものである。

・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント④

④ 長期修繕計画の作成又は変更に必要な経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に必要な経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。ただし、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に必要な経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。（以下略）

・標準管理規約 第25条（管理費等）

第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。

- 一 管理費
- 二 修繕積立金

2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。

・標準管理規約 第60条（管理費等の徴収）第6項

6 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

・標準管理規約 第 61 条（管理費等の過不足）

第 61 条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。

2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第 25 条第 2 項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

三 設計図書等の保管

管理組合は、分譲会社から交付された設計図書、数量計算書等のほか、計画修繕工事の設計図書、点検報告書等の修繕等の履歴情報を整理し、区分所有者等の求めがあれば閲覧できる状態で保管することが必要です。なお、設計図書等は、紛失、損傷等を防ぐために、電子ファイルにより保管することが望めます。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を行うに当たっては、専門家に調査・診断を依頼し、建物や設備の現状を把握する必要があります。その際は、新築時の設計図書、過去に実施した計画修繕工事の図面や書類、法定点検等の報告書、調査・診断の報告書など修繕等の履歴情報が大変有用なものとなります。（整備されていると専門家の作業が軽減され、負担する費用が削減できます。）したがって、これらを整理し、区分所有者又は利害関係者が閲覧できる状態で保管することが必要です。

◆マンションの建設工事が完了した日が、適正化法の施行日（平成13年8月1日）以降の場合、同法第103条第1項に基づいて設計に関する図書が交付されていますので、保管しているか確認してください。

また、標準管理規約第32条関係コメント⑤及び⑥に掲げられている図書も修繕に有用な図書や書類ですので、整理して管理員事務室などに大切に保管しておきます。必要な図書がない場合は、分譲会社に写しの提供を依頼するか、計画修繕工事の修繕設計の際などに必要な図面を整備しておくことが望めます。

◆新築時の設計図書や修繕工事の図面は、閲覧や貸出による傷みや紛失を防ぐために、原本は厳重に保管し、コピー（紙）や電子ファイル化の上、閲覧や貸出に応じることが望めます。なお、公益財団法人マンション管理センターが運営する「マンションみらいネット」を活用し、電子ファイルにより保管する方法（バックアップ用の電子ファイルを保管）もあります。

〈参考〉

・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

（略）管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。（以下略）

・適正化法 第103条（設計図書の交付等）第1項

第百三条 宅地建物取引業者（略）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（略）を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。

・適正化法施行規則 第 102 条(法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書)

第百二条 法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書は、次の各号に掲げる、工事が完了した時点の同項の建物及びその附属施設(駐車場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機械設備を含む。)に係る図書とする。

- | | |
|-----------------|----------|
| 一 付近見取図 | 七 基礎伏図 |
| 二 配置図 | 八 各階床伏図 |
| 三 仕様書(仕上げ表を含む。) | 九 小屋伏図 |
| 四 各階平面図 | 十 構造詳細図 |
| 五 二面以上の立面図 | 十一 構造計算書 |
| 六 断面図又は矩計図 | |

・標準管理規約 第 32 条(業務)第五号、第六号

第 32 条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 五 適正化法第 103 条第 1 項に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等

・標準管理規約 第 32 条(業務)関係コメント⑤及び⑥

⑤ 管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第 103 条第 1 項に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む。)、各階平面図、2 面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書である。ただし、同条は、適正化法の施行(平成 13 年 8 月 1 日)前に建設工事が完了した建物の分譲については適用されないこととなり、これに該当するマンションには上述の図書が交付されていない場合もある。

他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設計関係書類(数量調書、竣工地積測量図等)、特定行政庁関係書類(建築確認通知書、日影協定書等)、消防関係書類、給排水設備図や電気設備図、機械関係設備施設の関係書類、売買契約書関係書類等がある。

このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書を規約に記載することが望ましい。

⑥ 修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 2 項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備(昇降機を含む。)の定期検査報告、消防法第 8 条の 2 の 2 の防火対象物定期点検報告等の法定点検、耐震診断結果、石綿使用調査結果など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるように管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。

・標準管理委託契約書 第 3 条(管理事務の内容及び実施方法)

管理事務の内容は、次のとおりとし、別表第 1 から第 4 に定めるところにより実施する。

- 一 事務管理業務(別表第 1 に掲げる業務)
- 二 管理員業務(別表第 2 に掲げる業務)
- 三 清掃業務(別表第 3 に掲げる業務)
- 四 建物・設備管理業務(別表第 4 に掲げる業務)

別表第 1 事務管理業務 2 基幹事務以外の事務管理業務

(3) その他 ③図書等の保管等

- 一 乙は、本マンションに係る設計図書を、甲の事務所で保管する。
- 二 乙は、甲の管理規約の原本、総会議事録、総会議案書等を、甲の事務所で保管する。
- 三 乙は、解約等により本契約が終了した場合には、乙が保管する前 2 号の図書等、本表 2 (1) で①整備する組合員等の名簿及び出納事務のため乙が預かっている甲の口座の通帳、印鑑等を遅滞なく、甲に引き渡す。

第2節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順

1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順

新築マンションの場合は、分譲会社が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、購入契約時の書面合意により分譲会社からの引渡しが完了した時点で決議したものとするか、又は引渡し後速やかに開催する管理組合設立総会において、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議することがあります。

既存マンションの場合は、長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定について、理事会、専門委員会等で検討を行ったのち、専門家に依頼して長期修繕計画及び修繕積立金の額を見直し、総会で決議します。なお、長期修繕計画の見直しは、単独で行う場合と、大規模修繕工事の直前又は直後行う場合があります。

〈コメント〉

◆新築マンションの場合は、分譲会社が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、重要事項説明に併せて説明を受け、購入契約時の書面合意により分譲会社からの引渡しが完了した時点で決議したものとするか、引渡し後速やかに管理組合設立総会を開催し、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議することが一般的です。

◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。

〈参考〉

・標準管理規約 第48条（議決事項）

第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
- 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法
- 三 収支決算及び事業報告
- 四 収支予算及び事業計画
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 七 修繕積立金の保管及び運用方法
- 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請
- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し

（以下略）

・区分所有法 第39条（議事）第1項、第2項

第三十九条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。

・標準管理規約 第47条（総会の会議及び議事）

第47条 総会の会議（WEB 会議システム等を用いて開催する会議を含む。）は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。

2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。

3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。

一 規約の制定、変更又は廃止

二 敷地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。）

三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起

四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧

五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項

（以下略）

・長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の手順

（例）（長期修繕計画の見直しを単独で行う場合）

発意（理事会等）

理事会、専門委員会等による検討（長期修繕計画の見直し事項等）

総会決議（見直しの実施、専門家の選定）

専門家への依頼（業務委託契約）

調査・診断の実施 設計図書等の資料調査、現地調査
必要により区分所有者のアンケート調査

長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し（マンションのビジョンの検討）

区分所有者への事前説明会

総会決議（長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し）

長期修繕計画（総会議事録）の配付

保管

2 検討体制の整備

長期修繕計画の見直しに当たっては、必要に応じて専門委員会を設置するなど、検討を行うために管理組合内の体制を整えることが必要です。

〈コメント〉

◆例えば、大規模修繕工事の実施を踏まえて長期修繕計画を見直す場合は、理事会の発意から計画修繕工事の実施、計画の見直しに至るまでに数年の期間を要しますし、専門的な知識が必要とされます。しかしながら、役員は、1年・2年で交代することが多く、管理組合の通常の運営だけでも多忙です。長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を成功させるためには、理事会の諮問機関として、維持管理に関する検討や実施のための継続性のある専門委員会を設けて、経験や知識のある区分所有者の参加を求めることが必要です。

◆専門委員会の運営は、潜在している組合員個々の能力を引き出し、管理組合全体の取り組みとするような仕組みを考えて実施することが望めます。また、必要に応じて、適切なアドバイスをしてくれる専門家を選ぶことも必要です。

〈参考〉

・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置）

第55条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。

・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置）関係コメント

① 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の費用が専門委員会の検討に必要な場合、運営細則の制定が必要な場合等は、専門委員会の設置に総会の決議が必要となる。

② 専門委員会は、検討対象に関心が強い組合員を中心に構成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的知識を有する者（組合員以外も含む。）の参加を求めることもできる。

・適正化指針（1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向（3））

(3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。

・標準管理規約 第34条（専門的知識を有する者の活用）

第34条 管理組合は、マンション管理士（適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。）その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

・標準管理規約 第 33 条及び第 34 条（専門的知識を有する者の活用）関係コメント

- ① マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するという形態ゆえ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上で区分所有者間の合意形成を進めることが必要である。

このような中で、マンションを適切に維持、管理していくためには、法律や建築技術等の専門的知識が必要となることから、管理組合は、マンション管理業者等第三者に管理事務を委託したり、マンション管理士その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野にも適切に対応しつつ、マンション管理を適正に進めることが求められる。

なお、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わる場合の考え方については、全般関係③、別添 1 等を参照のこと。

- ② 管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有する者としては、マンション管理士のほか、マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォームマネージャー等の民間資格取得者などが考えられる。

- ③ 専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられる。

3 長期修繕計画の作成業務の依頼

管理組合が、専門家に長期修繕計画の見直しを依頼する際は、標準様式を参考として、長期修繕計画作成業務発注仕様書を作成し、依頼する業務の内容を明確に示すことが必要です。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断の業務は、一般的に、管理会社との管理委託契約に含めたり、建築士事務所等と個別に契約を締結するなどの方法が採られます。

その際、依頼の内容が不十分であると、成果物である長期修繕計画の内容も不十分になることも考えられますので、標準様式第1号や次ページの例を参考にして、「長期修繕計画作成業務発注仕様書」を作成し、専門家に依頼してください。なお、発注仕様書の内容で不明な点は、専門家に相談し確認してください。

〈参考〉

・長期修繕計画作成業務発注仕様書（例）

長期修繕計画作成業務発注仕様書（例）		年 月 日	
(1) 依頼者		棟	
マンション(団地)名		/	
管理組合名		(号室) Tel() -	
理事長名		(号室) Tel() -	
連絡担当者名		〒	
所在地			
(2) 業務内容			
□長期修繕計画の作成: □見直し、□その他() [□長期修繕計画車庫、田規模修繕工事の□前・□後] □様式は、長期修繕計画標準様式(国土交通省)による。 □構造・設備の性能向上の希望: □耐震、□省エネ、□バリアフリー、□防犯、□その他() □調査・診断報告書の作成: □長期修繕計画用(簡易診断)、□大規模修繕工事用(名に状態: □は) □区分所有者に対するアンケート調査: □建物、□給・排水管、□その他() □修繕積立金の額の案数(案)、借入: □可・□否、一時金: □可・□否、□その他() □専門委員会への出席、□理事会への出席、□事前説明会への出席、□総会への出席 □長期修繕計画の説明資料の作成			
(3) 敷地、建物の概要 (注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分			
敷地面積		㎡ 権利関係 □所有権、□借地権、□地上権	
建築面積 (建築率)		㎡ (現行 %) (注)	
延べ面積 (容積率)		㎡ (現行 %) (注)	
専有面積の合計		㎡ (注) / タイプ別専有面積別表	
構造		造	
階数/棟数		地上 階地下 階 (地上 階地下 階 / 棟)	
住戸数		住戸 戸 / (店舗・事務所等 区画) (注)	
竣工日		年 月 日 (経年 年)	
(4) 設備、附属施設の概要 (注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分			
給・排水設備		□給水ポンプ、□排水ポンプ、□受水槽、□高置水槽、□浄化槽	
ガス設備		□ガス、□セントラル給湯	
空調・換気設備		□空気調和機、□換気	
電力設備		□ (自家用) 変圧電圧、□避雷針、□自家発電、□蓄電池、 □太陽光発電、□非常電源	
情報・通信設備		□テレビ共聴 (□アンテナ・□ケーブル)、□電話設備、□インターネット、 □インターホン、□オートロック、□防犯カメラ等、□電波障害対策、 □その他 ()	
消防用設備		□屋内消火栓、□自動火災報知器、□連結送水管、□避難設備、 □スプリンクラー、□その他 ()	
昇降機設備		□昇降機 () 台	
駐車場設備		□平面 () 台、□機械式 () 台、□自走式 () 台、計 () 台、 □ターンテーブル	
附属建物		□集会室 (□棟内、□別棟)、□管理員室 (□棟内、□別棟) □自転車置場、□バイク置場、□ゴミ集積所、□遊具 (プレイロット)、 □その他 □陸上緑化	
(5) 関係者			
分譲会社名			
施工会社名			
設計・監理事務所名		会社名 Tel () -	
管理会社名		管理員名、勤務形態 () Tel () -	
(分譲時) 長期修繕計画案の作成者		会社名 Tel () -	

(6) 管理組合管理部分	
管理規約の規定 (敷地、共用部分、附属建物)	
(7) 維持管理の状況 (団地 / 棟)	
① 主な修繕工事の実施	
部 位	実施年月 修繕工事の概要
年 月	
年 月	
年 月	
② 長期修繕計画の見直し	
時 期	実施年月 見直しの要点・発注先
年 月	
年 月	
年 月	

(8) 設計図書等の保管状況	
□設計図書 (竣工図)	保管場所 ()
□構造計算書	保管場所 ()
□数量計算書 (竣工図に基づく数量計算書)	保管場所 ()
□確認申請書類本	保管場所 ()
□分譲パンフレット	保管場所 ()
□アフターサービス規程	保管場所 ()
□点検報告書	保管場所 ()
□調査・診断報告書 (過去に実施したもの)	保管場所 ()
□修繕工事の設計図書等 (仕様書、図面、数量計算書等)	保管場所 ()
□電設障害協定書、□建設住宅性能評価書、□設計住宅性能評価書、□石綿使用調査結果の記録、 □その他 ()	保管場所 ()
□長期修繕計画	保管場所 ()
□管理規約	保管場所 ()
□現に有効な管理規約 □原始規約	保管場所 ()
□各種ハザードマップ	保管場所 ()

(9) 金計状況 (団地 / 棟) (複数棟の場合は)	
借入金金の残高	年 月 日現在 (円)
修繕積立金の残高	年 月 日現在 (円)
修繕積立金の額	月 当たり・戸 当たり (円)
専用使用料からの繰入	月 当たり・戸 当たり (円)
駐車場等の使用料からの繰入	月 当たり・戸 当たり (円)
その他の繰入	月 当たり・戸 当たり (円)
(注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) 及び棟別に区分 (複合用途型の場合は、全体、住宅一部および店舗一部に区分)	

別表 タイプ別専有面積	
住戸タイプ	専有面積 (㎡)
小計	
(店舗等)	
小計	
合計	

4 調査・診断の実施

長期修繕計画の見直しに当たっては、事前に専門家による設計図書、修繕等の履歴等の資料調査、現地調査、必要により区分所有者に対するアンケート調査等の調査・診断を行って、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等の現状を把握し、これらに基づいて作成することが必要です。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の見直しに当たっては、建物・設備の劣化状況などを把握するために調査・診断を行います。

劣化の調査・診断のレベルは、一般的に次表のように分類されています。1次診断（簡易診断）は、建物の劣化の状況を大まかに把握し、2次・3次診断（詳細診断）は、劣化の要因を特定し、修繕工事の要否や内容等の判断を行う目的で行います。

表 調査・診断レベルの分類

診断レベル			主な目的	調査方法	調査対象
予備調査・診断			現状把握、本調査・診断の要否	資料調査、目視調査、アンケート調査	設計図書、修繕等履歴情報、外観
本調査・診断	1次診断（簡易診断）		現状把握、劣化の危険性の判断	資料調査、目視調査、軽微な機器	設計図書、修繕等履歴情報、外観
	詳細診断	2次診断	劣化の危険性の判断、修繕の要否の判断	非破壊試験、微破壊試験	主に共用部分
		3次診断	より詳細な診断、評価	局部破壊試験を伴う	主に共用部分、一部の専有部分を含む

（出典：「既存マンション躯体の劣化度調査・診断技術マニュアル」／独立行政法人建築研究所（加筆）

◆長期修繕計画の見直しのために単独で行う場合は、長期修繕計画に必要とされるすべての項目について漏れのないように行います。なお、著しい劣化がないかぎり目視調査など簡易なものにとどまります。また、計画修繕工事の実施のために行う場合は、劣化状況に応じて、目視調査から非破壊試験、破壊試験とより詳細になります。

◆長期修繕計画はマンションのビジョンを描く作業でもあるので、現状の問題点だけではなく、区分所有者の要望などを把握するためにアンケート調査などを行うこともあります。

〈参考〉

- ・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

（略）長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。（以下略）

- ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント③、④

③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。

④ 長期修繕計画の作成又は変更に必要な経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に必要な経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。

ただし、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に必要な経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。

5 マンションのビジョンの検討

マンションの現状の性能・機能、調査・診断の結果等を踏まえて、計画期間においてどのような生活環境を望むのか、そのために必要とする建物及び設備の性能・機能等について十分に検討することが必要です。

また、現状の耐震性、区分所有者の要望等から、必要に応じて「マンション耐震化マニュアル（国土交通省）」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建物及び設備の耐震性、断熱性等の性能向上を図る改修工事の実施について検討を行います。

特に、耐震性が不足するマンションは、区分所有者のみならず周辺住民等の生命・身体が脅かされる危険性があることから、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付（いわゆる旧耐震基準）されたマンションにおいては、耐震診断を行うとともに、その結果により耐震改修の実施について検討を行うことが必要です。なお、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、補助及び融資の活用を検討したり、推定修繕工事項目として設定した上で段階的に改修を進めたりすることも考えられます。

高経年のマンションの場合は、必要に応じて「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建替えも視野に入れて検討を行うことが望まれます。

〈コメント〉

◆マンションの建物及び設備の現状の性能・機能を踏まえて、今後どのような生活環境を望むか、それを実現するためにどのような性能・機能を必要とするかなどについて、理事会、専門委員会等で十分に検討することが必要です。

その検討のなかで、必要な推定修繕工事の内容が明らかになってきますので、これに沿って長期修繕計画を作成すれば、計画の作成や修繕積立金の負担の目的が明確となり、その合意が得やすくなると考えられます。

◆マンションは適切に維持管理を行って、できるだけ長く住み続けたいものですが、高経年のマンションの場合は、経年に応じて改修工事などに必要な費用が多額になっていくことが考えられます。必要に応じて、建替えも視野に入れた修繕や改修の検討を行うことが望まれます。

〈参考〉

・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項 （5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

（略）なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握

し、合意形成を図りながら進める必要がある。

・マンションの性能向上（改修）工事に関する参考資料

- 1) 「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」（令和3年9月 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html
- 2) 「マンション耐震化マニュアル」（平成19年6月 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html
- 3) 「マンションの建替えか修繕かを判断するための関するマニュアル」（平成15年1月 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html

第3節 長期修繕計画の周知、保管

1 長期修繕計画の周知

管理組合は、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に当たって、総会の開催に先立ち説明会等を開催し、その内容を区分所有者に説明するとともに、長期修繕計画について総会で決議することが必要です。また、決議後、総会議事録と併せて長期修繕計画を区分所有者に配付するなど、十分な周知を行うことが必要です。

〈コメント〉

◆点検、調査・診断、計画修繕工事などの維持管理の実施に当たっては、これらをなぜ行うのか、どのように行おうと考えているのか、維持管理の必要性、実施方法などに関して区分所有者全員が理解し、協力することが重要です。そのためには、まず区分所有者間で情報を共有することが必要です。

◆特に、長期修繕計画の作成などの重要な案件は、十分な議論が尽くされることが必要です。そのためには、理事会や専門委員会における検討の過程や結果を広報すること、アンケート調査等の実施により意見聴取を行うこと、事前説明会を開催して説明を行うことが望まれます。これらにより、区分所有者がその内容を十分理解して総会に臨むことができ、無用な質疑の回避と適切な判断が期待できます。

◆標準管理規約では、長期修繕計画と修繕積立金の額の変更は、総会議決事項とされています。計画修繕工事の実施や修繕積立金の負担に関して各区分所有者の理解を得やすくするためにも、長期修繕計画を見直したときは、総会で決議を得るとともに、総会の議事録と併せて、戸別配付などの方法により、各区分所有者に（特に総会の欠席者や書面による議決権行使者などに）十分周知する必要があります。

〈参考〉

・適正化指針（2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項（5） 長期修繕計画の策定及び見直し等）

（略）長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。（以下略）

2 長期修繕計画の保管、閲覧

管理組合は、長期修繕計画を管理規約等と併せて、区分所有者等から求めがあれば閲覧できるように保管します。

〈コメント〉

◆長期修繕計画は、計画修繕工事と修繕積立金の負担の根拠となる重要なものです。管理員室などに議事録、管理規約などとともに大切に保管し、区分所有者又は利害関係人の請求に応じて、閲覧できるようにします。そのため、整然と整理し、速やかに取り出せる状態にしておくことが必要です。

◆例えば、管理組合でホームページを運営し、そこに掲載することも1つの方法です。運営に係る負担が大きい場合は、「マンションみらいネット」に長期修繕計画等の管理運営状況を登録すると、その「電子掲示板機能」により、管理組合内において専門委員会などにおける検討の経過を周知できますし、「書類の電子化・閲覧機能」を活用して、長期修繕計画や管理規約等を電子ファイル化し、常時閲覧できるようにすることもできます。

〈参考〉

・区分所有法 第33条（議事録の保管及び閲覧）／【議事録に関する準用規定（第42条第5項）読替】

第33条 議事録は、管理者が保管しなければならない。ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。

2 前項の規定により議事録を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、議事録の閲覧（議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧）を拒んではならない。

3 議事録の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

・標準管理規約 第49条（議事録の作成、保管等）

〔ア〕 電磁的方法が利用可能ではない場合

第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。

3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があつたときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

3 長期修繕計画等の開示

管理組合は、長期修繕計画等の管理運営状況の情報を開示することが望まれます。

〈コメント〉

◆マンションについては、長期修繕計画等の管理運営状況の情報が開示され、不動産流通市場において、消費者がその情報を容易に入手できることが重要です。そのため、管理組合は、財務・管理に関する情報について、マンションの購入予定者に対しても書面で交付することをあらかじめ管理規約において規定しておくことが望まれます。

◆また、マンション管理適正化推進計画を作成している地方公共団体の区域内にあるマンションにおいては、マンションの管理計画の認定を受けることで、優良な管理が行われるマンションとして市場での評価が高まることが期待されます。

◆管理情報の開示について、「マンションみらいネット」に長期修繕計画等の管理運営状況を登録して開示することもその1つの方法です。

第3章 長期修繕計画の作成の方法

第1節 長期修繕計画の作成の方法

1 長期修繕計画の構成

長期修繕計画の構成は、次に掲げる項目を基本とします。

- ① マンションの建物・設備の概要等
- ② 調査・診断の概要
- ③ 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方
- ④ 長期修繕計画の内容
- ⑤ 修繕積立金の額の設定

〈コメント〉

◆長期修繕計画の標準的な構成として必要とされる項目は、次のとおりです。

(・長期修繕計画の見方)

① マンションの建物・設備の概要等

建物の概要、設備・外構等の概要、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況、会計状況、設計図書等の保管状況

② 調査・診断の結果の概要

劣化の現象と原因、修繕（改修）方法の概要

③ 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方

長期修繕計画の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の考え方

④ 長期修繕計画の内容

- a) 計画期間の設定
- b) 推定修繕工事項目の設定
- c) 修繕周期の設定
- d) 推定修繕工事費の算定
- e) 収支計画の検討

⑤ 修繕積立金の額の設定

修繕積立金の積立方法、修繕積立金の額の設定方法、住戸タイプ別月当たりの修繕積立金の額

〈参考〉

・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント①～③

- ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。
- ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。
 - 1 計画期間が 30 年以上で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とすること。
 - 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。
 - 3 全体の工事金額が定められたものであること。また、長期修繕計画の内容については定期的な見直しをすることが必要である。
- ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。

2 長期修繕計画標準様式の利用

長期修繕計画は、標準様式を参考として作成します。

なお、マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。

〈コメント〉

◆分譲時における分譲会社、又は見直し時において管理組合から依頼を受けた専門家は、標準様式を参考として、長期修繕計画を作成します。

また、作成に当たっては、別添の「長期修繕計画標準様式記載例」（以下「記載例」という。）を併せて参考にしてください。

◆標準様式は、標準的な構成に次のように対応しています。

①マンションの建物・設備の概要等	→ 【様式第1号】
②調査・診断の概要	→ 【様式第2号】
③長期修繕計画の作成の考え方	→ 【様式第3-1号】
④長期修繕計画の内容	
・計画期間の設定	→ 【様式第3-1号】
・推定修繕工事項目の設定	→ 【様式第3-2号】
・修繕周期の設定	→ 【様式第3-2号】
・推定修繕工事費の算定	→ 【様式第4-3号、第4-4号】
・収支計画の検討	→ 【様式第4-1号、第4-2号】
⑤修繕積立金の額の設定	→ 【様式第5号】

◆マンションには、様々な形態、形状、仕様等がありますので、これらに応じた適切な長期修繕計画の内容とするために、必要に応じて内容を追加して使用します。追加した場合は、その内容を明示します。

3 マンションの建物・設備の概要等

敷地、建物・設備及び附属施設の概要（規模、形状等）、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況（法定点検等の実施、調査・診断の実施、計画修繕工事の実施、長期修繕計画の見直し等）、会計状況、設計図書等の保管状況等の概要について示すことが必要です。

特に、管理規約及び設計図書等に基づいて、長期修繕計画の対象となる敷地（団地型マンションの場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の範囲を明示することが重要です。

また、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等に関する調査・診断の結果について、その要点を示すことも必要です。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の対象となるマンションの敷地（団地型の場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の概要とこれらの維持管理の現状などについて確認し、その状況を示しておくことが必要です。

特に、組合管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（団地型の場合は、土地、団地共用部分及び附属施設並びに各棟ごとの建物の共用部分）について、所有区分・使用区分・管理区分のそれぞれの範囲を、管理規約、設計図書等に基づいて、明示しておくことが重要です。

◆また、調査・診断の結果について、建物や設備の劣化の現象とその原因、区分所有者の要望など、これらに対する修繕（又は改修）の方法などに関して、推定修繕工事項目別に要点をまとめて示します。なお、同趣旨の記載がある調査・診断報告書の概要をまとめたもので代えることもできます。

* 建築確認が必要な昇降機の設置・改修工事を行う場合には、「戸開走行保護装置」、「地震時管制運転装置」の設置等が義務付けられていますのでご注意ください。

4 長期修繕計画の作成の考え方

長期修繕計画の作成の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関する考え方を示す必要があります。

〈コメント〉

◆長期修繕計画を作成する目的、計画の前提等、長期修繕計画の内容（計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討）、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関して、作成に当たっての基本的な考え方を整理しておきます。

◆長期修繕計画を作成する目的と計画の前提等に関しては、本ガイドラインの第2章第1節の1と2、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の設定に関しては、本章の第1節と第2節を参考にします。

【ガイドラインの該当箇所】	
①長期修繕計画の目的	→ 【第2章第1節の1】
②長期修繕計画の前提等	→ 【第2章第1節の2】
③長期修繕計画の内容	
・ 計画期間の設定	→ 【第3章第1節の5】
・ 推定修繕工事項目の設定	→ 【第3章第1節の6】
・ 修繕周期の設定	→ 【第3章第1節の7】
・ 推定修繕工事費の算定	→ 【第3章第1節の8】
・ 収支計画の検討	→ 【第3章第1節の9】
④修繕積立金の額の設定	→ 【第3章第2節の3】

5 計画期間の設定

計画期間は、30 年以上で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とします。

〈コメント〉

◆計画修繕工事の実施時において修繕積立金が不足することがないように、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含むように計画期間を設定する必要があります。

したがって、新築時は、経年が 30 年程度において実施が見込まれる昇降機設備の取替えなどを含めた期間以上とします。また、外壁の塗装や屋上防水などを行う大規模修繕工事の周期は部材や工事の仕様等により異なりますが、一般的に 12～15 年程度ですので、見直し時には、これが 2 回含まれる期間以上とします。

ただし、新築時に計画期間を 30 年とした場合であっても、窓のサッシ等の建具の取替えや給排水管の取替えなどは、修繕周期が計画期間を上回り、計画期間内に含まれていないことがありますので、見直しの際には注意が必要です。

◆毎月積み立てる修繕積立金の額は、できる限り一定額としたいものです。そのためには、計画期間をさらに長期間とし、見込まれる多額の推定修繕工事費をすべて包含することが考えられますが、計画の作成時点で非常に長期間の劣化状況や推定修繕工事費を推定することには限度があります。

◆ついては、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含む計画期間を 30 年以上かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とし、一定期間（5 年程度）ごとに見直すこととしています。

〈参考〉

・標準管理規約 第 32 条関係コメント② 1

② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。

1 計画期間が 30 年以上で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とすること。

6 推定修繕工事項目の設定

推定修繕工事項目は、新築マンションの場合は、設計図書等に基づいて、また、既存マンションの場合は、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定します。

なお、マンションの形状、仕様等により該当しない項目、又は修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目は、その旨を明示します。

また、区分所有者等の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能向上に関する項目を追加することが望まれます。

〈コメント〉

◆推定修繕工事項目は、標準様式第 3-2 号（推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容）を基本としますが、設計図書などに基づいて項目を追加し、漏れがないようにします。小項目は、補修と取替（撤去・新設）の区分、また、部位別に分けることが考えられます。さらに、部位別の仕様レベルまで詳細に項目を設定することも考えられますが、作成の費用が増加するため、どこまでの精度を求めるかは、費用対効果の面からの判断が必要です。

◆中項目に仮設工事を設けています。例えば、大規模修繕工事における複数の計画修繕工事に用いられる仮設足場などの直接仮設工事と、現場事務所や資材置き場などの共通仮設工事の費用を計上します。ただし、設備関係の専門工事のように単独で行われることが多いものについては、必要とする仮設工事の費用をその推定修繕工事項目（小項目）の単価に含めます。

◆新築時に計画期間を 30 年とした場合において、修繕周期が計画期間を上回る場合、「修繕周期に到達しないため推定修繕工事費を計上していない。」旨を明示します。なお、計画期間内に修繕周期に到達しない項目に係る工事について、参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示するとともに、多額の費用を要するものは修繕積立金を計画的に積み立てる観点から、計画期間に応じた推定修繕工事費を計上しておくことも考えられます。

また、例えば、外壁等がすべてタイル張りであれば、「外壁塗装の塗替」の項目は「該当なし」とします。

◆計画修繕工事は不確定要素が多く、施工時において予想外の劣化や施工条件の制約などにより工事費が増加することがあります。計画修繕工事における想定外の工事の発生や数量の増加、物価や工事費価格の上昇等による費用の増加、災害や不測の事故などによる緊急の費用負担などの対応として、その都度一時金を徴収することが考えられますが、推定修繕工事項目として「予備費」を設定し、例えば、各年度ごとに推定修繕工事費の累計額に定率を乗じた額を計上しておくことも考えられます。

◆区分所有者等からの要望などに応じて、建物・設備の性能・機能を向上させる改修工事を行うことが望めます。長期修繕計画にその項目を設定して必要な工事費を計上し、修繕積立金を増額することが必要です。特に、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付されたマンションで、耐震診断の結果により耐震改修が必要となった場合において、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、推定修繕工事項目として設定することが考えられます。

なお、改修工事については、「マンション耐震化マニュアル」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」や、外壁の仕上塗材などにアスベストが含まれている場合には「現居住共同住宅外壁修繕工事における石綿含有仕上塗材対応ガイドライン」などを参考にして検討します。

〈参考〉

・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント② 2

② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。

2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。

・改修工事の参考資料

① 改修

「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」（令和3年9月改訂 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html

「現居住共同住宅外壁修繕工事における石綿含有仕上塗材対応ガイドライン」

（令和元年6月発刊 一般社団法人マンション計画修繕施工協会）

https://www.mks-as.net/topics_detail2/id=1156

② 耐震

「マンション耐震化マニュアル」（平成26年7月改訂 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html

③ 省エネルギー

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

（平成27年7月8日公布、最終改正 令和元年6月14日）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001383694.pdf>

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」

（平成28年1月29日公布、最終改正 令和2年9月4日）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

④ バリアフリー

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

（平成18年6月21日公布、最終改正 令和2年6月10日）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成21年改正 国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/common/001267569.pdf>

⑤ 防犯（セキュリティ）

「共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」

（平成18年4月改正 国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070420.html>

⑥ ICT（情報通信技術）

「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」（平成14年7月 国土交通省）

「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る合意形成マニュアル」（同上）

「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る技術指針」（同上）

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/07/070719.html>

7 修繕周期の設定

修繕周期は、新築マンションの場合、推定修繕工事項目ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定します。また、既存マンションの場合、さらに建物及び設備の劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて設定します。

設定に当たっては、経済性等を考慮し、推定修繕工事の集約等を検討します。

〈コメント〉

◆修繕周期は、劣化する建物の部位や設備の性能・機能を実用上支障がない水準まで経済的に回復させることができなくなるまでの期間をいいます。

◆修繕周期は、マンションの仕様、立地条件等に応じて設定します。また、見直しの際は、建物及び設備の劣化状況などの調査・診断の結果に基づいて設定することが必要です。さらに、部材や工事仕様、設備や工法等の技術革新によっても適切な修繕周期が変わる可能性がある点にも留意する必要があります。

◆修繕工事の時期は、早過ぎると不要な修繕となりますし、遅すぎても劣化が進み計画修繕工事費を増加させます。また、修繕工事を集約すると、直接仮設や共通仮設の設置費用が軽減できるなどの経済的なメリットがあります。なお、集約を過剰に行うと、修繕積立金が一時的に不足することにもつながりますので、注意が必要です。設備及び建物の劣化状況に関する調査・診断の結果を踏まえた上で、修繕工事の必要性や実施時期、工事内容等を検討することが重要です。

・修繕周期の例（標準様式第 3-2 号記載例の修繕周期（参考）から）

○：補修、修繕、●：取替、◇：その他

——は修繕周期の幅を示す

修繕工事項目			修繕 周期例	工事区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	(参考) 計画期間外に 実施予定の工事		
Ⅰ 仮設	1 仮設工事																																				
	①共通仮設	12～15年	仮設														◇	—	◇										◇	—	◇						
	②直接仮設	12～15年	仮設														◇	—	◇										◇	—	◇						
Ⅱ 建物	2 屋根防水																																				
	①屋上防水（保護）	12～15年 24～30年	補修・修繕 撤去・新設														○	—	○																		
	②屋上防水（露出）	12～15年 24～30年	補修・修繕 撤去・新設														○	—	○										●	—	—	—	—	●			
	③傾斜屋根	12～15年 24～30年	補修・修繕 撤去・葺替														○	—	○										●	—	—	—	—	●			
	④庇・笠木等防水	12～15年	修繕														○	—	○										●	—	—	—	—	●			
	3 床防水																																				
	①バルコニー床防水	12～15年	修繕														○	—	○										○	—	○						
	②開放廊下・階段等床防水	12～15年	修繕														○	—	○										○	—	○						
	4 外壁塗装等																																				
	①躯体コンクリート補修	12～15年	補修														○	—	○											○	—	○					
	②外壁塗装 （雨掛り部分）	12～15年 24～30年	塗替 除去・塗装														○	—	○										○	—	○						
	③外壁塗装 （非雨掛り部分）	12～15年 24～30年	塗替 除去・塗装														○	—	○										○	—	○						
	④軒天塗装	12～15年 24～30年	塗替 除去・塗装														○	—	○										○	—	○						
	⑤タイル張補修	12～15年	補修														○	—	○										○	—	○						
	⑥シーリング	12～15年	打替														○	—	○										○	—	○						
	5 鉄部塗装等																																				
	①鉄部塗装（雨掛り部分）	5～7年	塗替							○	—	○		○	—	○		○	—	○					○	—	○		○	—	○						
	②鉄部塗装（非雨掛り部分）	5～7年	塗替							○	—	○		○	—	○		○	—	○				○	—	○		○	—	○							
	③非鉄部塗装	12～15年	清掃・塗装														○	—	○										○	—	○						
	6 建具・金物等																																				
	①建具関係	12～15年 34～38年	点検・調整 取替														○	—	○																	●（36年目前後）	
	②手すり	34～38年	取替																																	●（36年目前後）	
	③屋外鉄骨階段	12～15年 34～38年	補修 取替														○	—	○																	●（36年目前後）	
	④金物類（集合郵便受等）	24～28年	取替																										●	—	—	—	—	●			●（36年目前後）
	⑤金物類（メーキングスクリュー等）	34～38年	取替																																		
	7 共用内部																																				
	①共用内部	12～15年	張替・塗替														○	—	○										○	—	○						
Ⅲ 設備	8 給水設備																																				
	①給水管	19～23年 30～40年	更生 取替																					○	—	○										●（30～40年目頃）	
	②貯水槽	12～16年 26～30年	補修 取替														○	—	○																		
	③給水ポンプ	5～8年 14～18年	補修 取替						○	—	○																		○	—	○						●
	9 排水設備																																				
	①排水管	19～23年 30～40年	更生 取替																					○	—	○										●（30～40年目頃）	
	②排水ポンプ	5～8年 14～18年	補修 取替						○	—	○																○	—	○								
	10 ガス設備																																				
	①ガス管	28～32年	取替																																		
	11 空調・換気設備																																				
	①空調設備	13～17年	取替														●	—	●																		
	②換気設備	13～17年	取替														●	—	●																		
	12 電灯設備等																																				
	①電灯設備	18～22年	取替																																		
	②配電盤類	28～32年	取替																																		
	③幹線設備	28～32年	取替																																		
	④避雷針設備	38～42年	取替																																		
	⑤自家発電設備	28～32年	取替																																	●（38～42年目頃）	
	13 情報・通信設備																																				
	①電話設備	28～32年	取替																																		
	②テレビ共聴設備	15～20年	取替															●	—							●	—										
	③インターネット設備	28～32年	取替																																		
	④インターホン設備等	15～20年	取替															●	—																		
	14 消防用設備																																				
	①屋内消火栓設備	23～27年	取替																											●	—	—	—	—	●		
	②自動火災報知設備	18～22年	取替																																		
	③連結送水管設備	23～27年	取替																											●	—	—	—	—	●		
	15 昇降機設備																																				
	①昇降機	12～15年 26～30年	補修 取替														○	—	○																		
	16 立体駐車場設備																																				
	①自走式駐車場	8～12年 28～32年	補修 建替								○	—	○																								
	②機械式駐車場	5年 18～22年	補修 取替						○	—			○						○											○	—	○					
Ⅳ 外構・その他	17 外構・附属施設																																				
	①外構	24～28年	補修・取替																											●	—	—	—	—	●		
	②附属施設	24～28年	取替・整備																											●	—	—	—	—	●		
	18 調査・診断、設計、工事監理等費用																																				
	①点検・調査・診断	10～12年												◇	—	◇												◇	—	◇							
	②設計等	12～15年															◇	—	◇										◇	—	◇						

8 推定修繕工事費の算定

一 数量計算の方法

数量計算は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、また、既存マンションの場合、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）」等に準拠して、長期修繕計画用に算出します。

〈コメント〉

◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事項目ごとに推定計画修繕工事費を算定するための欄を設けていますが、具体的な部位別の項目の設定や項目ごとの数量の算出については、作成者に委ねています。何により、どのような方法で算出したかを明示します。

◆新築マンションの場合、（一社）不動産協会が会員の分譲会社に対し、長期修繕計画の作成に関する指針（「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」）を示しています。

この指針に基づき、設計図書のほか、工事請負契約により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。

なお、長期修繕計画の見直しの際に利用するため、工事請負契約による数量計算書が設計図書と併せて管理組合に引き渡されることが望まれます。

◆既存マンションの場合、適正化法第 103 条第 1 項の規定により分譲会社から引き渡された設計図書のほか、保管している修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。

なお、建物や設備は、工事中に設計変更が行われることがありますが、同法施行規則では「工事が完了した時点の」とされており、竣工時の設計図書が引き渡されることになっています。

また、同法の施行以前に引き渡されたマンションにおいて、設計図書（又は工事が完了した時点の設計図書）が引き渡されていないときは、現状の調査・診断の結果などを参考とし、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。

◆具体的な数量計算の方法については、「建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）」等に準拠して行います。

〈参考〉

- ・「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」
（一社）不動産協会

1. 建設会社との関係

(1) 工事請負契約等について

長期修繕計画の策定に当たっては、自ら関連する資料の取りまとめを行い、作成の準備をする必要がある。また、自ら資料収集が整わない場合は、建設会社との工事請負契約または設計会社との設計契約に、修繕計画の原案作成または関連資料を提出する内容の特約条項を盛り込む必要がある。

(2) 具体の対応

具体的には、当該マンションの修繕計画に必要な工事項目、単価、数量、耐用年数等について、重要事項説明書の作成時期までに建設会社から提出させる旨、特約すべきである。

2. 管理会社との関係

(1) 長期修繕計画の作成方について

長期修繕計画の作成に当たっては、管理会社と連携して作成するのが望ましい。

(2) 長期修繕計画の見直し

長期修繕計画の一定期間（５年程度）における見直しの必要性については管理会社にその旨説明しておく必要がある。

- ・「建築数量積算基準・同解説〈平成 29 年版〉」（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）
官民合同の「建築工事建築数量積算研究会」（事務局：（一財）建築コスト管理システム研究所、（公社）日本建築積算協会）で制定されたものです。主に建物の新築工事を対象にしていますが、改修工事に係る数量計算の方法も示されています。

- ・「公共建築数量積算基準」（平成 29 年改定）第 7 編改修（「建築数量積算基準」と同じ内容です。）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm

二 単価の設定の考え方

単価は、修繕工事特有の施工条件等を考慮し、部位ごとに仕様を選択して、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として、また、既存マンションの場合、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定します。

なお、現場管理費・一般管理費・法定福利費、大規模修繕瑕疵保険の保険料等の諸経費および消費税等相当額を上記とは別途設定する方法と、前述の諸経費について、見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があります。

また、単価には地域差があることから、これを考慮することも重要です。

〈コメント〉

◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事費を算出するための部位別の項目ごとの具体的な単価の設定については、作成者に委ねています。何に基づき、どのような構成の単価を設定したかを明示します。

◆修繕工事は、発生する数量、作業の条件（時間、場所等の制約）、既存部分の養生、既存部分の除去・処分などが新築工事と異なります。したがって、新築の単価を利用する場合はこれらを考慮することが必要です。

◆長期修繕計画において推定修繕工事費を算定するために採用されている単価には、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格などがあります。

◆仮設工事（共通仮設及び直接仮設）について、複数の部位の推定修繕工事を集約して行うこととした場合は推定修繕工事項目（中項目）として設定しますが、設備関係の専門工事のように単独で行うこととした推定修繕工事においては、必要とする仮設工事の費用をそれぞれの推定修繕工事項目（小項目）ごとの単価に含めます。

◆諸経費を見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する場合、計画修繕工事を実施する際の見積りにおいては、項目を立て内訳が示されます。

◆国土交通省において、現場作業員の社会保険加入対策の一環として、法定福利費を見積書に内訳明示する事を推進しております。法定福利費とは、法律によって定められた福利のために使用する事業者が義務的に負担する費用であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のほか、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は同制度の掛金相当額が含まれます。

◆大規模修繕瑕疵保険とは、計画修繕工事の請負契約に伴う保険で、住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人（保険法人）が引き受けるものです。具体的には、工事を請け負った工事業者が加入申込みを行い、保険法人の検査員が現場検査を行った上で保険を引き受け、工事終了後に瑕疵が見つかった場合、補修に要する費用等が支払われます。

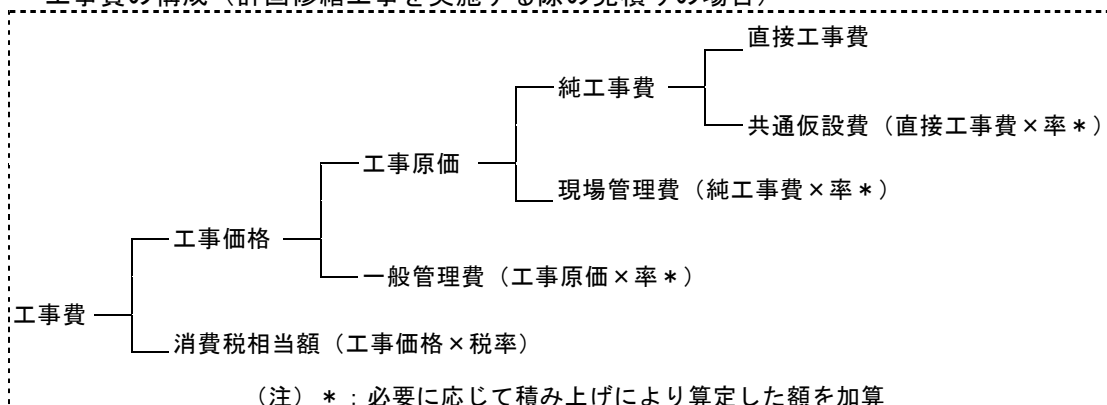
◆単価の地域差について、材料費や仮設材のリース費等については地域差がほとんどない一方、労務費は一定の地域差があります。特に、大規模修繕工事においては主要な3工種（とび工（仮設工事）、防水工（防水・シーリング工事）、塗装工（塗装工事））の労務費の地域差について、必要に応じて考慮することも重要です。

〈参考〉

・長期修繕計画における推定修繕工事費の算定に参考となる単価

- ①新築時の建設費（契約価格）に基づいた単価
 (例)「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集改訂版」／R2.3（公財）ロングライフビル推進協会発行
 「建築物のライフサイクルコスト 第2版」／R1.5（一財）建築保全センター発行
- ②計画修繕工事費の実績（契約価格）の調査に基づいた単価
 (例)「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」／H14.7（一社）不動産協会
- ③計画修繕工事費の実績（契約価格）を調査・分析したマクロデータの単価
 (例)「改修工事（集合住宅）のマクロ的価格傾向に関する研究（その7）」／R2.6（一財）建設物価調査会
- ④計画修繕工事費に関する調査結果をまとめた刊行物の単価
 (例)「積算資料ポケット版マンション修繕編」（一財）経済調査会発行
- ⑤その他
 メーカー、専門工事業者等の見積価格、カタログ掲載単価（×一定率）

・工事費の構成（計画修繕工事を実施する際の見積りの場合）



・単価の地域差の考慮に際し参考となる指標

①大規模修繕工事における工事費のうち労務費の地域差を基に算出された指標

（独）住宅金融支援機構「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～の解説書」
には、都道府県別の地域係数が公表されています。

https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/suikai/index.html

（（独）住宅金融支援機構 ホームページ）

②地域別・工種の労務単価

国土交通省では、都道府県別・工種別の公共工事設計労務単価を毎年公表しています。

三 算定の方法

推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の詳細な項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定します。

修繕積立金の運用益、借入金の金利及び物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。また、消費税は、作成時点の税率とし、会計年度ごとに計上します。

〈コメント〉

◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）により、「推定修繕工事項目の設定」により設定した推定修繕工事項目の小項目ごとに、「数量計算の方法」により算出した数量に、「単価の設定の考え方」により設定した単価を乗じて、小項目ごとの推定修繕工事費を算定します。

◆次に、「修繕周期の設定」により小項目ごとに設定した修繕周期を基に、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目ごとに該当する年度（周期）に小項目ごとの推定修繕工事費を入れ、推定修繕工事項目別及び年度別の合計額を算出します。物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。

◆標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目の中項目別及び年度別の推定修繕工事費を基に、標準様式第 4-1 号（長期修繕計画総括表）及び標準様式第 4-2 号（収支計画グラフ）を作成します。修繕積立金の運用益及び借入金の金利の変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。

◆消費税は、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）において、年度別の推定修繕工事の合計額に対する税率分を計上します。

9 収支計画の検討

計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。以下同じ。）の累計額が示され、その額を修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。以下同じ。）の累計額が下回らないように計画することが必要です。

また、推定修繕工事項目に建物及び設備の性能向上を図る改修工事を設定する場合は、これに要する費用を含めた収支計画とすることが必要です。

なお、機械式駐車場があり、維持管理に多額の費用を要することが想定される場合は、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。

〈コメント〉

◆収支計画は、計画期間中に見込まれる推定修繕工事費の累計額と修繕積立金の累計額の関係が把握できるように示されていることが必要です。

計画期間の終期における推定修繕工事費の累計額が示され、その額を修繕積立金の累計額が下回らないように計画することが必要です。修繕積立金が下回ると、計画修繕工事を実施できなくなることも懸念されます。

◆推定修繕工事費は、消費税を含めた各年度ごとの合計額と累計額が示されること、また、年度ごとの収支のほか、次年度繰越金（年度ごとの修繕積立金の残高）が示されることが必要です。

◆支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。また、収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時に負担する修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。

◆推定修繕工事項目に建物及び設備の性能を向上する改修工事に係る項目を設定する場合には、その費用を含めた収支計画とします。

◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、その点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。

その場合の長期修繕計画の作成については次の方法が考えられます。

①全体の長期修繕計画とは別に、駐車場単独の長期修繕計画を作成する。

②駐車場単独の長期修繕計画及び保守点検の計画等に基づき、駐車場使用料の額を算定する。

なお、長期修繕計画の作成にあたっては、保守点検業者等を通じて機械式駐車場のメー

カー又は保守会社が作成する「長期保全計画」を入手し、当該計画やこれに基づく設計耐用年数及び取扱説明書等の記載等を参考にします。

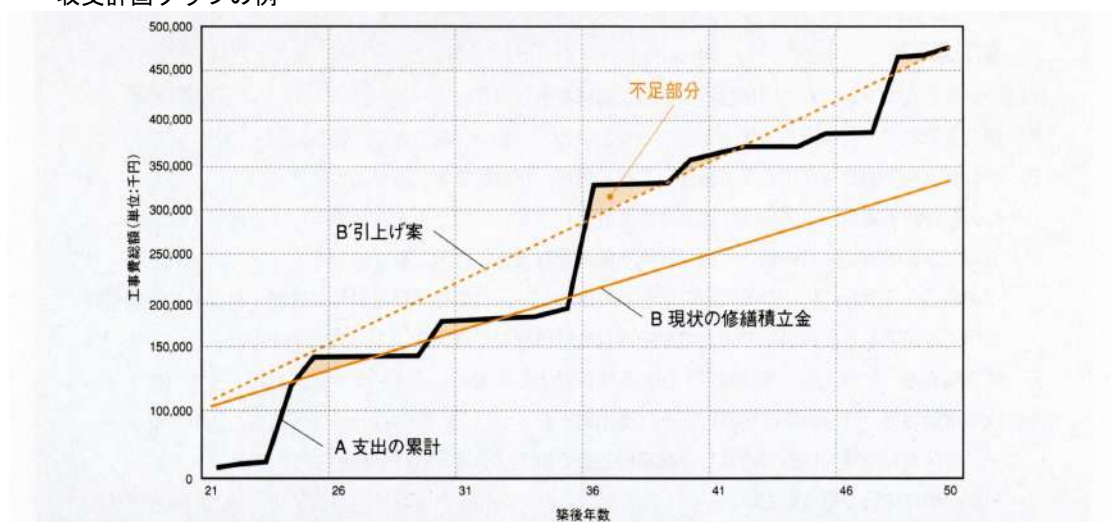
◆駐車場数が住戸数の 100%未満で、駐車場使用料で駐車場の点検や修繕の費用が賄えないときは、収支計画の見直しが必要となりますが、近隣の駐車場使用料がマンション内よりも低く駐車場使用料の値上げが難しい場合や、駐車場の稼働率の低下が恒常的であり、駐車場使用料収入の改善が見込まれない場合には、機械式駐車場の除却の検討も必要となります。

〈参考〉

・標準管理規約 第 29 条（使用料）関係コメント

機械式駐車場を有する場合は、その維持及び修繕に多額の費用を要することから、管理費及び修繕積立金とは区分して経理することもできる。

・収支計画グラフの例



* A：支出（推定修繕工事費）の累計額を示したもの

B：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（現状の場合）

B'：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（見直し（引上げ）案の場合）

10 長期修繕計画の見直し

長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。なお、見直しには一定の期間（おおむね1～2年）を要することから、見直しについても計画的に行う必要があります。また、長期修繕計画の見直しと併せて、修繕積立金の額も見直します。

- ①建物及び設備の劣化の状況
- ②社会的環境及び生活様式の変化
- ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動
- ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、工事費価格、消費税率等の変動

〈コメント〉

◆長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容等に関して計画を定めるものであり、本文に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。

◆例えば、新築後15年目以降の見直しでは、新築当初の30年の計画期間では推定修繕工事費を計上していなかった給排水管の取替えなどについても計上が必要となる場合があります。これに伴って計画期間の推定修繕工事費が増加しますので、修繕積立金の額の見直しも必要となります。

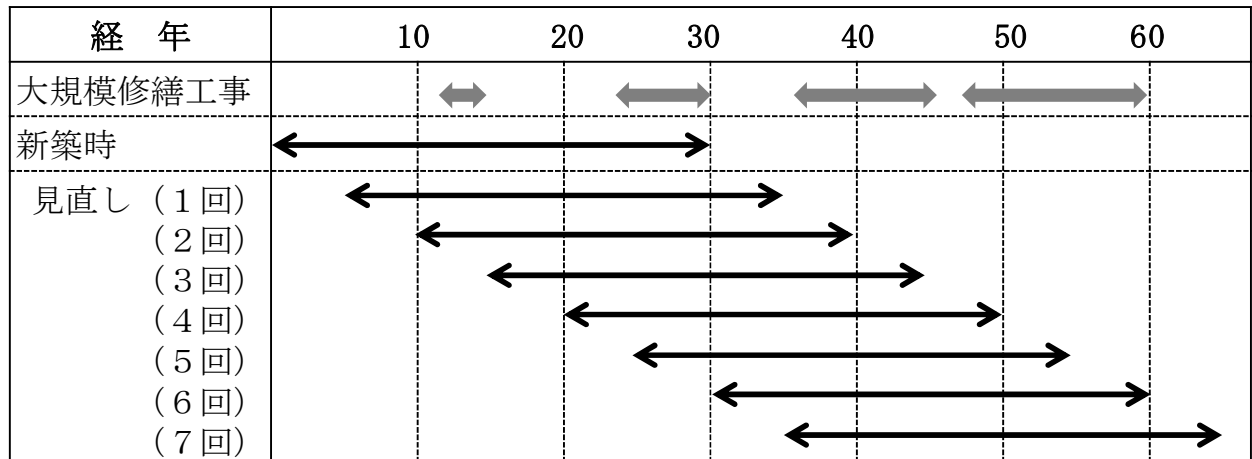
◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。

したがって、その時期は、およそ大規模修繕工事の直前又は直後とその中間程度となります。

◆建物・設備の劣化状況等の現状を踏まえた見直しを行うために、事前に調査・診断を行います。大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合は、目視等による簡易な調査・診断を行いますが、大規模修繕工事の直前又は直後に行う場合は、その基本計画を作成するために行う詳細な調査・診断の結果によります。

〈参考〉

・図 長期修繕計画の見直し（例）



（注）：大規模修繕工事の実施時期（実施周期はマンションにより異なると考えられるため、幅を持たせた記載としています）

・標準管理規約 第32条（業務）コメント②

② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。

（1、2 略）

3 全体の工事金額が定められたものであること。

また、長期修繕計画の内容については、定期的な見直しをすることが必要である。

第2節 修繕積立金の額の設定方法

1 修繕積立金の積立方法

修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式（以下「均等積立方式」という。）を基本とします。

なお、均等積立方式による場合でも5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加しますので留意が必要です。また、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を段階的に増額する積立方式とする場合は、計画の見直しにより、計画の作成当初において推定した増加の額からさらに増加しますので特に留意が必要です。

分譲会社は購入予定者に対して、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して、修繕積立金の積立方法について十分に説明することが必要です。

〈コメント〉

◆計画修繕工事の実施時において、修繕積立金が不足した場合、計画修繕工事が実施できなくなることが懸念されますので、修繕積立金の額の設定に関しては、十分な検討が必要です。

◆修繕積立金の積立方法は、一般的に次のものがあります。

①均等積立方式：計画作成時に長期修繕計画の期間中の積立金の額が均等となるように設定する方式

②段階増額積立方式：当初の積立額を抑え、段階的に増額する方式

◆長期修繕計画は5年程度ごとに見直しますが、一般的に経年30年から40年に高額な工事が見込まれるため、経年10年目以降の見直しにおいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って修繕積立金の額も増加します。したがって、計画の作成時においては均等であっても、見直しにより増額となることを前提としておく必要があります。

◆修繕積立金の積立方法と見直しの必要性、見直しによる積立額の増加などについて、分譲会社は購入者予定者に、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して十分に説明しておく必要があります。

2 収入の考え方

区分所有者が積み立てる修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を、修繕積立金会計に繰り入れます。

また、購入時に将来の計画修繕工事に要する経費として修繕積立基金を負担する場合又は修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合は、これらを修繕積立金会計に繰り入れます。

〈コメント〉

◆修繕積立金会計を管理費会計と区分して設けることが必要です。その計画期間の収入としては、（計画の見直しの場合は修繕積立金の残高のほか）①修繕積立金、②専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、③修繕積立金の運用益などがあります。また、④分譲時に修繕積立基金を負担する場合や⑤修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合はこれらを含めます。

なお、計画期間の支出としては、①推定修繕工事費の累計額のほか、②借入金がある場合は、計画期間の償還金（元本と利息）を含めます。

◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。

〈参考〉

・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取）

各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第4項、第5項

4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充てることができる。

5 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。

・標準管理規約 第28条（修繕積立金）関係コメント②

② 分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金として徴収している場合や、修繕時に、既存の修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等から、一時負担金が区分所有者から徴収される場合があるが、これらについても修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべきものである。

3 修繕積立金の額の設定方法

長期修繕計画における計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間（月数）で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。

また、新築マンションにおいて、購入時に修繕積立基金を負担する場合の月当たり戸当たりの修繕積立金の額は、上記で算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間（月数）で除した額を減額したものとします。

なお、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。また、災害や不測の事故などが生じたときは、一時金の負担等の対応に留意が必要です。

〈コメント〉

◆修繕積立金の額の算定根拠を明確にしておくことが必要です。長期修繕計画に基づいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額（借入金があった場合は計画期間の償還金を加えた額）から、計画期間の専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金及び修繕積立金の運用益を差し引き、見直しの場合はさらに修繕積立金の残高を差し引いて、計画期間に必要な修繕積立金の総額を算定します。これを計画期間（月数）で除し、管理規約で定める各住戸の負担割合を乗じて月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。

◆標準管理規約においては、各住戸の負担割合は、単棟型のマンションは各区分所有者の共用部分の共有持分（一般的には専有面積割合）、団地型のマンションの団地共用部分等は団地の区分所有者全員の土地の共有持分、各棟の共用部分は各棟の各区分所有者の共用部分の共有持分としています。

◆新築マンションにおいては、引渡し直後に一定額の修繕積立金を確保しておくため、購入時に修繕積立基金を負担することがあります。この場合においては、上記で算定された月当たり戸当たりの修繕積立金の額から、修繕積立基金の額を一定期間（月数）で除した（月当たり）額を減額して、修繕積立金の額とします。

◆例えば、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を下回る場合は、次に掲げる対応が考えられます。

- ①下回らないように修繕積立金を増額する。
- ②予定年度に一時金を負担する。
- ③予定年度に金融機関から借入れを行う。

第3節 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法

1 標準様式を用いたチェックの方法

分譲時において、購入予定者は、分譲会社から提示された長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額を、また、見直し時において、管理組合は、専門家に依頼して見直した長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、標準様式を参考としてチェックすることができます。

〈コメント〉

◆分譲時における購入予定者、また、見直し時における管理組合は、次表のチェックの方法（標準様式）を参考として、長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額をチェックすることができます。

◆また、分譲会社又は専門家は、このガイドラインを参考として、購入予定者又は依頼した管理組合に説明を行う必要があります。

・表 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法

チェック項目		チェックの方法	該当様式
マンションの建物・設備の概要等		標準様式と同様の項目が記載されているか。	様式第 1 号
調査・診断の概要		標準様式と同様の項目が記載されているか。 又は、報告書の概要が添付されているか。	様式第 2 号
長期修繕計画の作成の考え方		標準様式と同様の項目と内容が記載されているか。記載されていないときは理由を確認する。	様式第 3-1 号
計画期間の設定		30 年以上かつ大規模修繕工事が 2 回以上含まれる期間となっているか。	様式第 3-1 号
推定修繕工事項目の設定		標準様式と同様の項目が設定されているか。 推定修繕工事費が計上されていない項目があるか。 あるときは理由を確認する。	様式第 3-2 号
修繕周期の設定		周期が適切に設定されているか。	様式第 3-2 号
推定修繕工事の費算定	算定方法	標準様式と同様の内訳書があるか。	様式第 4-3 号 様式第 4-4 号
	数量計算	「建築数量積算基準・同解説」（注 1）等に準拠して算出した旨の記載があるか。	
	単価	次の資料等と比較して、大きな差異があったときは理由を確認する。 ・「マンションの改修工事費に関する調査・研究」の報告書（注 2） ・積算資料ポケット版マンション修繕編	
収支計画の検討		計画期間の推定修繕工事費（注 4）の累計額より修繕積立金（注 5）の累計額が上回っているか。	様式第 4-1 号 様式第 4-2 号
修繕積立金の額の設定		修繕積立金の額が、長期修繕計画により算出された計画期間の推定修繕工事費の累計額を基にして算定されているか。 均等積立方式となっているか。	様式第 5 号

（注）1）「建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）」／（一財）建築コスト管理システム研究所発行

2）（一財）建設物価調査会が、社会情勢の変化や工事費価格の変動が見られた場合に適宜調査を行い、調査結果を公表しています。

3）（一財）経済調査会が独自の調査結果をまとめ、定期刊行物として発行しています。

4）支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。

5）収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時の修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。

2 その他のチェックの方法

管理組合は、必要に応じて、現状の長期修繕計画と公益財団法人マンション管理センターが行っている「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」または独立行政法人住宅金融支援機構が提供している「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を利用して作成した概略の長期修繕計画とを比較して、その見直しの必要性について検討することが望まれます。

また、見直し後の長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、その概略の長期修繕計画と比較してチェックすることができます。

〈コメント〉

◆長期修繕計画の見直しの検討に当たっては、まず、現状の長期修繕計画の内容や修繕積立金の額が適切であるかどうかを判断する必要があります。

◆公益財団法人マンション管理センターでは、「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」を行っており、管理組合から提出されたデータを基に、標準様式に沿った概略の長期修繕計画の作成とこれに基づく修繕積立金の額を算定しています。その成果物を現状の長期修繕計画の内容と比較することで、修繕工事項目の不足や修繕積立金の過不足などの見直しの必要性の判断の参考となります。また、見直した後の長期修繕計画の内容や設定した修繕積立金の額のチェックにも利用できます。なお、対象とするマンションは、中高層、住宅専用の分譲マンションとなっており、超高層マンション、リゾートマンション、社宅、賃貸マンション等は利用できません。（複合用途型マンションは、店舗・事務所等の規模が比較的小さいものについては対応が可能です。）

◆独立行政法人住宅金融支援機構では、「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を提供しており、建物規模、築年数などに応じたマンションの「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを試算することができます。大規模修繕工事の見積額が妥当かどうかを判断する材料として、ローン利用や修繕積立金の運用も視野に入れた修繕積立金の収支計画の確認のための材料として、または、長期的視点で積立金徴収計画を見直す際の検討資料として利用できます。なお、シミュレーションが想定している規模を超える範囲については、シミュレーションは可能なものの、乖離幅が大きくなる場合があります。

〈参考〉

・「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」（（公財）マンション管理センター）

（公財）マンション管理センターでは、概略の長期修繕計画の作成と修繕積立金の算出を行っています。管理組合が長期修繕計画の見直しを行う際に、現状のもの又は見直したものと比較し、内容が適切か確認するためのおおよその目安として利用できます。

https://www.mankan.or.jp/07_skillsupport/skillsupport.html （（公財）マンション管理センター ホームページ）

・「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」(（独）住宅金融支援機構)

(独)住宅金融支援機構が提供するシミュレーションでは、「平均的な大規模修繕工事費用」、今後 40 年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを試算することができます。修繕積立金徴収額の見直しの必要性や大規模修繕工事の見積額の妥当性を判断する材料などとして利用できます。

https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/index.html (（独）住宅金融支援機構ホームページ)

「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」におけるローン利用や修繕積立金の運用も視野に入れた修繕積立金の収支計画の確認、見直しの際に例示される(独)住宅金融支援機構の管理組合向けの融資(マンション共用部分リフォーム融資)、修繕積立金積立制度(マンションすまい・る債)は以下とおりです。

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html> (（独）住宅金融支援機構 ホームページ)

<https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html> (（独）住宅金融支援機構 ホームページ)

別添 長期修繕計画標準様式の記載例

様式第 1 号	マンションの建物・設備の概要等
様式第 2 号	調査・診断の概要
様式第 3-1 号	長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方
様式第 3-2 号	推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容
様式第 4-1 号	長期修繕計画総括表
様式第 4-2 号	収支計画グラフ
様式第 4-3 号	長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別）
様式第 4-4 号	推定修繕工事費内訳書
様式第 5 号	修繕積立金の額の設定

◆この記載例は、中高層単棟型のマンションを想定したものです。

◆マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。

(様式第1号) マンションの建物・設備の概要等

(団地／棟) (複数棟の場合)

作成日／2021年〇月〇〇日

(1) 敷地、建物の概要 (注) 団地型(複数棟)の場合は、団地(全体)と棟別に区分

マンション(団地)名	〇〇〇〇マンション		
管理組合名	〇〇〇〇マンション管理組合		
理事長名	〇〇〇〇		
管理者等名	〇〇〇〇、〇〇〇〇		
所在地	東京都千代田区〇〇1-2-3		
敷地面積	3,000㎡	権利関係	☒ 所有権・ ☐ 借地権・ ☐ 地上権
建築面積(建蔽率)	1,000㎡(現行 33%) (注)		
延べ面積(容積率)	6,200㎡(現行 207%) (注)		
専有面積の合計	5,500㎡(注) /タイプ別専有面積:別表		
構造	鉄筋コンクリート造		
階数/棟数	地上 7階 地下 一階 / 1棟 (地上 階地下 階 / 棟)		
住戸数	住戸 82戸 (注)		
竣工日	1999年12月1日(経年22年)		

該当する敷地利用を選択します。

該当する施設を選択します。

(2) 設備、附属施設の概要 (注) 団地型(複数棟)の場合は、団地(全体)と棟別に区分

給・排水設備	☒ 給水ポンプ、 ☒ 排水ポンプ、 ☒ 受水槽、 ☐ 高置水槽、 ☐ 浄化槽
ガス設備	☒ ガス、 ☐ セントラル給湯
空調・換気設備	☒ 空気調和機、 ☒ 換気
電力設備	☒ (自家用) 受変電室、 ☒ 避雷針、 ☐ 自家発電、 ☐ 蓄電池、 ☐ 太陽光発電、 ☐ 非常電源
情報・通信設備	☒ テレビ共聴 (☒ アンテナ・ ☒ ケーブル)、 ☒ 電話設備、 ☒ インターネット、 ☒ インターホン、 ☒ オートロック、 ☒ 防犯カメラ等、 ☐ 電波障害対策、 ☐ その他 ()
消防用設備	☐ 屋内消火栓、 ☒ 自動火災報知器、 ☒ 連結送水管、 ☒ 避難設備、 ☐ スプリンクラー、 ☒ その他(消火器)
昇降機設備	☒ 昇降機 (1) 台
駐車場設備	☐ 平面 () 台、 ☒ 機械式 (78) 台、 ☐ 自走式 () 台、計 (78) 台、 ☐ ターンテーブル
附属建物	☐ 集会室 (☐ 棟内、 ☐ 別棟)、 ☒ 管理員室 (☒ 棟内、 ☐ 別棟)
その他	☒ 自転車置場、 ☐ バイク置場、 ☒ ゴミ集積所、 ☐ 遊具(プレイロット)、 ☐ 屋上緑化

(3) 関係者

分譲会社名	(株) 〇〇〇〇不動産
施工会社名	〇〇〇〇建設(株)
設計・監理事務所名	(株) 〇〇〇〇建築士事務所
管理会社名	会社名 (株) 〇〇〇〇会社 TEL (03) XXXX-XXXX 管理員名 〇〇〇〇 TEL (03) XXXX-XXXX 勤務形態(通勤)
(分譲時) 長期修繕計画案の作成者	会社名 〇〇〇〇会社 TEL (03) XXXX-XXXX 作成者(作成部署) 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課

(4) 管理・所有区分

〔単棟型の場合〕

所有区分 標準管理規約第8条との比較

部位	区分（標準管理規約との相違点等）
所有区分（建物）	標準管理規約と同趣旨の規定
（設備）	同 上
管理区分（建物）	標準管理規約と同趣旨の規定
（設備）	同 上

〔団地型の場合〕

部分	区分
団地	既に行った維持管理の履歴を記載します。
棟別	

(5) 維持管理の状況 (団地／棟) (複数棟の場合)

①法定点検等の実施

点検等	実施年月	点検等の結果の要点
消防用設備点検	2021年X月	点検報告書参照
エレベーター保守点検	2021年X月	点検報告書参照
機械式駐車場装置点検	2021年X月	点検報告書参照
給排水設備点検	2021年X月	点検報告書参照

②調査・診断の実施

調査・診断	実施年月	調査・診断の結果の要点
建物劣化診断	2011年6月	大規模修繕工事の実施に向けた外壁、設備等の状況調査
	年 月	

③主な修繕工事の実施

箇所	実施年月	修繕工事の概要
鉄部塗装	2017年5月	鉄部塗装
屋根防水	2011年10月	屋上防水保護塗装等（大規模修繕工事）
外壁・他	2011年10月	外壁塗装・シーリング工事等（大規模修繕工事）
鉄部塗装	2011年10月	鉄部塗装（大規模修繕工事）

④長期修繕計画の見直し

時 期	実施年月	見直しの要点・発注先
定期（5年毎）見直し	2017年1月	工事費・労務費の変動による工事単価の見直し及び修繕積立金の改定/発注先：〇〇〇〇（株）
修繕工事実施に伴う見直し	2011年11月	第1回大規模修繕工事の実施状況を踏まえた工事項目・周期の見直し/発注先：〇〇〇〇（株）
	年 月	

(6) 会計状況 (団地／棟) (複数棟の場合)

現在の会計状況を記入します。

借入金の残高	2021年4月30日現在 0 (円)
修繕積立金残高	2021年4月30日現在 253,140,952 (円)
修繕積立金の額	月当たり・戸当たり 16,970 (円)
専用使用料からの繰入	月当たり・戸当たり 571 (円)
駐車場等の使用料からの繰入	月当たり・戸当たり 11,270 (円)
その他の繰入	月当たり・戸当たり 0 (円)

(注) 団地型 (複数棟) の場合は、団地 (全体) と棟別に区分

(7) 設計図書等の保管状況

■設計図書	(竣工図)
■構造計算書	
■数量計算書	(竣工図に基づく数量計算書)
■確認申請書副本	■確認済証、■検査済証
■分譲パンフレット	■アフターサービス規準
■点検報告書	■法定点検、■保守契約による点検
■調査・診断報告書	(過去に実施したもの)
■修繕工事の設計図書等	(仕様書、図面、数量計算書等)
☐ その他関係書類	☒ 電波障害協定書、 ☐ 建設住宅性能評価書、 ☐ 設計住宅性能評価書、 ☐ 石綿使用調査結果の記録、 ☐ その他 ()
■長期修繕計画	■現に有効な長期修繕計画
■管理規約	■現に有効な管理規約 ■原始規約
■各種ハザードマップ	■洪水ハザードマップ ■土砂災害ハザードマップ

別表 タイプ別専有面積

保管している書類を選択します。

住戸タイプ	専有面積 (㎡)
Aタイプ	75.00
Bタイプ	70.00
...	...
小計	5,500.00
(店舗等)	-
小計	-
合計	5,500.00

住戸タイプごとの専有面積を記載します。

(様式第2号) 調査・診断の概要

調査・診断箇所 /

棟

団地共用部分

調査・診断の実施日 / 2011年6月10日

部位等		(1) 劣化の現象と原因	(2) 修繕（改修）方法の概要
建物	2 屋根防水		
	①屋上防水（保護）	シート防水のふくれ／日射や風雨による	シート防水の撤去・新設
	②屋上防水（露出）		
	③傾斜屋根	調査・診断により確認された劣化	調査・診断により確認された劣化
	④底・笠木等防水		
	3 床防水		
	①バルコニー床防水	塗膜防水のひび割れ／日射、風雨、摩耗等による	塗装の塗替え
	②開放廊下・階段等床防水		
	4 外壁塗装等		
	①躯体コンクリート補修	外壁の仕上げ塗装のはがれ 外壁の仕上げ塗装のはがれ	塗装の塗替え 塗装の塗替え
	②外壁塗装（雨掛かり部分）		
	③外壁塗装（非雨掛かり部分）		
	④軒天塗装	シーリングのひび割れ	シーリングの打替え
	⑤タイル張補修		
	⑥シーリング		
	5 鉄部塗装等		
	①鉄部塗装（雨掛かり部分）	鉄部塗装のはがれ 鉄部塗装のはがれ	塗装の塗替え 塗装の塗替え
	②鉄部塗装（非雨掛かり部分）		
	③非鉄部塗装		
	6 建具・金物等		
	①建具関係		
	②手すり		
	③屋外鉄骨階段		
	④金物類（集合郵便受等）		
	⑤金物類（メーターボックス扉等）		
	7 共用内部		
	①共用内部		
設備	8 給水設備		
	①給水管		
	②貯水槽		
	③給水ポンプ		
	9 排水設備		
	①排水管	弁類の劣化	部品交換
	②排水ポンプ		
	10 ガス設備		
	①ガス管		
	11 空調・換気設備		
	①空調設備		
	②換気設備		
	12 電灯設備等		
	①電灯設備		
	②配電盤類		
	③幹線設備		
	④避雷針設備		
	⑤自家発電設備		
	13 情報・通信設備		
	①電話設備		
	②テレビ共聴設備		
	③インターネット設備		
	④インターホン設備等		
	14 消防用設備		
	①屋内消火栓設備		
	②自動火災報知設備		
	③連結送水管設備		
	15 昇降機設備		
	①昇降機		
	16 立体駐車場設備		
	①自走式駐車場		
	②機械式駐車場		
外構 他	17 外構・附属施設		
	①外構		
	②附属施設		
その他			

(注) 調査・診断報告書（概要版）で代えることができる。

(様式第3-1号) 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方

項 目	基本的な考え方
1 長期修繕計画の作成の考え方	
(1) 長期修繕計画の目的 「長期修繕計画の目的」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行う必要があります。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。 ・そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。 ① 将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用等を明確にする。 ② 計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。 ③ 修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。
(2) 計画の前提等 「計画の前提等」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。 ① 推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。 ② 区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。 ③ 計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。 ④ 計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づいて判断する。 ・長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。 推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて行います。 したがって、長期修繕計画は次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間ごとに見直していくことを前提としています。 ① 推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。 ② 時期（周期）は、おおよその目安であり、立地条件等により異なることがある。 ③ 収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価・工事費価格及び消費税率の変動など不確定な要素がある。
(3) 計画期間の設定 「計画期間の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。	・30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とします。

(4) 推定修繕工事項目の設定 新築・既存により「推定修繕工事項目の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	【新築マンションの場合】 ・標準様式第3-2号に沿って、設計図書等に基づいて設定しています。 ・マンションの形状、仕様などにより該当しない項目、また、修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目があります。計画期間内に修繕周期に到達しない項目に係る工事については、参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示しています。 ・長期修繕計画の見直し、大規模修繕工事のための調査・診断、修繕設計及び工事監理の費用を含んでいます。 【既存マンションの場合】 ・標準様式第3-2号に沿って、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定しています。 ・（必要に応じて）建物及び設備の性能向上に関する項目を追加しています。 ・（必要に応じて）屋内共用給排水管と同時かつ一体的に行う専有部分の配管工事に関する項目を追加しています。 ・マンションの形状、仕様などにより該当しない項目、また、修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目があります。計画期間内に修繕周期に到達しない項目に係る工事については、参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示しています。 ・長期修繕計画の見直し、大規模修繕工事のための調査・診断、修繕設計及び工事監理の費用を含んでいます。
(5) 修繕周期の設定 新築・既存により「修繕周期の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	【新築マンションの場合】 ・推定修繕工事項目（小項目）ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定しています。 ・推定修繕工事の実施の際の経済性等を考慮し、実施時期を集約しています。 【既存マンションの場合】 ・推定修繕工事項目（小項目）ごとに、マンションの仕様、立地条件、調査・診断の結果等に基づいて設定しています。 ・推定修繕工事の実施の際の経済性等を考慮し、実施時期を集約しています。
(6) 推定修繕工事費の算定 「推定修繕工事費の算定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。 ①仕様の設定 新築・既存により「仕様の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。 ②数量計算 新築・既存により「数量計算」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。 ③単価の設定 新築・既存により「単価の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の小項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定しています。 （・修繕積立金の運用益年 %、借入金の金利年 %、物価変動年 %を考慮しています。） ・消費税は、 %とし、会計年度ごとに計上しています。 【新築マンションの場合】 ・推定修繕工事項目の小項目ごとに、現状の仕様を設定しています。 【既存マンションの場合】 ・推定修繕工事項目の小項目ごとに、現状又は見直し時点での一般的な仕様を設定しています。 【新築マンションの場合】 ・設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、「建築数量積算基準・同解説」等に準拠して、長期修繕計画用に算出しています。 【既存マンションの場合】 ・現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「建築数量積算基準・同解説」等に準拠して、長期修繕計画用に算出しています。 【新築マンションの場合】 ・修繕工事特有の施工条件等を考慮し、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として設定しています。 ・現場管理費・一般管理費・法定福利費、計画修繕工事にかかる瑕疵保険料等の諸経費および消費税等相当額を上記とは①別途設定する方法と、前述の諸経費について、②見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があり、（前者①／後者②）の方法で設定しています。 ・単価に地域差がある場合には、必要に応じて考慮しています。 【既存マンションの場合】 ・修繕工事特有の施工条件等を考慮し、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定しています。 ・現場管理費・一般管理費・法定福利費、計画修繕工事にかかる瑕疵保険料などの諸経費および消費税等相当額を上記とは①別途設定する方法と、前述の諸経費について、②見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があり、（前者①／後者②）の方法で設定しています。 ・単価に地域差がある場合には、必要に応じて考慮しています。

(7) 収支計画の検討 「収支計画の検討」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。）の累計額を、修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。）の累計額が下回らないように計画しています。 （・建物及び設備の性能向上を図る改修工事に要する費用を含めた収支計画としています。） （・機械式駐車場の維持管理に多額の費用を要することが想定されますので、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けています。）
(8) 計画の見直し 「計画の見直し」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。なお、見直しには一定の期間（概ね1～2年）を要することから、見直しについても計画的に行う必要があります。また、併せて修繕積立金の額も見直します。 ①建物及び設備の劣化の状況 ②社会的環境及び生活様式の変化 ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動 ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、工事費価格、消費税率等の変動
2 修繕積立金の額の設定の考え方	
修繕積立金の額の設定 「修繕積立金の額の設定」の【標準的な考え方】を記載しています。記載内容を参考として、各マンションの実態にあった「基本的な考え方」を記載します。	・修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式としています。なお、5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加します。 ・修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を修繕積立金会計に繰り入れることとしています。 ・計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間（月数）で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定しています。 （【修繕積立基金を負担する場合】算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間（月数）で除した額を減額しています。） （・大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。）

(様式第3-2号) 推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容

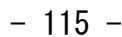
推定修繕工事項目	対象部位等	工事区分 （参考）	修繕周期 （参考）	想定している修繕方法等 （参考）
Ⅰ 仮設				
1 仮設工事	記載内容を参考とし、必要に応じて追加して、各マンションの実態にあった「推定修繕工事項目」を記載します。			
①共通仮設		仮設	12～15年	仮設事務所、資材置き場等
②直接仮設		仮設	12～15年	枠組足場、養生シート等
Ⅱ 建物				
2 屋根防水				
①屋上防水（保護）	屋上、塔屋、ルーフバルコニー	補修・修繕	12～15年	伸縮目地の打替え、保護コンクリート部分補修
		撤去・新設	24～30年	下地処理、ウレタン塗膜防水通気緩衝工法
②屋上防水（露出）	屋上、塔屋	補修・修繕	12～15年	下地処理、保護塗装（トップコート塗り）
		撤去・新設	24～30年	下地処理、改質アスファルト防水（撤去・新規防水）
③傾斜屋根	屋根	補修・修繕	12～15年	塗装・部分補修
		撤去・葺替	24～30年	既存屋根材を全面撤去の上、下地補修、葺替え（ガルバリウム鋼板等）
④庇・笠木等防水	庇天端、笠木天端、パラペット天端・アゴ、架台天端等	修繕	12～15年	高圧水洗の上、下地処理、ウレタン塗膜防水
3 床防水				
①バルコニー床防水	バルコニーの床（側溝、幅木を含む）	修繕	12～15年	高圧水洗の上、下地調整、ウレタン塗膜防水
②開放廊下・階段等床防水	開放廊下・階段の床（側溝、幅木を含む）	修繕	12～15年	高圧水洗の上、下地調整、ウレタン塗膜防水
4 外壁塗装等				
①躯体コンクリート補修	外壁、屋根、床、手すり壁、軒天（上げ裏）、庇等（コンクリート、モルタル部分）	補修	12～15年	ひび割れ・欠損・爆裂補修
②外壁塗装（雨掛かり部分）	外壁、手すり壁等	塗替	12～15年	高圧水洗の上、下地処理、アクリルシリコン樹脂塗材
		除去・塗装	24～30年	既存塗膜除去、アクリルシリコン樹脂塗材（撤去・新規防水）
③外壁塗装（非雨掛かり部分）	外壁、手すり壁等	塗替	12～15年	高圧水洗の上、下地処理、アクリルシリコン樹脂塗材
		除去・塗装	24～30年	既塗膜除去、アクリルシリコン樹脂塗材（撤去・新規防水）
④軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等の軒天（上げ裏）部分	塗替	12～15年	高圧水洗の上、下地処理、アクリルシリコン樹脂塗材
		除去・塗装	24～30年	既塗膜除去、アクリルシリコン樹脂塗材（撤去・新規防水）
⑤タイル張補修	外壁・手すり壁等	補修	12～15年	欠損・亀裂・浮部分補修、タイル面洗浄、磁器質タイル貼替え
⑥シーリング	外壁目地、建具周り、スリブ周り、部材接合部等	打替	12～15年	コンクリートの打継ぎ目地、サッシ回り、タイル伸縮目地のコーキング打替え
5 鉄部塗装等				
①鉄部塗装（雨掛かり部分）	（鋼製）開放廊下・階段、バルコニーの手すり	塗替	5～7年	ケレン・錆止め・塗替
	（鋼製）屋上フェンス、設備機器、立て樋・支持金物、架台、避難ハッチ、マンホール蓋、隔て板枠、物干金物等	塗替	5～7年	ケレン・錆止め・塗替
	屋外鉄骨階段、自転車置場、遊具、フェンス	塗替	5～7年	ケレン・錆止め・塗替
②鉄部塗装（非雨掛かり部分）	（鋼製）住戸玄関ドア	塗替	5～7年	ケレン・錆止め・塗替
	（鋼製）共用部分ドア、メーターボックス扉、手すり、照明器具、設備機器、配電盤類、屋内消火栓箱等	塗替	5～7年	ケレン・錆止め・塗替
③非鉄部塗装	（アルミ製・ステンレス製等）サッシ、面格子、ドア、手すり、避難ハッチ、換気口等	清掃	12～15年	清掃・養生
	（ボード、樹脂、木製等）隔て板・エアコンスリブ・雨樋等	塗替	12～15年	下地処理、塩化ビニル樹脂塗料塗装

6 建具・金物等				
①建具関係	住戸玄関ドア、共用部分ドア、自動ドア	点検・調整	12～15年	点検、補修
		取替	34～38年	建具取替、スチール枠被せ
	窓サッシ、面格子、網戸、シャッター	点検・調整	12～15年	点検、補修
取替		34～38年	建具（掃出しアルミサッシ、面格子）取替、アルミ枠被せ	
②手すり	開放廊下・階段、バルコニーの手すり、防風スクリーン	取替	34～38年	防風スクリーンの取替
③屋外鉄骨階段	屋外鉄骨階段	補修	12～15年	点検、補修
		取替	34～38年	アルミ製トップレール取替
④金物類 （集合郵便受等）	集合郵便受、掲示板、宅配ロッカー等	取替	24～28年	ステンレス製集合郵便受取替
	笠木、架台、マンホール蓋、階段ノンスリップ、避難ハッチ、タ ラップ、排水金物、室名札、立て樋・支持金物、隔て板、 物干金物、スリーブキャップ等	取替	24～28年	縦樋、ステンレス製避難ハッチ、隔て板、ポーチ門扉取替
	屋上フェンス等	取替	34～38年	
⑤金物類 （メーターボックス扉 等）	メーターボックスの扉、パイプスペースの扉等	取替	34～38年	スチール製扉取替
7 共用内部				
①共用内部	管理事務室、集会室、内部廊下、内部階段等の壁、床、 天井	張替・塗替	12～15年	補修及び仕上材貼替等
	エントランスホール、エレベーターホールの壁、床、天井	張替・塗替	12～15年	（壁）下地処理 砂壁状仕上塗材（床）大理石貼欠損・亀 裂部分補修（天井）下地処理、塗替
Ⅲ 設備				
8 給水設備				
①給水管	屋内共用給水管	更生	19～23年	
	屋内共用給水管、屋外共用給水管	取替	30～40年	
②貯水槽	受水槽	補修・取替	12～16年	26～30年目に取替（同等品）
	高置水槽	補修・取替	12～16年	26～30年目に取替（同等品）
③給水ポンプ	揚水ポンプ、加圧給水ポンプ、直結増圧ポンプ、弁類等	補修	5～8年	分解整備
		取替	14～18年	取替（同等品）
9 排水設備				
①排水管	屋内共用雑排水管	更生	19～23年	
	屋内共用雑排水管、污水管、雨水管	取替	30～40年	
②排水ポンプ	排水ポンプ、弁類等	補修	5～8年	
		取替	14～18年	取替（同等品）
10 ガス設備				
①ガス管	屋外埋設部ガス管、屋内共用ガス管	取替（更新）	28～32年	

11 空調・換気設備				
①空調設備	管理事務室、集会室等のエアコン	取替	13～17年	取替(同等品)
②換気設備	管理事務室、集会室、機械室、電気室等の換気扇、ダクト類、換気口、換気ガラリ	取替	13～17年	取替(同等品)
12 電灯設備等				
①電灯設備	共用廊下・エントランスホール等の照明器具、配線器具、非常照明、避難口・通路誘導灯、外灯等	取替	18～22年	取替(同等品)
②配電盤類	配電盤・ブルボックス等	取替	28～32年	取替(同等品)
③幹線設備	引込開閉器、幹線(電灯、動力)等	取替	28～32年	幹線ケーブル引替
④避雷針設備	避雷突針・ポール・支持金物・導線・接地極等	取替	38～42年	取替(同等品)
⑤自家発電設備	発電設備	取替	28～32年	
13 情報・通信設備				
①電話設備	電話配線盤(MDF)、中間端子盤(IDF)等	取替	28～32年	取替(同等品)
②テレビ共聴設備	アンテナ、増幅器、分配器等 ※同軸ケーブルを除く	取替	15～20年	取替(同等品)
③インターネット設備	住棟内ネットワーク	取替	28～32年	設備交換
④インターホン設備等	インターホン設備、オートロック設備、住宅情報盤、防犯設備、配線等	取替	15～20年	取替(同等品)
14 消防用設備				
①屋内消火栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類、屋内消火栓箱等	取替	23～27年	取替(同等品)
②自動火災報知設備	感知器、発信器、表示灯、音響装置、中継器、受信器等	取替	18～22年	取替(同等品)
③連結送水管設備	送水口、放水口、消火管、消火隊専用栓箱等	取替	23～27年	取替(同等品)
15 昇降機設備				
①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等	補修	12～15年	(かご内装・枠・扉) 下地処理 化粧樹脂フィルム貼り
	全構成機器	取替	26～30年	制御リニューアル(モーター、制御盤他取替)
16 立体駐車場設備				
①自走式駐車場	プレハブ造(鉄骨造+ALC)	補修	8～12年	床面補修、鉄部塗装
		建替	28～32年	
②機械式駐車場	二段方式、多段方式(昇降式、横行昇降式、ピット式) 垂直循環方式等	補修	5年	補修(部品取替)
		取替	18～22年	装置入替リニューアル

Ⅳ 外構・その他				
17 外構・附属施設				
①外構	平面駐車場、車路・歩道等の舗装、側溝、排水溝、擁壁等	補修	24～28年	インターロッキング、アスファルト舗装
	囲障（塀、フェンス等）、サイン（案内板）、遊具、ベンチ等	取替	24～28年	塗装補修 及び 取替（同等品）
	埋設排水管、排水樹等 ※埋設給水管を除く	取替	24～28年	
②附属施設	自転車置場、ゴミ集積所	取替	24～28年	
	植樹	整備	24～28年	
18 調査・診断、設計、工事監理等費用				
①点検・調査・診断	大規模修繕工事の実施前に行う点検・調査・診断		10～12年	
②設計、コンサルタント	計画修繕工事の設計（基本設計・実施設計）・コンサルタント		12～15年	
③工事監理	計画修繕工事の工事監理		12～15年	
④臨時点検（被災時）	建物、設備、外構		—	
19 長期修繕計画作成費用				
①見直し	長期修繕計画の見直しのための点検・調査・診断 長期修繕計画の見直し		5年	

Ⅴ 性能向上工事項目（例）（必要に応じて、Ⅱ建物又はⅢ設備に追加する。）				
(1) 耐震	耐震壁の増設、柱・梁の補強、免震、設備配管の補強、耐震ドアへの交換、エレベーターの着床装置・P波感知装置の設置等	改修	年	区分所有者の要望など必要に応じて、建物・設備の性能を向上させる改修工事を記載します。 （１）耐震については、耐震診断の結果により耐震改修が必要となった場合において、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、推定修繕工事項目として設定します。
(2) バリアフリー	スロープ、手すりの設置、自動ドアの設置、エレベーターの設置・増設	改修	年	
(3) 省エネルギー	断熱（屋上、外壁、開口部）、昇降機、照明等の設備の制御等	改修	年	
(4) 防犯	照明照度の確保、オートロック、防犯カメラの設置等	改修	年	
(5) その他	・情報通信（インターネット接続環境の整備等） ・給水方式の変更（直結増圧給水方式への変更等） ・電気容量の増量（電灯幹線の増量等） ・利便施設の設置（宅配ボックス等） ・エレベーターの安全性向上（戸開走行防止装置の設置等） ・外部環境（外構、植栽、工作物等の整備）	改修	年	
Ⅵ 専有部分工事項目（専有部分配管）（例）（必要に応じて、「Ⅰ仮設」～「Ⅳ外構・その他」とは別項目として追加する。）				
①専有部分配管（※）	専有部分給水管、専有部分雑排水管、専有部分汚水管	取替	28～32年	共用給排水管の取替と同時に実施
※ 屋内共用給水管・排水管等と同時かつ一体的に行う工事に限る				
Ⅶ 諸経費等（例）上記工事項目と区別して設定する場合				
・現場管理費 ・一般管理費 ・法定福利費 ・大規模修繕瑕疵保険の保険料 等	—	—		



(様式第4-3号) 長期修繕計画表 (推定修繕工事項目 (小項目) 別、年度別)

作成日／
集会 (管理組合総会) で議決された日／2021年〇月〇〇日
2021年〇月〇〇日

			修繕時期 (参考)	工事区分	推定修繕工事項目	単位：千円																															(参考) 計画期間外に実施予定の工事 計画期間外に実施予定がない場合は空白																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						原年 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	小計			消費税	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
Ⅰ 仮設	1	仮設工事 仮設	12～15年	仮設	仮設工事 仮設	270						18,604	4,050					1,487	450				18,624	4,050				1,487	675				41,216	4,116	45,333																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

[illegible]

(様式4-4) 推定修繕工事費内訳書

作成日／ 2021年〇月〇〇日
集会（管理組合総会）で議決された日／ 2021年〇月〇〇日

推定修繕工事項目		対象部位等	工事区分	仕様等	単位	数量	単価	金額	修繕周期 (参考)
I 仮設	1 仮設工事								
	共通仮設		仮設						
	直接仮設		仮設						
II 建物	2 屋根防水								
	①屋上防水（保護）	屋上、塔屋、ルーフバルコニー	補修・修繕 撤去・新設	「(3. 床防水)」と「4. 外壁補修等」についての記載例です。 様式第3～2号（項目・周期の設定）で設定した小項目ごとに（さらに必要により部位ごとに）、概算の数量と単価を設定し、推定修繕工事費を算出します。					
	②屋上防水（露出）	屋上、塔屋	補修・修繕 撤去・新設						
	③傾斜屋根	屋根	補修・修繕 撤去・修替						
	④庇・笠木等防水	庇、笠木、バラベツト、架台の天端等	修繕 撤去・修替						
	3 床防水							14,640,300	
	①バルコニー床防水	バルコニーの床	修繕	高圧水洗の上、下地調整、ウレタン塗膜防水	m ²	739.27	8,300	6,135,959	12～15年
	②開放廊下・階段等床防水	開放廊下	修繕	高圧水洗の上、下地調整、ウレタン塗膜防水	m ²	676.45	7,600	5,140,988	12～15年
		開放階段	修繕	高圧水洗の上、下地調整、ウレタン塗膜防水	m ²	436.80	7,700	3,363,353	12～15年
	4 外壁塗装等							25,886,700	
	①躯体コンクリート補修	外壁、屋根、床、手すり壁、軒天、庇等	補修	ひび割れ・欠損・爆裂補修	m ²	3,532.69	1,000	3,532,695	12～15年
	②外壁塗装（雨掛り部分）	外壁、手すり壁等	塗替	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料（顔料・顔料配合）	m ²	2,364.44	1,500	3,546,662	12～15年
			除去・塗装	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料（顔料・顔料配合）	m ²				24～30年
	③外壁塗装（非雨掛り部分）	外壁、手すり壁等	塗替	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料（顔料・顔料配合）	m ²	1,364.00	1,200	1,636,804	12～15年
			除去・塗装	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料（顔料・顔料配合）	m ²				24～30年
	④軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等の軒天部分	塗替	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料	m ²	2,233.88	1,250	2,792,344	12～15年
			除去・塗装	高圧水洗の上、下地調整、アクリルシリコン樹脂塗料（顔料・顔料配合）	m ²				24～30年
	⑤タイル張補修	外壁・手すり壁等	補修	欠損・亀裂・浮き等補修、タイル張替え、破損タイル張替え	m ²	232.24	40,000	9,289,444	12～15年
	⑥シーリング	外壁目地、建具周り、部材接合部等	打替	シーリング材の剥離除去、シーリング、タイル周囲部材のコーキング処理	m	3,914.42	1,300	5,088,751	12～15年
	5 鉄部塗装等								
	①鉄部塗装（雨掛り部分）	開放廊下・階段、バルコニーの手すり等	塗替						
	②鉄部塗装（非雨掛り部分）	住戸玄関ドア、共用部分ドア等	塗替						
	③非鉄部塗装	サッシ、面格子、ドア、手すり、遊具ハッチ等	清掃・塗替						
	6 建具・金物等								
	①建具関係	住戸玄関ドア、共用部分ドア、窓サッシ等	点検・調整 取替						
	②手すり	開放廊下・階段、バルコニーの手すり等	取替						
	③屋外鉄骨階段	屋外鉄骨階段	補修 取替						
	④金物類（集合郵便受等）	集合郵便受、掲示板、笠木、架台等	取替						
	⑤金物類（メーターボックス等）	メーターボックスの扉、パイプスペースの扉等	取替						
	7 共用内部								
	①共用内部	管理事務室、内部廊下等の壁、床、天井	張替・塗替						
III 設備	8 給水設備								
	①給水管	屋内共用給水管 屋内共用給水管、屋外共用給水管	更生 取替						
	②貯水槽	受水槽、高置水槽	補修 取替						
	③給水ポンプ	揚水ポンプ等	補修 取替						
	9 排水設備								
	①排水管	屋内共用雑排水管 屋内共用雑排水管、汚水管、雨水管	更生 取替						
	②排水ポンプ	排水ポンプ	補修 取替						
	10 ガス設備								
	①ガス管	屋外埋設部ガス管、屋内共用ガス管	取替						
	11 空調・換気設備								
	①空調設備	管理事務室、集会室等のエアコン	取替						
	②換気設備	管理事務室等の換気扇、換気口、換気ガラリ等	取替						
	12 電灯設備等								
	①電灯設備	共用廊下等の照明器具、配線器具、非常照明等	取替						
	②配電盤類	配電盤・フルボックス等	取替						
	③幹線設備	引込開閉器、幹線（電灯、動力）等	取替						
	④避雷針設備	避雷突針・ポール・支持金物・導線・接地極等	取替						
	⑤自家発電設備	発電設備	取替						
	13 情報・通信設備								
	①電話設備	電話配線盤（MDF）、中間端子盤（IDF）等	取替						
	②テレビ共聴設備	アンテナ、増幅器、分配器等	取替						
	③インターネット設備	住棟内ネットワーク	取替						
	④インターホン設備等	インターホン設備、オートロック設備等	取替						
	14 消防用設備								
	①屋内消火栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類等	取替						
	②自動火災報知設備	感知器、発信器、表示灯、音響装置、受信器等	取替						
	③連結送水管設備	送水口、放水口、消火管、消火隊専用栓箱等	取替						
	15 昇降機設備								
	①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等 全構成機器	補修 取替						
	16 立体駐車場設備								
	①自走式駐車場	プレハブ造（鉄骨造＋ALC）	補修 建替						
	②機械式駐車場	二段方式、多段方式、垂直循環方式等	補修 取替						
IV 外構・その他	17 外構・附属施設								
	①外構	平面駐車場、車路・歩道等の舗装、排水溝、擁壁等	補修、取替						
	②附属施設	自転車置場、ゴミ集積所、植樹	取替、整備						
	18 調査・診断、設計、工事監理等費用								
	①点検・調査・診断、設計等	計画修繕工事の実施に向けた点検・調査・診断							
	②設計等	計画修繕工事の設計等							
	③工事監理	計画修繕工事の工事監理							
	④臨時点検（被災時）	建物、設備、外構							
	19 長期修繕計画作成費用								
	①見直し	見直しに向けた点検・調査・診断、長期修繕計画の見直し							
諸 経 費	現場管理費								
	一般管理費								
	法定福利費								
	大規模修繕瑕疵保険の保険料 ^(注)								

(注) 「長期修繕計画作成ガイドライン」33ページに示すとおり、年度ごとに計上する工事費に現場管理費・一般管理費・法定福利費、大規模修繕瑕疵保険の保険料等の諸経費および消費税等相当額を別途見込んで修繕積立金額を検討することが重要である。

(様式第 5 号) 修繕積立金の額の設定

作成日 / 2021 年〇月〇〇日
集金 (管理組合総会) で議決された日 / 2021 年〇月〇〇日

【均等積立方式・段階増額積立方式兼用】

項 目	摘 要
A 計画期間の 推定修繕工事費の累計額 (円)	757,873,078
B 計画期間の借入金金の償還金 (元本・利息)	0
C 支出 累計 (C = A + B)	757,873,078
D 修繕積立金の残高 (+ 修繕積立金の総額)	200,000,000
E 計画期間の専用品使用料、駐車場等 の使用料、管理費会計からの繰入金	29,130,000
F 計画期間の修繕積立金の運用益	0
G 計画期間に予定する一時金の合計額	0
H 収入 累計 (H = D + E + F + G)	229,130,000
I +	528,743,078

J 設定期間Ⅰ (年)	6
J' 設定期間Ⅰの修繕積立金の総額	59,040,000
K 月当たりの負担額 (J' / (J × 12))	820,000
L 戸当たりの負担割合	管理規約による
M 修繕積立金の額 (M = K × L) (戸当たり月当たり)	表 住戸タイプ別 修繕積立金の額
N 専有面積の合計 (㎡)	5,500
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	149
P 住戸数 (戸)	82
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	10,000

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L1)
Aタイプ	0.0100	
Bタイプ	0.0125	
Cタイプ		11,480

A欄：様式第 4 - 1 号 (総括表) の支出欄(推定修繕工事費年度合計)の
計画期間の合計額を記載します。

D欄：様式第 4 - 1 号 (総括表) の収入欄(計画期間当初の修繕積立金会計の残高)
(修繕積立基金を含む) の計画初年度の金額を記入します。

F欄：計画期間中に修繕積立金の運用益がある場合は、様式第 4 - 1 号 (総括表) の収
入欄(修繕積立金の運用益)の計画期間の合計額を記入します。

J欄：様式第 3 - 1 号 (長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方)

(3) 計画期間の設定で記載した期間を記載します。

段階増額積立方式の場合、設定期間ごとに年数を記載します。

Q欄：修繕積立金の額の平均 (戸当たり月当たり) を記載します。

均等積立方式の場合は使用しない

J 設定期間Ⅱ (年)	7
J' 設定期間Ⅱの修繕積立金の総額	103,320,000
K 月当たりの負担額 (J' / (J × 12))	1,230,000
L 戸当たりの負担割合	管理規約による
M 修繕積立金の額 (M = K × L) (戸当たり月当たり)	表 住戸タイプ別 修繕積立金の額
N 専有面積の合計 (㎡)	5,500
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	224
P 住戸数 (戸)	82
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	15,000

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ	0.0140	17,220

J 設定期間Ⅲ (年)	8
J' 設定期間Ⅲの修繕積立金の総額	157,440,000
K 月当たりの負担額 (J' / (J × 12))	1,640,000
L 戸当たりの負担割合	管理規約による
M 修繕積立金の額 (M = K × L) (戸当たり月当たり)	表 住戸タイプ別 修繕積立金の額
N 専有面積の合計 (㎡)	5,500
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	298
P 住戸数 (戸)	82
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	20,000

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ	0.0140	22,960

J 設定期間Ⅳ (年)	9
J' 設定期間Ⅳの修繕積立金の総額	221,400,000
K 月当たりの負担額 (J' / (J × 12))	2,050,000
L 戸当たりの負担割合	管理規約による
M 修繕積立金の額 (M = K × L) (戸当たり月当たり)	表 住戸タイプ別 修繕積立金の額
N 専有面積の合計 (㎡)	5,500
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	373
P 住戸数 (戸)	82
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	25,000

表 住戸タイプ別修繕積立金の額

住戸タイプ	L 負担割合 (L1)	M 修繕積立金の額 (円/月・戸) (M = K × L1)
Aタイプ		
Bタイプ		
Cタイプ	0.0140	28,700

B欄：既存の場合で借入金がある場合は記入が必要です。
様式第 4 - 1 号 (総括表) の支出欄(借入金の償還金年度合計)の
計画期間の合計額を記入します。

E欄：専用品使用料、駐車場等の使用料を修繕積立金会計に転記している場合は、
様式第 4 - 1 号 (総括表) の収入欄(専用品使用料等からの繰入額年度合計)の
計画期間の合計額を記載します。

G欄：計画期間中に一時金の予定がある場合は、計画期間に予定する一時金の合計額を記
入します。

と上限とする

L欄・M欄：住戸タイプで異なる場合は、「表 住戸タイプ別修繕積立金の額」に記載します。

① 計画期間当初における修繕積立金の残高 (円/㎡・月)	101
② 計画期間全体における専用品使用料収入等 からの繰入額の総額 (円/㎡・月)	15

期間合計		
J 期間 (年)	30	
J' 計画期間全体の修繕積立金の総額	541,200,000	J' ≥ 1 OK
K 月当たりの負担額 (J' / (J × 12))	1,503,333	
L 戸当たりの負担割合		
M 修繕積立金の額 (M = K × L) (戸当たり月当たり)		
N 専有面積の合計 (㎡)	5,500	
O 修繕積立金の額 (O = K / N) (㎡当たり月当たり)	273	
P 住戸数 (戸)	82	
Q 修繕積立金の額 (Q = K / P) 平均 (戸当たり月当たり)	18,333	

計画期間全体における修繕積立金の平均 額(機械式駐車場分を含む) (③ = ① + ② + O) ③ ※ 築高・基金、その他会計からの振替等含 む (㎡当たり月当たり)	389 ①+②+O
---	-----------

③欄に、計画期間全体における修繕積立金の平均額 (機械式駐車場分を含む) が
表示されます。

参考資料

参考資料 1 建物の専有部分と共用部分の区分

区分所有法及び標準管理規約に基づいた建物の専有部分と共用部分の区分について、参考を示します。

・表 建物の専有部分と共用部分の区分（単棟型の場合）

区分		区分所有法	マンション標準管理規約
専 有 部 分		・区分所有権の目的たる建物の部分 (第2条第3項)	・住戸番号を付した住戸 ・専有部分を他から区分する構造物のうち、 天井、床及び壁の躯体部分を除く部分 玄関扉の錠及び内部塗装部分 ※窓枠及び窓ガラスは含まれない ・上記の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のもの（第7条）
	規約 共用 部分	規約により共用部分とされた建物の部分及び附属の建物 (第4条第2項)	・管理事務室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫及びそれらの附属物 (第8条、別表第2第3項)
共 用 部 分		・専有部分以外の建物の部分、 専有部分に属さない建物の附属物 (第2条第4項) ・数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分 (第4条第1項)	・エントランスホール、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、共用トイレ、屋上、屋根、塔屋、ポンプ室、自家用電気室、機械室、受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、メーターボックス（給湯器ボイラー等の設備を除く。）、内外壁、界壁、床スラブ、床、天井、柱、基礎部分、バルコニー等専有部分に属さない「建物の部分」 ・エレベーター設備、電気設備、給水設備、排水設備、消防・防災設備、インターネット通信設備、テレビ共同受信設備、オートロック設備、宅配ボックス、避雷設備、集合郵便受箱、各種の配線配管（給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分、雑排水管及び汚水管については、配管継手及び立て管）等専有部分に属さない「建物の附属物」 (第8条、別表第2第1項、第2項)
	法定 共用 部分		

・区分所有法 第4条（共用部分）

第四条 数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分は、区分所有権の目的とならないものとする。

2 第一条に規定する建物の部分及び附属の建物は、規約により共用部分とすることができる。この場合には、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

・管理標準指針（二 管理規約の作成及び改正（一）管理規約の作成・改正 1 管理規約の内容）

⑥専有部分と共用部分の区分

標準的な対応	標準管理規約（第7条、第8条、別表第2）と同趣旨の規定が置かれている。
--------	-------------------------------------

・標準管理規約 別表第2（共用部分の範囲）

- 1 エントランスホール、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、共用トイレ、屋上、屋根、塔屋、ポンプ室、自家用電気室、機械室、受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、メーターボックス（給湯器ボイラー等の設備を除く。）、内外壁、界壁、床スラブ、床、天井、柱、基礎部分、バルコニー等専有部分に属さない「建物の部分」
- 2 エレベーター設備、電気設備、給水設備、排水設備、消防・防災設備、インターネット通信設備、テレビ共同受信

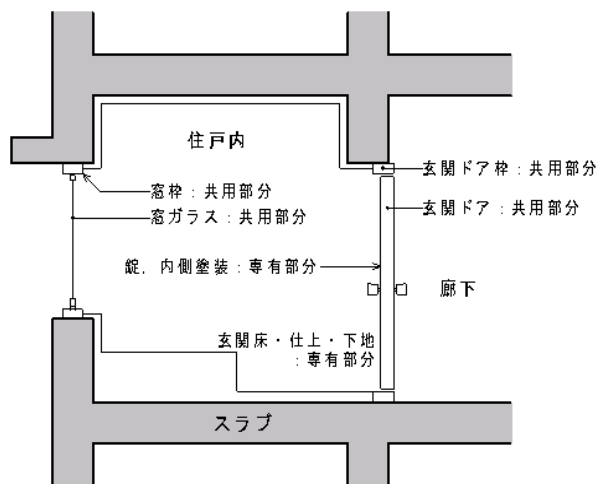
設備、オートロック設備、宅配ボックス、避雷設備、集合郵便受箱、各種の配線配管（給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分、雑排水管及び污水管については、配管継手及び立て管）等専有部分に属さない「建物の附属物」

3 管理事務室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫及びそれらの附属物

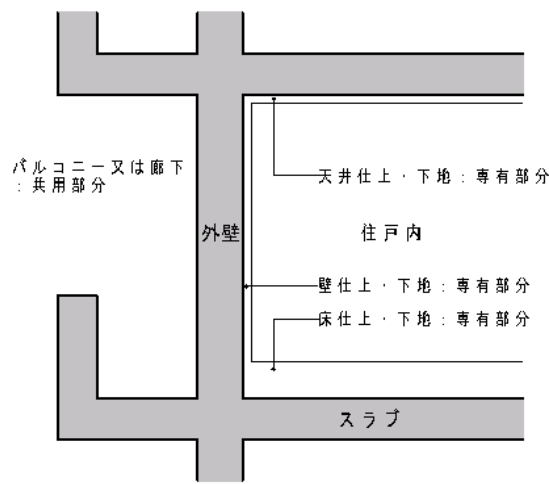
・図 マンションの専有部分と共用部分の区分の例示

(出典：「マンション管理標準指針」(国土交通省) コメントから抜粋)

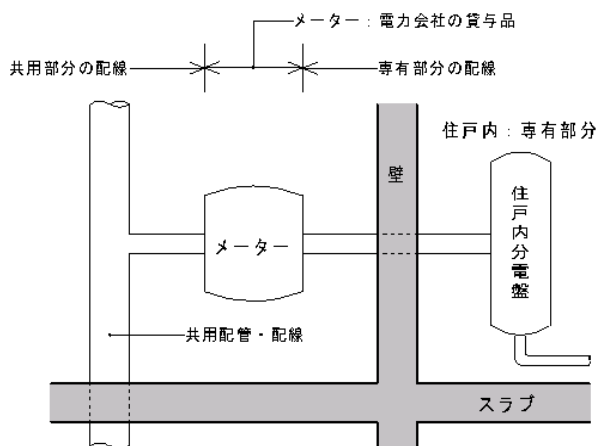
この図は、マンション標準管理規約(国土交通省)の規定に基づく例示であり、各マンションの構造、仕様、用途等によって判断する必要があります。



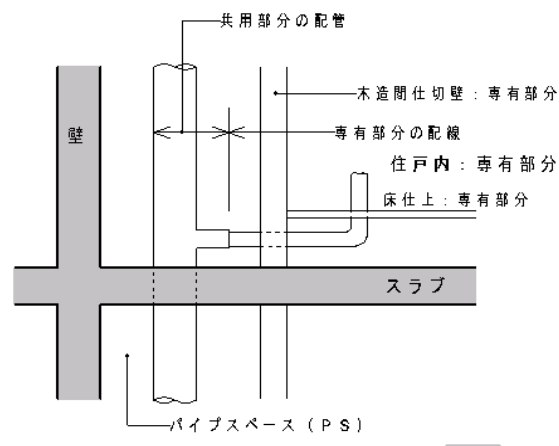
住戸 (断面略図)



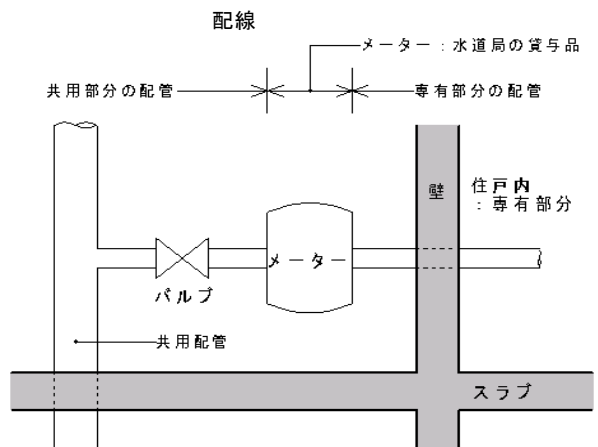
住戸 (断面略図)



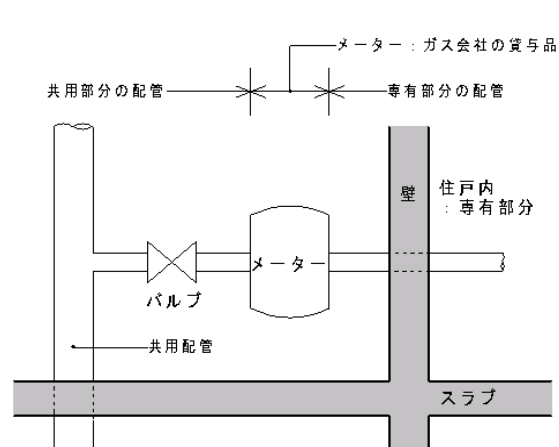
電気の区分 (断面略図)



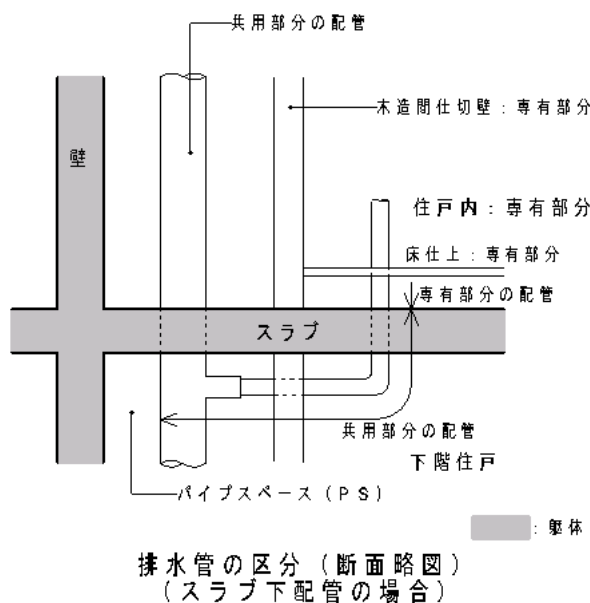
排水管の区分 (断面略図)
(スラブ上配管の場合)



給水管の区分 (断面略図)



ガス管の区分 (断面略図)



・標準管理規約 第7条（専有部分の範囲）

第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

- 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。
- 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。
- 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。

3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

・標準管理規約 第7条（専有部分の範囲）関係コメント

- ① 専有部分として倉庫又は車庫を設けるときは、「倉庫番号を付した倉庫」又は「車庫番号を付した車庫」を加える。また、すべての住戸に倉庫又は車庫が附属しているのではない場合は、管理組合と特定の者との使用契約により使用させることとする。
- ② 利用制限を付すべき部分及び複数の住戸によって利用される部分を共用部分とし、その他の部分を専有部分とした。この区分は必ずしも費用の負担関係と連動するものではない。
利用制限の具体的内容は、建物の部位によって異なるが、外観を構成する部分については加工等外観を変更する行為を禁止し、主要構造部については構造的変更を禁止する趣旨である。
- ③ 第1項は、区分所有権の対象となる専有部分を住戸部分に限定したが、この境界について疑義を生じることが多いので第2項で限界を明らかにしたものである。
- ④ 雨戸又は網戸がある場合は、第2項第三号に追加する。
(第3項関係)
- ⑤ 「専有部分の専用に供される」か否かは、設備機能に着目して決定する。

・標準管理規約 第8条（共用部分の範囲）

対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

・標準管理規約 別表第2（共用部分の範囲）関係コメント

- ① ここでいう共用部分には、規約共用部分のみならず、法定共用部分も含む。
- ② 管理事務室等は、区分所有法上は専有部分の対象となるものであるが、区分所有者の共通の利益のために設置されるものであるから、これを規約により共用部分とすることとしたものである。
- ③ 一部の区分所有者のみの共有とする共用部分があれば、その旨も記載する。

参考資料2 専門家紹介窓口、相談窓口一覧

長期修繕計画の作成業務を行う「専門家」を紹介する団体等とマンションの維持管理を含めた管理運営の全般に関する相談窓口の一覧です。

【専門家（管理会社、建築士事務所等）】（五十音順）

- ① 管理業務を委託している管理会社
- ② （一社）マンション管理業協会 Tel: (03) 3500-2719
技術センター http://www.kanrikyo.or.jp/consul/shindan_syuuzen.html
- ③ （公財）マンション管理センター Tel: (03) 3222-1519
長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス https://www.mankan.or.jp/07_skillsupport/skillsupport.html
- ④ （公社）日本建築士会連合会 Tel: (03) 3456-2061
建築士を探そう net <http://www.abanet.jp/index.htm>
- ⑤ （一社）日本建築士事務所協会連合会 Tel: (03) 3552-1281
お近くの事務所協会 <https://www.njr.or.jp/society/>
- ⑥ （公社）日本建築家協会関東甲信越支部メンテナンス部会 Tel: (03) 3408-8291
メンバー <http://www.jia-kanto.org/mente/members/index.html>
- ⑦ （公財）ロングライフビル推進協会 Tel: (03) 5408-9830
マンションドック <http://www.belca.or.jp/mdtop.htm>

【相談窓口】

- ① （公財）マンション管理センター
管理運営 Tel: (03) 3222-1517、維持管理 Tel: (03) 3222-1519
- ② （一社）日本マンション管理士会連合会 Tel: (03) 5801-0843
<http://www.nikkanren.org/>

参考資料 3 支援制度

長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定を含めたマンションの維持管理に関する支援制度の一覧です。

① 地方公共団体等による専門家の相談窓口・派遣制度

(マンション再生協議会 ホームページ)

<http://m-saisei.info/oyakudachi/chihou.html>

② 分譲マンション共用部分の改良工事、耐震診断等に対する助成制度

((公財) マンション管理センター ホームページ)

https://www.mankan.or.jp/08_reformloan/publicsupport.html

改訂案	現行
第3編 長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント	第3編 長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント
第1章 総則	第1章 総則
1 ガイドラインの目的 このガイドラインは、マンションにおける長期修繕計画の作成又は見直し（以下「作成」という。）及び修繕積立金の額の設定に関して、基本的な考え方等と長期修繕計画標準様式（以下「標準様式」という。）を使用しての作成方法を示すことにより、適切な内容の長期修繕計画の作成及びこれに基づいた修繕積立金の額の設定を促し、マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。	1 ガイドラインの目的 このガイドラインは、マンションにおける長期修繕計画の作成又は見直し（以下「作成」という。）及び修繕積立金の額の設定に関して、基本的な考え方等と長期修繕計画標準様式（以下「標準様式」という。）を使用しての作成方法を示すことにより、適切な内容の長期修繕計画の作成及びこれに基づいた修繕積立金の額の設定を促し、マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。
〈コメント〉 ◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、敷地、建物の共用部分及び附属施設について、法定点検などの保守点検や軽微な破損などに対して経常的な補修を行うほか、経年劣化に対応して計画修繕工事を適時適切に実施することが不可欠です。 特に、築古のマンションは省エネ性能が低い水準にとどまっているものが多く存在していることから、大規模修繕工事の機会をとらえて、マンションの省エネ性能を向上させる改修工事（壁や屋上の外断熱改修工事や窓の断熱改修工事等）を実施することは脱炭素社会の実現のみならず、各区分所有者の光熱費負担を低下させる観点からも有意義と考えられます。 ◆計画修繕工事の実施には多額の費用を要します。計画修繕工事の実施時にその工事に必要な費用を一度に徴収すると、区分所有者の負担能力を超えて必要な費用が徴収できず、計画修繕工事を実施できなくなることも想定されます。このような事態を避けるためには、必要な費用を修繕積立金としてあらかじめ積み立てておくことが必要です。 そのためには、適切な長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定し、これらについて区分所有者の間で合意しておくことが重要です。 ◆しかしながら、現状では、計画期間の不足、推定修繕工事項目の漏れなどによる不適切な内容の長期修繕計画が見受けられます。また、これに基づいて設定する修繕積立金の額も十分でないこともあり、計画修繕工事の実施時に、修繕積立金の不足が生じる原因となっています。	〈コメント〉 ◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、敷地、建物の共用部分及び附属施設について、法定点検などの保守点検や軽微な破損などに対して経常的な補修を行うほか、経年劣化に対応して計画修繕工事を適時適切に実施することが不可欠です。 ◆計画修繕工事の実施には多額の費用を要します。計画修繕工事の実施時にその工事に必要な費用を一度に徴収すると、区分所有者の負担能力を超えて必要な費用が徴収できず、計画修繕工事を実施できなくなることも想定されます。このような事態を避けるためには、必要な費用を修繕積立金としてあらかじめ積み立てておくことが必要です。 そのためには、適切な長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定し、これらについて区分所有者の間で合意しておくことが重要です。 ◆しかしながら、現状では、計画期間の不足、推定修繕工事項目の漏れなどによる不適切な内容の長期修繕計画が見受けられます。また、これに基づいて設定する修繕積立金の額も十分でないこともあり、計画修繕工事の実施時に、修繕積立金の不足が生じる原因となっています。 ◆<u>長期修繕計画の作成と修繕積立金の額の設定に関しては、「管理標準指針」において、「何を」、「どのような点に」留意すべきかを「標準的な対応」、「望ましい対応」として示しています。</u> このガイドラインは、「<u>管理標準指針</u>」の内容をより具体的なものとし、長期修繕計画の基本的な考え方等や標準様式を使用しての作成方法を示したものです。これを参考として活用することで、長期修繕計画の作成者（<u>分譲事業者</u>、管理組合等）が適切な内容の長期修繕計画を作成できること、また、購入予定者や管理組合が長期修繕計画の内容の理解やチェックを容易にできることにより、計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的と

改訂案	現行				
◆ このガイドラインは、長期修繕計画の基本的な考え方等や標準様式を使用しての作成方法を示したものです。これを参考として活用することで、長期修繕計画の作成者（分譲会社、管理組合等）が適切な内容の長期修繕計画を作成できること、また、購入予定者や管理組合が長期修繕計画の内容の理解やチェックを容易にできることにより、計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を図ることを目的としています。	しています。				
◆なお、このガイドラインは、マンションの修繕をとりまく環境や状況の変化に対応したものととなるよう、５年程度ごとに見直しについて検討を行うこととしています。	（参考） <table><tr><td colspan="2">・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）</td></tr><tr><td>標準的な対応</td><td>適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。</td></tr></table>	・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）		標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。
・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）					
標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。				
（参考） ・適正化指針（２ 管理組合が留意すべき基本的事項 （5） 長期修繕計画の策定及び見直し等） マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を策定し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。（以下略） ・標準管理規約 第 32 条（業務） 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下本条及び第 48 条において「組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理 二 組合管理部分の修繕 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務 四 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査に関する業務 五 適正化法第 103 条第 1 項に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等 七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営 十 修繕積立金の運用（以下略） ・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント① ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。	（参考） <table><tr><td colspan="2">・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）</td></tr><tr><td>標準的な対応</td><td>適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。</td></tr></table> ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本的事項 ５ 長期修繕計画の策定及び見直し等） マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を策定し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。（以下略） ・標準管理規約 第 32 条（業務） 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下本条及び第 48 条において「組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理 二 組合管理部分の修繕 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務 四 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査に関する業務 五 適正化法第 103 条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等 七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営 十 修繕積立金の運用（以下略） ・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント① ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。	・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）		標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。
・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （四）大規模修繕工事の実施 １ 大規模修繕工事の実施）					
標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。				

改訂案	現行
2 対象とするマンション このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住する住居専用の単棟型のマンションを対象としています。 しかしながら、マンションには、様々な形態、形状、仕様等があり、立地条件も異なっていることから、これらの諸条件に応じた長期修繕計画とするため、必要に応じて内容を追加して使用します。したがって、団地型のマンションにおいても内容を追加することで使用できます。 〈コメント〉 ◆このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住するマンションを対象していますが、<u>いわゆるリゾートマンションや、一部に賃貸住宅を併設するマンション及び賃貸を目的としたマンション（投資用マンション等）</u>にも使用できます。 なお、住宅の形態は、ファミリータイプを想定していますが、ワンルームタイプも使用できます。 ◆単棟型のマンションを対象していますが、必要な内容を追加することで、団地型のマンションにも適用できます。団地型マンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」がありますが、一般的な前者を想定しています。 ◆建物の規模は、中高層のマンションを対象としています。例えば、階数が 11 階以上の場合、消防用設備や避難設備などについて考慮する必要があります。また、超高層の場合、免震構造などの躯体関係、航空障害灯などの設備関係のほか、修繕工事の仮設足場にゴンドラ等を使用するなど施工方法も異なりますので、これらについて考慮する必要があります。 ◆複合用途型マンションは、低層階に店舗や事務所などがあり、上層階に住宅があるマンションが一般的です。店舗等の部分には、様々な形態や仕様、設備等が考えられることから、このガイドラインの対象からは除外しています。複合用途型マンションの管理区分としては、全体共用部分、住宅部分の区分所有者が共用する住宅一部共用部分及び店舗等の区分所有者が共用する店舗一部共用部分がある場合が多く、長期修繕計画を作成する場合は、これらの範囲や費用負担のあり方などを<u>考慮</u>する必要があります。 ◆その他、海沿いなど立地条件により、仕様や推定修繕工事の周期が異なる<u>場合があります</u>ので、これらについて考慮する必要があります。	2 対象とするマンション このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住する住居専用の単棟型のマンションを対象としています。 しかしながら、マンションには、様々な形態、形状、仕様等があり、立地条件も異なっていることから、これらの諸条件に応じた長期修繕計画とするため、必要に応じて内容を追加して使用します。したがって、団地型のマンションにおいても内容を追加することで使用できます。 〈コメント〉 ◆このガイドラインは、主として区分所有者が自ら居住するマンションを対象していますが、<u>長期滞在用マンション（リゾートマンション）、一部に賃貸住宅を併設するマンション及び賃貸を目的としたマンション（投資用マンション等）</u>にも使用できます。 なお、住宅の形態は、ファミリータイプを想定していますが、ワンルームタイプも使用できます。 ◆単棟型のマンションを対象していますが、必要な内容を追加することで、団地型のマンションにも適用できます。団地型マンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」がありますが、一般的な前者を想定しています。 ◆建物の規模は、中高層のマンションを対象としています。例えば、階数が 11 階以上の場合、消防用設備や避難設備などについて考慮する必要があります。また、超高層<u>（高さが 60 m 以上）</u>の場合、免震構造などの躯体関係、航空障害灯などの設備関係のほか、修繕工事の仮設足場にゴンドラを使用するなど施工方法も異なりますので、これらについて考慮する必要があります。 ◆複合用途型マンションは、低層階に店舗や事務所などがあり、上層階に住宅があるマンションが一般的です。店舗等の部分には、様々な形態や仕様、設備等が考えられることから、このガイドラインの対象からは除外しています。複合用途型マンションの管理区分としては、全体共用部分、住宅部分の区分所有者が共用する住宅一部共用部分及び店舗等の区分所有者が共用する店舗一部共用部分がある場合が多く、長期修繕計画を作成する場合は、これらの範囲や費用負担のあり方などに<u>考慮</u>する必要があります。 ◆その他、海沿いなど立地条件により、仕様や推定修繕工事の周期が異なりますので、これらについて考慮する必要があります。

改訂案	現行
<参考> ・図 団地型の形態（例） 土地 A棟 B棟 集会所 C棟 D棟 土地と集会所は区分所有者全員の共有 土地 土地 土地 集会所 土地 土地 C棟 D棟 土地は各棟ごとに共有 集会所は区分所有者全員の共有	<参考> ・図 団地型の形態（例） 土地 A棟 B棟 集会所 C棟 D棟 土地と集会所は区分所有者全員の共有 土地 土地 土地 集会所 土地 土地 C棟 D棟 土地は各棟ごとに共有 集会所は区分所有者全員の共有

改訂案	現行
3 ガイドラインの利用方法 長期修繕計画の作成者（<u>分譲会社</u>及び管理組合）は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。 新築マンションにおいて、<u>分譲会社</u>は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、これに基づいて修繕積立金（修繕積立基金を含む。）の額の設定を行います。これらに関しては、購入予定者に<u>対して内容を説明し理解を得るよう努める</u>ことが必要です。また、作成した長期修繕計画（案）は「推定修繕工事費内訳書」を含めて管理組合に引き渡すこと、及び総会（設立総会）において議決を行う場合に協力することが必要です。 購入予定者は、提示された長期修繕計画（案）の内容について、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。 既存マンションにおいて、管理組合は、長期修繕計画の見直し及びこれに基づく修繕積立金の額の設定に関する業務を専門家に委託（管理委託契約に含める場合を含む。）する際に、本ガイドラインを参考として依頼します。また、作成された長期修繕計画の内容を、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。 長期修繕計画の見直し等の業務を受託した専門家は、その成果物に関して管理組合に説明を行うことが必要です。また、総会における議決に協力することが望まれます。 〈コメント〉 ◆<u>分譲会社</u>は、分譲時において修繕積立金の額とその根拠となる長期修繕計画（案）を作成して、購入予定者に説明します。また、管理組合は、その重要な業務の1つとして、長期修繕計画を作成又は見直し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。その際に、本ガイドラインを参考にすることを想定しています。 ◆新築マンションの分譲時において、<u>分譲会社</u>が、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、重要事項説明時に説明することで、購入予定者は、長期修繕計画（案）の内容や修繕積立金の額の理解、その比較検討が容易になります。また、より深く理解することにより、<u>分譲会社</u>からの引渡し後に開催する総会において決議が必要な場合に合意形成が進めやすくなります。 なお、長期修繕計画の「推定修繕工事費内訳書」が管理組合に<u>引き渡されることにより</u>、その見直しの時に作業が軽減されるため、管理組合が負担する費用も少なくなります。 ◆管理組合は、長期修繕計画の見直しに関する業務を管理業者又は建築士事務所等に依頼する際に、本ガイドラインを参考にすることで、適切な内容に作成されることが期待できます。また、標準様式と比較することで、作成された見直し案の内容を容易にチェックすることが	3 ガイドラインの利用方法 長期修繕計画の作成者（<u>分譲事業者</u>及び管理組合）は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。 新築マンションにおいて、<u>分譲事業者</u>は、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、これに基づいて修繕積立金（修繕積立基金を含む。）の額の設定を行います。これらに関しては、購入予定者に<u>説明を行う</u>ことが必要です。また、作成した長期修繕計画（案）は「推定修繕工事費内訳書」を含めて管理組合に引き渡すこと、及び総会（設立総会）において議決を行う場合に協力することが<u>望まれます</u>。 購入予定者は、提示された長期修繕計画（案）の内容について、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。 既存マンションにおいて、管理組合は、長期修繕計画の見直し及びこれに基づく修繕積立金の額の設定に関する業務を専門家に委託（管理委託契約に含める場合を含む。）する際に、本ガイドラインを参考として依頼します。また、作成された長期修繕計画の内容を、本ガイドラインを参考としてチェックすることができます。 長期修繕計画の見直し等の業務を受託した専門家は、その成果物に関して管理組合に説明を行うことが必要です。また、総会における議決に協力することが望まれます。 〈コメント〉 ◆<u>分譲事業者</u>は、分譲時において修繕積立金の額とその根拠となる長期修繕計画（案）を作成して、購入予定者に説明します。また、管理組合は、その重要な業務の1つとして、長期修繕計画を作成又は見直し、これに基づいて修繕積立金の額の設定を行います。その際に、本ガイドラインを参考にすることを想定しています。 ◆新築マンションの分譲時において、<u>分譲事業者</u>が、本ガイドラインを参考として、長期修繕計画（案）を作成し、重要事項説明時に説明することで、購入予定者は、長期修繕計画（案）の内容や修繕積立金の額の理解、その比較検討が容易になります。また、より深く理解することにより、<u>分譲事業者</u>からの引渡し後に開催する総会において決議が必要な場合に合意形成が進めやすくなります。 なお、長期修繕計画の「推定修繕工事費内訳書」が管理組合に<u>引き渡されていると</u>、その見直しの時に作業が軽減されるため、管理組合が負担する費用も少なくなります。 ◆管理組合は、長期修繕計画の見直しに関する業務を<u>管理委託契約に含めて管理業者に</u>、又は<u>委託契約により</u>建築士事務所等に依頼する際に、本ガイドラインを参考にすることで、適切な内容に作成されることが期待できます。また、標準様式と比較することで、作成された

改訂案	現行
できます。 業務の委託を受けた専門家が、このガイドラインを参考として説明することにより、管理組合は、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の理解が容易になり、総会における合意形成が進めやすくなります。	見直し案の内容を容易にチェックすることができます。 業務の委託を受けた専門家が、このガイドラインを参考として説明することにより、管理組合は、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の理解が容易になり、総会における合意形成が進めやすくなります。
〈参考〉 ・適正化指針（3 区分所有者等が留意すべき基本的事項等） マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。（以下略） ・中高層分譲共同住宅（マンション）に係る管理の適正化及び取引の公正の確保について 建設省建設経済局長・住宅局長通達（平成4年12月25日付け建設省経動発第106号・建設省住管発第5号） 第三 長期修繕計画の策定の促進及び修繕費用の適切な積立て等 宅地建物取引業者にあってはマンションの分譲時に、また管理業者にあっては管理受託時に、マンションの実態に即した長期修繕計画の策定、これに基づく適切な修繕積立金の積立て及び適時の劣化診断の実施の必要性について、管理組合に対する周知に努めること。 ・標準管理委託契約書 第3条（管理事務の内容及び実施方法） 管理事務の内容は、次のとおりとし、別表第1から第4に定めるところにより実施する。 一 事務管理業務（別表第1に掲げる業務） 二 管理員業務（別表第2に掲げる業務） 三 清掃業務（別表第3に掲げる業務） 四 建物・設備管理業務（別表第4に掲げる業務） 別表第1 事務管理業務 1 基幹事務 (3) 本マンション（専有部分を除く。以下同じ。）の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整 一 乙は、甲の長期修繕計画の見直しのため、管理事務を実施する上で把握した本マンションの劣化等の状況に基づき、当該計画の修繕工事の内容、実施予定時期、工事の概算費用等に、改善の必要があると判断した場合には、書面をもって甲に助言する。 二 長期修繕計画案の作成業務及び建物・設備の劣化状況等を把握するための調査・診断を実施し、その結果に基づき行う当該計画の見直し業務を実施する場合は、本契約とは別個の契約とする。 三 乙は、甲が本マンションの維持又は修繕（大規模修繕を除く修繕又は保守点検等。）を外注により乙以外の業者に行わせる場合の見積書の受理、発注補助、実施の確認を行う。 なお、「実施の確認」とは、別表第2 2（3）一に定める管理員が外注業務の完了の立会いにより確認できる内容のものをいう。	〈参考〉 ・適正化指針（三 区分所有者等が留意すべき基本的事項等） マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意する必要がある。（以下略） ・中高層分譲共同住宅（マンション）に係る管理の適正化及び取引の公正の確保について 建設省建設経済局長・住宅局長通達（平成4年12月25日付け建設省経動発第106号・建設省住管発第5号） 第三 長期修繕計画の策定の促進及び修繕費用の適切な積立て等 宅地建物取引業者にあってはマンションの分譲時に、また管理業者にあっては管理受託時に、マンションの実態に即した長期修繕計画の策定、これに基づく適切な修繕積立金の積立て及び適時の劣化診断の実施の必要性について、管理組合に対する周知に努めること。 ・標準管理委託契約書 第3条（管理事務の内容及び実施方法） 管理事務の内容は、次のとおりとし、別表第1から第4に定めるところにより実施する。 別表第1 事務管理業務 1 基幹事務 (3) 本マンション（専有部分を除く。以下同じ。）の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整 一 乙は、甲の大規模修繕の修繕周期、実施予定時期、工事概算費用、収支予想等を記載した長期修繕計画案を作成し、甲に提出する。当該長期修繕計画案は、〇年ごとに見直し、甲に提出するものとする。

改訂案	現行
4 用語の定義 このガイドラインにおける用語の定義は、次の各号に掲げるところによります。 一 マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいいます。 二 管理組合 適正化法第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいいます。 三 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項の区分所有者をいいます。 四 購入予定者 マンションの購入に係る売買契約を締結しようとする者をいいます。 五 <u>分譲会社</u> マンションを分譲する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいいます。 六 管理業者 適正化法第 2 条第 8 号に規定するマンション管理業者をいいます。 七 専門家 管理業者、建築士事務所等の長期修繕計画の作成業務を行う者をいいます。 八 敷地 区分所有法第 2 条第 5 項に規定する建物の敷地をいいます。 九 附属施設 駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、樹木等建物に附属する施設をいいます。 十 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいいます。 十一 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいいます。 十二 管理規約 区分所有法第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する規約をいいます。 十三 推定修繕工事 長期修繕計画において、計画期間内に見込まれる修繕工事（補修工事（経常的に行う補修工事を除く。）を含む。以下同じ。）及び改修工事をいいます。 十四 計画修繕工事 長期修繕計画に基づいて計画的に実施する修繕工事及び改修工事をいいます。 十五 大規模修繕工事 建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事（<u>全面的な外壁塗装等を伴う工事</u>）をいいます。 十六 修繕積立金 計画修繕工事に要する費用に充当するための積立金をいいます。 十七 推定修繕工事費 推定修繕工事に要する概算の費用をいいます。 十八 修繕工事費 計画修繕工事の実施に要する費用をいいます。 十九 推定修繕工事項目 推定修繕工事の部位、工種等による項目をいいます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の作成業務を行う専門家としては、管理業者や建築士事務所などがありますが、長期修繕計画の作成や修繕積立金の積立てを含めたマンションの管理運営に関する助言、指導その他の援助業務を行う専門家としては、マンション管理士などがあります。 ◆建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事とは、例えば、<u>全面的な外</u>	4 用語の定義 このガイドラインにおける用語の定義は、次の各号に掲げるところによります。 一 マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいいます。 二 管理組合 適正化法第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいいます。 三 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項の区分所有者をいいます。 四 購入予定者 マンションの購入に係る売買契約を締結しようとする者をいいます。 五 <u>分譲事業者</u> マンションを分譲する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいいます。 六 管理業者 適正化法第 2 条第 8 号に規定するマンション管理業者をいいます。 七 専門家 管理業者、建築士事務所等の長期修繕計画の作成業務を行う者をいいます。 八 敷地 区分所有法第 2 条第 5 項に規定する建物の敷地をいいます。 九 附属施設 駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、樹木等建物に附属する施設をいいます。 十 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいいます。 十一 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいいます。 十二 管理規約 区分所有法第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する規約をいいます。 十三 推定修繕工事 長期修繕計画において、計画期間内に見込まれる修繕工事（補修工事（経常的に行う補修工事を除く。）を含む。以下同じ。）及び改修工事をいいます。 十四 計画修繕工事 長期修繕計画に基づいて計画的に実施する修繕工事及び改修工事をいいます。 十五 大規模修繕工事 建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事をいいます。 十六 修繕積立金 計画修繕工事に要する費用に充当するための積立金をいいます。 十七 推定修繕工事費 推定修繕工事に要する概算の費用をいいます。 十八 修繕工事費 計画修繕工事の実施に要する費用をいいます。 十九 推定修繕工事項目 推定修繕工事の部位、工種等による項目をいいます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の作成業務を行う専門家としては、管理業者や建築士事務所などがありますが、長期修繕計画の作成や修繕積立金の積立てを含めたマンションの管理運営に関する助言、指導その他の援助業務を行う専門家としては、マンション管理士などがあります。 ◆建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事とは、例えば、外部足場が

改訂案	現行
部足場が必要な外壁塗装と屋上防水等を同時に行う場合があります。	必要な屋上防水と外壁塗装等を同時に行う場合があります。
〈参考〉 ・適正化法 第2条（定義）第1号 一 マンション 次に掲げるものをいう。 イ 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの並びにその敷地及び附属施設 ロ 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設 ・適正化法 第2条（定義）第3号 三 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第2項 2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。 ・宅地建物取引業法 第2条（用語の定義）第3号 三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。 ・適正化法 第2条（定義）第1項第8号 八 マンション管理業者 第四十四条の登録を受けてマンション管理業を営む者をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第5項 5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第3項 3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第4項 4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。 ・区分所有法 第30条（規約事項）第1項及び第2項 第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。 2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。	〈参考〉 ・適正化法 第2条（定義）第1号 一 マンション 次に掲げるものをいう。 イ 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの並びにその敷地及び附属施設 ロ 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設 ・適正化法 第2条（定義）第3号 三 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第2項 2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。 ・宅地建物取引業法 第2条（用語の定義）第3号 三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。 ・適正化法 第2条（定義）第1項第8号 八 マンション管理業者 第四十四条の登録を受けてマンション管理業を営む者をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第5項 5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第3項 3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。 ・区分所有法 第2条（定義）第4項 4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。 ・区分所有法 第30条（規約事項）第1項及び第2項 第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。 2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。

改訂案	現行
第2章 長期修繕計画の作成の基本的な考え方 第1節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等 1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的 マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。 そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。 ①将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用等を明確にする。 ②計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。 ③修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。 〈コメント〉 ◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、建物及び設備の経年劣化に対応して適時適切に修繕工事を行うことが必要です。さらに、区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の耐震性や断熱性などの性能を新築時の水準から向上させる改修工事を行うことが望まれます。 ◆修繕工事及び改修工事を適時適切に、また円滑に実施するためには、長期修繕計画を作成し、この計画を踏まえて計画修繕工事を実施することと、計画修繕工事に要する費用に充当するため、この計画に基づいて修繕積立金の額を設定し積み立てることが不可欠です。 ◆具体的には、将来の一定期間に見込まれる修繕工事及び改修工事について、①マンションの形状、仕様などに応じた内容、②経済性（順序、集約化など）、立地条件、劣化状況などを考慮したおおよその時期、③必要となる概算の費用などを明確にします。 ◆また、区分所有者が負担する修繕積立金の額の根拠としても、その用途となる将来の修繕工事及び改修工事の内容等を明示することが必要です。 ◆長期修繕計画の作成により、どのような工事を、おおよそいつごろ、どの程度の費用をかけて行うのか、そのためにどの程度の資金が必要かなどについて、区分所有者が十分理解し、その内容を合意しておくことによって、計画修繕工事を実施するための合意形成が円滑になると考えられます。	第2章 長期修繕計画の作成の基本的な考え方 第1節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的等 1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の目的 マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。 そのためには、次に掲げる事項を目的とした長期修繕計画を作成し、これに基づいて修繕積立金の額を設定することが不可欠です。 ①将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用等を明確にする。 ②計画修繕工事の実施のために積み立てる修繕積立金の額の根拠を明確にする。 ③修繕工事及び改修工事に関する長期計画について、あらかじめ合意しておくことで、計画修繕工事の円滑な実施を図る。 〈コメント〉 ◆マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、建物及び設備の経年劣化に対応して適時適切に修繕工事を行うことが必要です。さらに、区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の耐震性や断熱性などの性能を新築時の水準から向上させる改修工事を行うことが望まれます。 ◆修繕工事及び改修工事を適時適切に、また円滑に実施するためには、長期修繕計画を作成し、この計画を踏まえて計画修繕工事を実施することと、計画修繕工事に要する費用に充当するため、この計画に基づいて修繕積立金の額を設定し積み立てることが不可欠です。 ◆具体的には、将来の一定期間に見込まれる修繕工事及び改修工事について、①マンションの形状、仕様などに応じた内容、②経済性（順序、集約化など）、立地条件、劣化状況などを考慮したおおよその時期、③必要となる概算の費用などを明確にします。 ◆また、区分所有者が負担する修繕積立金の額の根拠としても、その用途となる将来の修繕工事及び改修工事の内容等を明示することが必要です。 ◆長期修繕計画の作成により、どのような工事を、おおよそいつごろ、どの程度の費用をかけて行うのか、そのためにどの程度の資金が必要かなどについて、区分所有者が十分理解し、その内容を合意しておくことによって、計画修繕工事を実施するための合意形成が円滑になると考えられます。

改訂案	現行
◆建物の敷地、構造及び設備の最低基準として「建築基準法」が定められています。この法律の中でマンションなどの建築物の所有者又は管理者は、敷地や建物・設備を常に関係法令に適合している状態に維持するように努め、また、必要に応じ、維持保全（点検や修繕など）に関する準則（複数の計画相互の整合性を図るもの）又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないと定められています。 （参考） - 適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本的事項 (5) 長期修繕計画の策定及び見直し等） マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を策定し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。（以下略） - 標準管理規約 第32条（業務）第3号 第三十二条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修繕計画書の管理 - 標準管理規約 第32条（業務）関係コメント① ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。 - 建築基準法 第8条（維持保全） 第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。 2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。 一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの 二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの 3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。 （注）「建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件」 （昭和60年3月19日 国土交通省告示第606号）	◆建物の敷地、構造及び設備の最低基準として「建築基準法」が定められています。この法律の中でマンションなどの建築物の所有者又は管理者は、敷地や建物・設備を常に関係法令に適合している状態に維持するように努め、また、必要に応じ、維持保全（点検や修繕など）に関する準則（複数の計画相互の整合性を図るもの）又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないと定められています。 （参考） - 適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本的事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を策定し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要である。（以下略） - 標準管理規約 第32条（業務）第3号 第三十二条 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務 - 標準管理規約 第32条（業務）関係コメント① ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行って いくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期 修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。 - 建築基準法 第8条（維持保全） 第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。 2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。 （注）「建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件」 （昭和60年3月19日 国土交通省告示第606号）

改訂案	現行
2 基本的な考え方 一 長期修繕計画の対象の範囲 単棟型のマンションの場合、管理規約に定めた組合管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（共用部分の修繕工事又は改修工事に伴って修繕工事が必要となる専有部分を含む。）を対象とします。 また、団地型のマンションの場合は、多様な所有・管理形態（管理組合、管理規約、会計等）がありますが、一般的に、団地全体の土地、附属施設及び団地共用部分並びに各棟の共用部分を対象とします。 <u>なお、共用部分の給排水管の取替えと専有部分の給排水管の取替えを同時に行うことにより、専有部分の給排水管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられます。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の給排水管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて管理規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等についても十分留意することが必要です。</u> 〈コメント〉 ◆単棟型のマンションの場合、標準管理規約では、敷地、建物の共用部分及び附属施設（建物の専有部分を除く部分）の管理については、「管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。」としています。 ◆また、共用部分の排水管の取替えを行うために、パイプシャフトに面した専有部分の壁を一旦撤去した後に修復することがあります。このような共用部分の修繕工事及び改修工事に伴う専有部分の修繕工事は、管理組合が費用を負担しますので、長期修繕計画の対象に含むこととなります。 ◆計画修繕工事の実施におけるトラブルを避けるためにも、標準管理規約（単棟型）の第7条（専有部分の範囲）、第8条（共用部分の範囲）などを参考にして、建物の共用部分の範囲（所有区分、使用区分及び管理区分）を整理し、管理規約に明示しておく必要があります。 ◆団地型のマンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」があります。 前者の場合、土地、附属施設及び団地共用部分を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの共用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。修繕積立金は、それぞれの長期修繕計画に	2 基本的な考え方 一 長期修繕計画の対象の範囲 単棟型のマンションの場合、管理規約に定めた組合管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（共用部分の修繕工事又は改修工事に伴って修繕工事が必要となる専有部分を含む。）を対象とします。 また、団地型のマンションの場合は、多様な所有・管理形態（管理組合、管理規約、会計等）がありますが、一般的に、団地全体の土地、附属施設及び団地共用部分並びに各棟の共用部分を対象とします。 〈コメント〉 ◆単棟型のマンションの場合、標準管理規約では、敷地、建物の共用部分及び附属施設（建物の専有部分を除く部分）の管理については、「管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。」としています。 ◆また、共用部分の排水管の取替えを行うために、パイプシャフトに面した専有部分の壁を一旦撤去した後に修復することがあります。このような共用部分の修繕工事及び改修工事に伴う専有部分の修繕工事は、管理組合が費用を負担しますので、長期修繕計画の対象に含むこととなります。 ◆計画修繕工事の実施におけるトラブルを避けるためにも、標準管理規約（単棟型）の第7条（専有部分の範囲）、第8条（共用部分の範囲）などを参考にして、建物の共用部分の範囲（所有区分、使用区分及び管理区分）を整理し、管理規約に明示しておく必要があります。 ◆団地型のマンションの形態としては「団地内の土地と集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が数棟の区分所有者全員の共有となっているもの」があります。 前者の場合、土地、附属施設及び団地共用部分を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの共用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。修繕積立金は、それぞれの長期修繕計画に

改訂案	現行
基づいて設定した団地修繕積立金と各棟修繕積立金に区分して積み立てます。後者の場合、団地共用部分及び附属施設を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの敷地と建物の共用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。 なお、団地を構成する棟の数、各棟の建物の規模、構造、建物の完成時期などの差異について十分考慮する必要があります。 ◆組合管理部分の修繕工事には、①経常的な補修工事（管理費から充当）、②計画修繕工事及び③災害や不測の事故に伴う特別修繕工事です。このうち、長期修繕計画は、計画修繕工事を対象としたものです。 ◆共用部分の配管給排水管の取替えに併せて、専有部分の給排水管の取替えを行う場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の給排水管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて管理規約に規定する等、区分所有者間で十分に合意形成を図っておくことが必要です。また、これらの合意形成がなされる前に工事を行った区分所有者に対しては、当該区分所有者に対する補償の有無等について留意することが必要です。 なお、修繕積立金から専有部分の工事費用として拠出する場合には、その対象を共用部分と構造上一体となった部分及び共用部分の管理上影響を及ぼす部分（いわゆる横引き配管など）に留め、これに連結された室内設備類は区分所有者の負担とすることが相当です。 〈参考〉 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本的事項（3） 共用部分の範囲及び管理費用の明確化） 管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。 特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。 ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理） 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為（区分所有法第18条第1項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。 ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理）関係コメント ① 第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書において、保存行為は、各共有者がすることができると定められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別段の定めをするものである。 ② 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。 ③ バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担において行わなければならないのは、計画修繕等である。	基づいて設定した団地修繕積立金と各棟修繕積立金に区分して積み立てます。後者の場合、団地共用部分及び附属施設を対象とした長期修繕計画と各棟ごとの敷地と建物の共用部分を対象とした長期修繕計画を作成します。 なお、団地を構成する棟の数、各棟の建物の規模、構造、建物の完成時期などの差異について十分考慮する必要があります。 ◆組合管理部分の修繕工事には、①経常的な補修工事（管理費から充当）、②計画修繕工事及び③災害や不測の事故に伴う特別修繕工事です。このうち、長期修繕計画は、計画修繕工事を対象としたものです。 ◆例えば、管理組合が、共用部分の排水管の取替えに併せて、専有部分の排水管の取替えを行うと工事を効率的に行うことができ、その費用も軽減されますが、区分所有者の費用の負担が問題となります。この場合、区分所有者が、共用部分の長期修繕計画に合わせて専有部分の修繕工事の計画を作成し、必要な費用を計画的に積み立てておくことが望まれます。 〈参考〉 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本的事項 3 共用部分の範囲及び管理費用の明確化） 管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。 特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが望ましい。 ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理） 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。 ・標準管理規約 第21条（敷地及び共用部分等の管理）関係コメント ① 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。 ② バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担において行わなければならないのは、計画修繕等である。

改訂案	現行
④ 本条第1項ただし書の「通常の使用に伴う」<u>保存行為</u>とは、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入替え等である。 ⑤ <u>バルコニー等の経年劣化への対応については、③のとおり管理組合がその責任と負担において、計画修繕として行うものである。</u> <u>ただし、バルコニー等の劣化であっても、長期修繕計画作成ガイドラインにおいて管理組合が行うものとされている修繕等の周期と比べ短い期間で発生したものであり、かつ、他のバルコニー等と比較して劣化の程度が顕著である場合には、特段の事情がない限りは、当該バルコニー等の専用使用権を有する者の「通常の使用に伴う」ものとして、その責任と負担において保存行為を行うものとする。なお、この場合であっても、結果として管理組合による計画修繕の中で劣化が解消されるのであれば、管理組合の負担で行われることとなる。</u> ⑥ <u>バルコニー等の破損が第三者による犯罪行為等によることが明らかである場合の保存行為の実施については、通常の使用に伴わないものであるため、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、同居人や賃借人等による破損については、「通常の使用に伴う」ものとして、当該バルコニー等の専用使用権を有する者がその責任と負担において保存行為を行うものとする。</u> ⑦ 第2項の対象となる設備としては、配管、配線等がある。配管の清掃等に要する費用については、第27条第三号の「共用設備の保守維持費」として管理費を充当することが可能であるが、配管の取替え等に要する費用のうち専有部分に係るものについては、各区分所有者が実費に応じて負担すべきものである。なお、共用部分の配管の取替えと専有部分の配管の取替えを同時に行うことにより、専有部分の配管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられる。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有部分の配管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等についても十分留意することが必要である。 ⑧ 第3項ただし書は、例えば、台風等で住戸の窓ガラスが割れた場合に、専有部分への雨の吹き込みを防ぐため、割れたものと同様の仕様の窓ガラスに張り替えるというようなケースが該当する。また、第5項は、<u>区分所有法第19条に基づき、規約で別段の定めをするものである。</u> <u>承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断はあくまで理事会の決議によるものである（第54条第1項第五号参照）。</u> ⑨ <u>区分所有法第26条第1項では、敷地及び共用部分等の保存行為の実施が管理者（本標準管理規約では理事長）の権限として定められている。第6項では、災害等の緊急時における必要な保存行為について、理事長が単独で判断し実施できることを定めるものである。災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・滅失を防止して現状の維持を図るための比較的軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。この場合に必要な支出については、第58条第6項及びコメント第58条関係⑤を参照のこと。</u> ⑩ <u>災害等の緊急時において、保存行為を超える応急的な修繕行為の実施が必要であるが、総会の開催が困難である場合には、理事会においてその実施を決定することができることとしている（第54条第1項第十号及びコメント第54条関係①を参照。）。しかし、大規模な災害や突発的な被災では、理事会の開催も困難な場合があることから、そのような場合には、保存行為に限らず、応急的な修繕行為の実施まで理事長単独で判断し実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。更に、理事長をはじめとする役員が対応できない事態に備え、あらかじめ定められた方法により選任された区分所有者等の判断により保存行為や応急的な修繕行為を実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。なお、理事長等が単独で判断し実施することができる保存行為や応急的な修繕行為に要する費用の限度額について、予め定めしておくことも考えられる。</u> ⑪ <u>第6項の災害等の緊急時における必要な保存行為の実施のほか、平時における専用使用権のない敷地又は共用部分等の保存行為について、理事会の承認を得て理事長が行えることとすことや、少額の保存行為であれば理事長に一任することを、規約において定めることも考えられる。その場合、理事長単独で判断し実施することができる保存行為に要する費用の限度額について、予め定めしておくことも考えられる。</u>	③ 本条ただし書の「通常の使用に伴う」<u>管理</u>とは、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の<u>入れ</u>替え等である。 ④ 第2項の対象となる設備としては、配管、配線等がある。 ⑤ 配管の清掃等に要する費用については、第27条第三号の「共用設備の保守維持費」として管理費を充当することが可能であるが、配管の取替え等に要する費用のうち専有部分に係るものについては、各区分所有者が<u>実費</u>に応じて負担すべきものである。

改訂案				現行			
・表 標準管理規約（単棟型）による区分				・表 標準管理規約（単棟型）による区分			
所有区分	使用区分	管理区分	修繕等の手続き	所有区分	使用区分	管理区分	修繕等の手続き
専有 （第 7 条）	専用 （第 12 条）	区分所有者 （第 20 条） （例外：第 21 条第 2 項）	管理組合の承認 （第 17 条、第 18 条）	専有 （第 7 条）	専用 （第 12 条）	区分所有者 （第 20 条） （例外：第 21 条第 2 項）	管理組合の承認 （第 17 条、第 18 条）
共有 （第 9 条）	専用（専用使用权） 〔バルコニー、玄関扉、窓 枠、窓ガラス、専用庭など〕 （第 14 条）	区分所有者 〔通常の使用に伴うもの〕 （第 21 条第 1 項） （例外：第 22 条第 2 項）		共有 （第 9 条）	専用（専用使用权） 〔バルコニー、玄関扉、窓 枠、窓ガラス、専用庭など〕 （第 14 条）	区分所有者 〔通常の使用に伴うもの〕 （第 21 条第 1 項） （例外：第 22 条第 2 項）	
	共用 （第 8 条）	管理組合 （第 21 条第 1 項） （第 22 条第 1 項）	長期修繕計画 計画修繕工事 （第 32 条、第 48 条）		共用 （第 8 条）	管理組合 （第 21 条第 1 項） （第 22 条第 1 項）	長期修繕計画 計画修繕工事 （第 32 条、第 48 条）
（注）（ ）内は、該当条文				（注）（ ）内は、該当条文			

改訂案	現行
二 長期修繕計画の作成の前提条件 長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。 ①推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。 ②区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。 ③計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。 ④計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づいて判断する。 〈コメント〉 ◆新築マンションの場合、経年に伴う物理的な劣化などにより低下する性能・機能を新築時の水準に維持、回復すること（修繕）が基本となります。 ◆既存マンションの場合、経年に伴う生活様式や社会環境の変化等の社会的な要因などから、耐震性や断熱性など建物及び設備の性能・機能を新築時の水準から向上させること（改修）も必要となります。 図 マンションの補修・修繕・改修の概念図 (出典：「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」／国土交通省に一部加筆) ①改修：現状レベルを現時点で望まれるレベルまで回復させる（修繕＋改良） ②修繕：現状レベルを新築当初のレベルまで回復させる ③補修：現状レベルを実用上支障のないレベルまで回復させる ◆マンションの建物及び設備の状態を良好に保つためには、日常的又は定期的にその状態（建物各部の不具合や設備等の作動異常など）を把握し、適切にその処置（消耗品の交換、	二 長期修繕計画の作成の前提条件 長期修繕計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を前提条件とします。 ①推定修繕工事は、建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる修繕工事を基本とする。 ②区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる改修工事を設定する。 ③計画期間において、法定点検等の点検及び経常的な補修工事を適切に実施する。 ④計画修繕工事の実施の要否、内容等は、事前に調査・診断を行い、その結果に基づいて判断する。 〈コメント〉 ◆新築マンションの場合、経年に伴う物理的な劣化などにより低下する性能・機能を新築時の水準に維持、回復すること（修繕）が基本となります。 ◆既存マンションの場合、経年に伴う生活様式や社会環境の変化等の社会的な要因などから、耐震性や断熱性など建物及び設備の性能・機能を新築時の水準から向上させること（改修）も必要となります。 図 マンションの補修・修繕・改修の概念図 (出典：「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」／国土交通省) ①改修：現状レベルを現時点で望まれるレベルまで回復させる（修繕＋改良） ②修繕：現状レベルを新築当初のレベルまで回復させる ③補修：現状レベルを実用上支障のないレベルまで回復させる ◆マンションの建物及び設備の状態を良好に保つためには、日常的又は定期的にその状態（建物各部の不具合や設備等の作動異常など）を把握し、適切にその処置（消耗品の交換、

改訂案	現行																																																								
作動調整、補修など）を行い、それを記録し、整理・保管しておく必要があります。 一定規模以上のマンションでは、建築基準法や消防法などの法令で点検等の実施と報告が義務付けられています（法定点検）。その他の点検としては、一般的には管理業者に委託して日々行う「日常点検」、エレベーターなど保守会社等との契約に基づく「保守契約による点検」などがあります。	作動調整、補修など）を行い、それを記録し、整理・保管しておく必要があります。 一定規模以上のマンションでは、建築基準法や消防法などの法令で点検等の実施と報告が義務付けられています（法定点検）。その他の点検としては、一般的には管理業者に委託して日々行う「日常点検」、エレベーターなど保守会社等との契約に基づく「保守契約による点検」などがあります。																																																								
<u>＊エレベーターの「保守契約による点検」の場合、国土交通省が平成 28 年 2 月に策定した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に沿った点検を行うことも重要です。</u>	◆長期修繕計画の推定修繕工事は、設定した内容や時期はおおよその目安ですし、費用も概算です。したがって、計画修繕工事を実施する際は、その基本計画の検討時において、建物及び設備の現状、修繕等の履歴などの調査・診断を行い、その結果に基づいて内容や時期等を判断します。																																																								
◆長期修繕計画の推定修繕工事は、設定した内容や時期はおおよその目安ですし、費用も概算です。したがって、計画修繕工事を実施する際は、その基本計画の検討時において、建物及び設備の現状、修繕等の履歴などの調査・診断を行い、その結果に基づいて内容や時期等を判断します。<u>なお、法定点検の結果、要是正の判定となった場合に必要となる修理や部品の交換等を速やかに行うことが重要であるため、これらの対応については、原則として長期修繕計画の推定修繕工事の対象外とすることが望ましいと考えられます。</u>	◆長期修繕計画の推定修繕工事は、設定した内容や時期はおおよその目安ですし、費用も概算です。したがって、計画修繕工事を実施する際は、その基本計画の検討時において、建物及び設備の現状、修繕等の履歴などの調査・診断を行い、その結果に基づいて内容や時期等を判断します。																																																								
〈参考〉	〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（一）保守点検の実施） <table><tr><td colspan="2">1 法定点検</td></tr><tr><td>標準的な対応</td><td>建築基準法等の関連法令に基づく建物・設備の法定点検について、年間計画を作成し、区分所有者等に周知したうえで実施している。</td></tr></table> 2 定期点検（法定点検以外） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>建物・設備に関して、定期的に点検を実施している。</td></tr></table> ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（四）大規模修繕工事の実施 1 大規模修繕工事の実施） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。</td></tr></table>	1 法定点検		標準的な対応	建築基準法等の関連法令に基づく建物・設備の法定点検について、年間計画を作成し、区分所有者等に周知したうえで実施している。	標準的な対応	建物・設備に関して、定期的に点検を実施している。	標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。																																																
1 法定点検																																																									
標準的な対応	建築基準法等の関連法令に基づく建物・設備の法定点検について、年間計画を作成し、区分所有者等に周知したうえで実施している。																																																								
標準的な対応	建物・設備に関して、定期的に点検を実施している。																																																								
標準的な対応	適切な長期修繕計画に定められた時期を目安とし、調査・診断の結果に基づいて、計画された工事の要否、実施する工事内容等を決め、実施している。																																																								
・表 マンションの法定点検 （内容は地域によって異なる場合があります。） <table><tr><th>法定点検の名称 （関係する法令）</th><th>点検の内容</th><th colspan="2">点検の時期</th></tr><tr><td>特定建築物定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）</td><td>調査</td><td colspan="2">おおむね 6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）</td><td>検査</td><td colspan="2">おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>防火設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）</td><td>検査</td><td colspan="2">おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>昇降機等定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）</td><td>検査</td><td colspan="2">おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）</td><td>機器点検 総合点検</td><td>6 か月に 1 回 1 年に 1 回</td><td>報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回となる場合があります。）</td></tr><tr><td>専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）</td><td>水質検査 消毒の残留効果等に</td><td colspan="2">1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日 1 回以上</td></tr></table>	法定点検の名称 （関係する法令）	点検の内容	点検の時期		特定建築物定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）	調査	おおむね 6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期		建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期		防火設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期		昇降機等定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期		消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）	機器点検 総合点検	6 か月に 1 回 1 年に 1 回	報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回となる場合があります。）	専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）	水質検査 消毒の残留効果等に	1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日 1 回以上		・表 マンションの法定点検 （内容は地域によって異なる場合があります。） <table><tr><th>法定点検の名称 （関係する法令）</th><th>点検の内容</th><th colspan="2">点検の時期</th></tr><tr><td>特殊建築物等定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）</td><td>調査</td><td colspan="2">6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）</td><td>検査</td><td colspan="2">6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>昇降機定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）</td><td>検査</td><td colspan="2">6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期</td></tr><tr><td>消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）</td><td>機器点検 総合点検</td><td>6 か月に 1 回 1 年に 1 回</td><td>報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回）</td></tr><tr><td>専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）</td><td>水質検査 消毒の残留効果等に関する検査</td><td colspan="2">1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日に 1 回以上</td></tr><tr><td>簡易専用水道管理状況検査 （水道法 3 条 7 項、34 条の 2）</td><td>水質検査 水槽の掃除</td><td colspan="2">1 年以内ごとに 1 回 1 年以内ごとに 1 回</td></tr></table>	法定点検の名称 （関係する法令）	点検の内容	点検の時期		特殊建築物等定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）	調査	6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期		建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期		昇降機定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期		消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）	機器点検 総合点検	6 か月に 1 回 1 年に 1 回	報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回）	専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）	水質検査 消毒の残留効果等に関する検査	1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日に 1 回以上		簡易専用水道管理状況検査 （水道法 3 条 7 項、34 条の 2）	水質検査 水槽の掃除	1 年以内ごとに 1 回 1 年以内ごとに 1 回	
法定点検の名称 （関係する法令）	点検の内容	点検の時期																																																							
特定建築物定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）	調査	おおむね 6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
防火設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
昇降機等定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	おおむね 6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）	機器点検 総合点検	6 か月に 1 回 1 年に 1 回	報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回となる場合があります。）																																																						
専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）	水質検査 消毒の残留効果等に	1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日 1 回以上																																																							
法定点検の名称 （関係する法令）	点検の内容	点検の時期																																																							
特殊建築物等定期調査 （建築基準法 12 条 1 項）	調査	6 か月～3 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
建築設備定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
昇降機定期検査 （建築基準法 12 条 3 項）	検査	6 か月～1 年間で特定行政庁が定める時期																																																							
消防用設備等点検 （消防法 17 条の 3 の 3）	機器点検 総合点検	6 か月に 1 回 1 年に 1 回	報告は、3 年に 1 回 （複合用途の場合は、1 年に 1 回）																																																						
専用水道定期水質検査 （水道法 3 条 6 項、34 条）	水質検査 消毒の残留効果等に関する検査	1 か月ごとに 1 回以上、臨時 1 日に 1 回以上																																																							
簡易専用水道管理状況検査 （水道法 3 条 7 項、34 条の 2）	水質検査 水槽の掃除	1 年以内ごとに 1 回 1 年以内ごとに 1 回																																																							

改訂案			現行			
		関する検査		浄化槽の保守点検、清掃、定期検査 (浄化槽法 7 条、10 条、11 条)	保守点検 清掃 水質検査	浄化槽の種類により 1 週間～6 か月ごとに 1 回以上 全ばつ気方式は 6 か月ごとに 1 回以上、 その他は 1 年に 1 回 1 年に 1 回
簡易専用水道管理状況検査 (水道法 3 条 7 項、34 条の 2)	管理の検査	毎年 1 回以上定期	浄化槽の保守点検、清掃、定期検査 (浄化槽法 7 条、10 条、11 条)	保守点検	浄化槽の種類により 1 週間～6 か月ごとに 1 回以上	
	水槽の掃除	毎年 1 回以上定期		清掃	全ばつ気方式はおおむね 6 か月ごとに 1 回以上、 その他は 1 年に 1 回	
				水質検査	1 年に 1 回 (7 条に該当する新たに設置、又は構造や規模の変更する場合は、使用開始後の 3 ヶ月から 5 ヶ月間についても必要です)	
自家用電気工作物定期点検 (電気事業法 39 条、42 条)	月次点検	1 か月に 1 回	自家用電気工作物定期点検 (電気事業法 39 条、42 条)	月次点検	1 か月に 1 回	
	年次点検	1 年に 1 回		年次点検	1 年に 1 回	
※特定行政庁：建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。 報告の窓口は、市町村の担当課、都道府県の出先機関の担当課、関係団体等です。			※特定行政庁：建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。 報告の窓口は、市町村の担当課、都道府県の出先機関の担当課、関係団体等です。			
・表 定期検査報告書の判定基準						
調査・検査の結果の判定基準						
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正をうながすものであり、報告を受けた特定行政庁は、所有者等が速やかに是正する意志がない等の場合に必要に応じて是正状況の報告聴取や是正命令を行うこととなります。					
既存不適格	建築基準法の現行基準に適合していないため、できるだけ早く改善することが望ましいものです。					
要重点点検	次回の調査・検査までに「要是正」に至るおそれが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに、要是正の状態に至った場合は速やかに対応することをうながすものです。					
指摘なし	要重点点検及び要是正に該当しないものです。 ※なお、要是正及び要重点点検に該当しない場合にあっても、特記事項として注意をうながすこともあります。					
※要重点点検は、昇降機等の一部の検査項目にあります。						

改訂案	現行
三 長期修繕計画の精度 長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。 推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果に基づいて行います。 したがって、長期修繕計画は、次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間<u>（５年程度）</u>ごとに見直していくことを前提としています。 ①推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。 ②時期（周期）は、おおよその目安であり、立地条件等により異なることがある。 ③収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価・<u>工事費価格</u>及び消費税率の変動など不確定な要素がある。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画は、作成又は見直し時点で、①計画期間において見込まれる推定修繕工事の内容、②おおよその時期の目安、③必要とする概算の費用、④修繕積立金との収支計画に関して定めるものです。 ◆推定修繕工事の内容の設定や概算の費用の算出は、新築マンションの場合、設計図書のほか、工事請負契約書により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考にして、長期修繕計画用に設定します。また、既存マンションの場合、<u>分譲会社</u>から引き渡された設計図書、保管している修繕等の履歴のほか、現状の調査・診断の結果に基づいて、長期修繕計画用に設定します。 ◆本文に掲げる事項のとおり、作成又は見直し時点で数十年先までの推定修繕工事の内容等を設定することには限度があります。したがって、長期修繕計画は、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではなく、計画修繕工事の実施時の見積りのように修繕設計を基にして詳細に積算することまでは求めています。また、一定期間<u>（５年程度）</u>ごとに見直すことを前提としています。	三 長期修繕計画の精度 長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容、時期、概算の費用等に関して計画を定めるものです。 推定修繕工事の内容の設定、概算の費用の算出等は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約書による請負代金内訳書及び数量計算書等を参考にして、また、既存マンションの場合、保管されている設計図書のほか、修繕等の履歴、劣化状況等の調査・診断の結果に基づいて行います。 したがって、長期修繕計画は、次に掲げる事項のとおり、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではありません。また、一定期間ごとに見直していくことを前提としています。 ①推定修繕工事の内容は、新築マンションの場合は現状の仕様により、既存マンションの場合は現状又は見直し時点での一般的な仕様により設定するが、計画修繕工事の実施時には技術開発等により異なることがある。 ②時期（周期）は、おおよその目安であり、立地条件等により異なることがある。 ③収支計画には、修繕積立金の運用利率、借入金の金利、物価及び消費税率の変動など不確定な要素がある。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画は、作成又は見直し時点で、①計画期間において見込まれる推定修繕工事の内容、②おおよその時期の目安、③必要とする概算の費用、④修繕積立金との収支計画に関して定めるものです。 ◆推定修繕工事の内容の設定や概算の費用の算出は、新築マンションの場合、設計図書のほか、工事請負契約書により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考にして、長期修繕計画用に設定します。また、既存マンションの場合、<u>分譲事業者</u>から引き渡された設計図書、保管している修繕等の履歴のほか、現状の調査・診断の結果に基づいて、長期修繕計画用に設定します。 ◆本文に掲げる事項のとおり、作成又は見直し時点で数十年先までの推定修繕工事の内容等を設定することには限度があります。したがって、長期修繕計画は、将来実施する計画修繕工事の内容、時期、費用等を確定するものではなく、計画修繕工事の実施時の見積りのように修繕設計を基にして詳細に積算することまでは求めています。また、一定期間ごとに見直すことを前提としています。

改訂案	現行
3 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件 一 管理規約の規定 管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関する次に掲げる事項について、マンション標準管理規約（以下「標準管理規約」という。）と同趣旨の規定を定めることが必要です。 ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更） ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更） ③管理費と修繕積立金の区分経理 ④修繕積立金の使途範囲 ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止 ⑥専有部分と共用部分の区分 ⑦敷地及び共用部分等の管理 また、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間（５年程度）ごとに見直しを行う規定を定めることも望まれます。	3 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の条件 一 管理規約の規定 管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関する次に掲げる事項について、マンション標準管理規約（以下「標準管理規約」という。）と同趣旨の規定を定めることが必要です。 ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更） ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更） ③管理費と修繕積立金の区分経理 ④修繕積立金の使途範囲 ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止 ⑥専有部分と共用部分の区分 ⑦敷地及び共用部分等の管理 また、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間（５年程度）ごとに見直しを行う規定を定めることも望まれます。
〈コメント〉 ◆単棟型のマンションの場合、管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関して、次に掲げる事項について、標準管理規約と同趣旨の規定を定めることが必要です。また、その管理規約を区分所有者等が閲覧できるように保管することも必要です。 ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更）【標準管理規約第 32 条】 ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更）【標準管理規約第 48 条】 ③管理費と修繕積立金の区分経理【標準管理規約第 28 条第 5 項】 ④修繕積立金の使途範囲【標準管理規約第 28 条第 1 項～第 4 項】 ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止【標準管理規約第 25 条、第 60 条第 6 項、第 61 条】 ⑥専有部分と共用部分の区分【標準管理規約第 7 条、第 8 条、別表第 2】 ⑦敷地及び共用部分等の管理【標準管理規約第 21 条、第 22 条】 ◆また、長期修繕計画は、一定期間（５年程度）ごとに見直すことを前提としており、併せて、修繕積立金の額の見直しも必要です。これらの見直しの実施が確実に行われるようにするために、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間ごとに見直すことを管理規約で定めることが望まれます。	〈コメント〉 ◆単棟型のマンションの場合、管理規約に、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に関して、次に掲げる事項について、標準管理規約と同趣旨の規定を定めることが必要です。また、その管理規約を区分所有者等が閲覧できるように保管することも必要です。 ①管理組合の業務（長期修繕計画の作成、変更）【標準管理規約第 32 条】 ②総会決議事項（長期修繕計画の作成、変更）【標準管理規約第 48 条】 ③管理費と修繕積立金の区分経理【標準管理規約第 28 条第 4 項】 ④修繕積立金の使途範囲【標準管理規約第 28 条第 1 項～第 3 項】 ⑤管理費と修繕積立金に関する納入義務・分割請求禁止【標準管理規約第 25 条、第 60 条第 5 項、第 61 条】 ⑥専有部分と共用部分の区分【標準管理規約第 7 条、第 8 条、別表第 2】 ⑦敷地及び共用部分等の管理【標準管理規約第 21 条、第 22 条】 ◆また、長期修繕計画は、一定期間ごとに見直すことを前提としており、併せて、修繕積立金の額の見直しも必要です。これらの見直しの実施が確実に行われるようにするために、長期修繕計画及び修繕積立金の額を一定期間ごとに見直すことを管理規約で定めることが望まれます。

改訂案	現行		
〈参考〉 ・区分所有法 第30条（規約事項）第1項 第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本的事項 (2) 管理規約） 管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じて<u>その改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。</u>（以下略）	〈参考〉 ・区分所有法 第30条（規約事項）第1項 第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本的事項 2 管理規約） 管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じ、その改正を行うことが重要である。（以下略） ・管理標準指針（二 管理規約の作成及び改正（一）管理規約の作成・改正 1 管理規約の内容） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>①～⑫の全ての項目について、標準管理規約と同趣旨の規定が置かれ、かつ、⑨～⑫については、使用細則等によりルールを定めている。</td></tr></table>	標準的な対応	①～⑫の全ての項目について、標準管理規約と同趣旨の規定が置かれ、かつ、⑨～⑫については、使用細則等によりルールを定めている。
標準的な対応	①～⑫の全ての項目について、標準管理規約と同趣旨の規定が置かれ、かつ、⑨～⑫については、使用細則等によりルールを定めている。		

改訂案		現行																																																					
二 会計処理 管理組合は、修繕積立金に関して、次に掲げる事項により会計処理を行うことが必要です。 ①修繕積立金は管理費と区分して経理する。 ②専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料は、これらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。 ③修繕積立金（修繕積立基金を含む。）を適切に管理及び運用する。 ④修繕積立金の使途は、標準管理規約第 28 条に定められた事項に要する経費に充当する場合に限る。		二 会計処理 管理組合は、修繕積立金に関して、次に掲げる事項により会計処理を行うことが必要です。 ①修繕積立金は管理費と区分して経理する。 ②専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料は、これらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。 ③修繕積立金（修繕積立基金を含む。）を適切に管理及び運用する。 ④修繕積立金の使途は、標準管理規約第 28 条に定められた事項に要する経費に充当する場合に限る。																																																					
〈コメント〉 ◆マンションにおける修繕工事には、①経常的な補修工事、②計画修繕工事と③災害や不測の事故等による特別修繕工事があり、これらに充当する費用は経理上区分します。		〈コメント〉 ◆マンションにおける修繕工事には、①経常的な補修工事、②計画修繕工事と③災害や不測の事故等による特別修繕工事があり、これらに充当する費用は経理上区分します。																																																					
表 マンションの維持管理と経費 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>内 容</th><th>費用の区分</th></tr><tr><td colspan="2">点検</td><td>建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など</td><td>管理費</td></tr><tr><td colspan="2">調査・診断</td><td>計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断</td><td>修繕積立金 (注)</td></tr><tr><td colspan="2">長期修繕計画の見直し</td><td>5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">修繕工事</td><td>経常的補修</td><td>摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）</td><td>管理費</td></tr><tr><td>計画（大規模）修繕</td><td>経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）</td><td>修繕積立金</td></tr><tr><td>特別修繕</td><td>不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事</td><td></td></tr></table>		区 分		内 容	費用の区分	点検		建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など	管理費	調査・診断		計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断	修繕積立金 (注)	長期修繕計画の見直し		5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。		修繕工事	経常的補修	摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）	管理費	計画（大規模）修繕	経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）	修繕積立金	特別修繕	不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事		表 マンションの維持管理と経費 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>内 容</th><th>費用の区分</th></tr><tr><td colspan="2">点検</td><td>建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など</td><td>管理費</td></tr><tr><td colspan="2">調査・診断</td><td>計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断</td><td>修繕積立金 (注)</td></tr><tr><td colspan="2">長期修繕計画の見直し</td><td>5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">修繕工事</td><td>経常的補修</td><td>摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）</td><td>管理費</td></tr><tr><td>計画（大規模）修繕</td><td>経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）</td><td>修繕積立金</td></tr><tr><td>特別修繕</td><td>不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事</td><td></td></tr></table>		区 分		内 容	費用の区分	点検		建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など	管理費	調査・診断		計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断	修繕積立金 (注)	長期修繕計画の見直し		5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。		修繕工事	経常的補修	摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）	管理費	計画（大規模）修繕	経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）	修繕積立金	特別修繕	不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事	
区 分		内 容	費用の区分																																																				
点検		建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など	管理費																																																				
調査・診断		計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断	修繕積立金 (注)																																																				
長期修繕計画の見直し		5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。																																																					
修繕工事	経常的補修	摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）	管理費																																																				
	計画（大規模）修繕	経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）	修繕積立金																																																				
	特別修繕	不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事																																																					
区 分		内 容	費用の区分																																																				
点検		建物、給・排水、消防、電気、昇降機などの設備、外構について、法令に基づく点検、保守契約による点検など	管理費																																																				
調査・診断		計画（大規模）修繕工事の実施や長期修繕計画の見直しの前に行う調査・診断	修繕積立金 (注)																																																				
長期修繕計画の見直し		5 年程度ごとに、調査・診断を行いその結果に基づいて計画を見直す。																																																					
修繕工事	経常的補修	摩耗など通常の使用による劣化、予測しがたい破損や故障の補修工事（ガラス、建具、機器の破損等）	管理費																																																				
	計画（大規模）修繕	経年による劣化に応じて計画的に行う（比較的大規模な）修繕工事（屋上防水、外壁塗装、給・排水管取替等）	修繕積立金																																																				
	特別修繕	不測の事故や自然災害（台風、大雨、大雪等）による被害の復旧など、特別な事由による修繕工事																																																					
（注） 標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント④によれば、長期修繕計画の作成（又は見直し）に要する経費及びそのために事前に行う調査・診断に要する経費は、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでも充当することができます。 しかし、計画的に行うためには長期修繕計画に費用を計上し、修繕積立金から充当することが必要です。		（注） 標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント④によれば、長期修繕計画の作成（又は見直し）に要する経費及びそのために事前に行う調査・診断に要する経費は、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでも充当することができます。 しかし、計画的に行うためには長期修繕計画に費用を計上し、修繕積立金から充当することが必要です。																																																					
◆専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などを徴収している場合は、それらの管理に要する費用に充当する額を差し引いた額を修繕積立金会計に繰り入れます。		◆専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などを徴収している場合は、それらの管理に要する費用に充当する額を差し引いた額を修繕積立金会計に繰り入れます。																																																					
◆積み立てた修繕積立金は、計画修繕工事に要する経費に充当する場合に取り崩すことができます。また、災害や不測の事故に伴う特別の修繕等やマンションの建替えを目的とした調査等に要する経費に充当する場合にも取り崩すことができます。		◆積み立てた修繕積立金は、計画修繕工事に要する経費に充当する場合に取り崩すことができます。また、災害や不測の事故に伴う特別の修繕等やマンションの建替えを目的とした調査等に要する経費に充当する場合にも取り崩すことができます。																																																					

改訂案	現行				
◆修繕積立金の取崩しは、標準管理規約では、総会の決議事項と規定しています。したがって、修繕積立金を取り崩して行う長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断に係る費用については、事業計画（案）及び収支予算（案）に含めて、総会で決議する必要があります。 <u>（なお、不測の事故や自然災害による被害の応急的な復旧に備えて、少額の予備費の支出についてあらかじめ総会で決議しておくことも考えられます。）</u>点検についても同様に、共用設備の保守維持費、委託業務費などとして、毎年度、管理費の支出に含めておきます。	◆<u>なお</u>、修繕積立金の取崩しは、標準管理規約では、総会の決議事項と規定しています。したがって、修繕積立金を取り崩して行う長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断に係る費用については、事業計画（案）及び収支予算（案）に含めて、総会で決議する必要があります。<u>なお</u>、点検についても同様に、共用設備の保守維持費、委託業務費などとして、毎年度、管理費の支出に含めておきます。				
〈参考〉 ・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取） 第19条 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本的事項 4 管理組合の経費） 管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されていることが重要である。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。（以下略）	〈参考〉 ・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取） 第19条 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本的事項 4 管理組合の経費） 管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されていることが重要である。このため、管理費及び特別修繕費等について必要な費用を徴収するとともに、これらの費目を明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。（以下略） ・管理標準指針（三 管理組合の経理（一）予算・決算 1 区分経理） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>管理費会計と修繕積立金会計に区分している。</td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td>機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。</td></tr></table>	標準的な対応	管理費会計と修繕積立金会計に区分している。	望ましい対応	機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。
標準的な対応	管理費会計と修繕積立金会計に区分している。				
望ましい対応	機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。				
・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第1項 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 三 敷地及び共用部分等の変更 四 建物の建替え及びマンション敷地売却（以下「建替え等」という。）に係る合意形成に必要となる事項の調査 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理（以下略） ・標準管理規約 第28条（業務）関係コメント① ① 対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、修繕積立金を必ず積み立てることとしたものである。 ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント④ ④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。 ただし、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。 （以下略） ・標準管理規約 第25条（管理費等） 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。 一 管理費	・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第1項 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 三 敷地及び共用部分等の変更 四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理（以下略） ・標準管理規約 第28条（業務）関係コメント① ① 対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、修繕積立金を必ず積み立てることとしたものである。 ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント④ ④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。 （以下略） ・標準管理規約 第25条（管理費等） 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。 一 管理費				

改訂案		現行	
	二 修繕積立金 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。 ・標準管理規約 第 60 条（管理費等の徴収）第<u>6</u>項 6 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。 ・標準管理規約 第 61 条（管理費等の過不足） 第 61 条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第 25 条第 2 項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。		二 修繕積立金 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。 ・標準管理規約 第 60 条（管理費等の徴収）第<u>5</u>項 5 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。 ・標準管理規約 第 61 条（管理費等の過不足） 第 61 条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第 25 条第 2 項に定める管理費等の負担割合に<u> </u>より、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

改訂案	現行				
三 設計図書等の保管 管理組合は、<u>分譲会社</u>から交付された設計図書、数量計算書等のほか、計画修繕工事の設計図書、点検報告書等の修繕等の履歴情報を整理し、区分所有者等の求めがあれば閲覧できる状態で保管することが必要です。なお、設計図書等は、紛失、損傷等を防ぐために、電子ファイルにより保管することが望まれます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を行うに当たっては、専門家に調査・診断を依頼し、建物や設備の現状を把握する必要があります。その際は、新築時の設計図書、過去に実施した計画修繕工事の図面や書類、法定点検等の報告書、調査・診断の報告書など修繕等の履歴情報が大変有用なものとなります。（整備されていると専門家の作業が軽減され、負担する費用が削減できます。）したがって、これらを整理し、区分所有者又は利害関係者が閲覧できる状態で保管することが必要です。 ◆マンションの建設工事が完了した日が、適正化法の施行日（平成 13 年 8 月 1 日）以降の場合、同法第 103 条第 1 項に基づいて設計に関する図書が交付されていますので、保管しているか確認してください。 また、標準管理規約第 32 条関係コメント⑤及び⑥に掲げられている図書も修繕に有用な図書や書類ですので、整理して管理員事務室などに大切に保管しておきます。必要な図書がない場合は、<u>分譲会社</u>に写しの提供を依頼するか、計画修繕工事の修繕設計の際などに必要な図面を整備しておくことが望まれます。 ◆新築時の設計図書や修繕工事の図面は、閲覧や貸出による傷みや紛失を防ぐために、原本は厳重に保管し、コピー（紙）や電子ファイル化<u>の上</u>、閲覧や貸出に応じることが望まれます。なお、公益財団法人マンション管理センターが運営する「マンションみらいネット」を活用し、電子ファイルにより保管する方法（バックアップ用の電子ファイルを保管）もあります。 〈参考〉 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本事項（5）長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるように配慮することが重要である。（以下略）	三 設計図書等の保管 管理組合は、<u>分譲事業者</u>から交付された設計図書、数量計算書等のほか、計画修繕工事の設計図書、点検報告書等の修繕等の履歴情報を整理し、区分所有者等の求めがあれば閲覧できる状態で保管することが必要です。なお、設計図書等は、紛失、損傷等を防ぐために、電子ファイルにより保管することが望まれます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を行うに当たっては、専門家に調査・診断を依頼し、建物や設備の現状を把握する必要があります。その際は、新築時の設計図書、過去に実施した計画修繕工事の図面や書類、法定点検等の報告書、調査・診断の報告書など修繕等の履歴情報が大変有用なものとなります。（整備されていると専門家の作業が軽減され、負担する費用が削減できます。）したがって、これらを整理し、区分所有者又は利害関係者が閲覧できる状態で保管することが必要です。 ◆マンションの建設工事が完了した日が、適正化法の施行日（平成 13 年 8 月 1 日）以降の場合、同法第 103 条第 1 項に基づいて設計に関する図書が交付されていますので、保管しているか確認してください。 また、標準管理規約第 32 条関係コメント⑤及び⑥に掲げられている図書も修繕に有用な図書や書類ですので、整理して管理員事務室などに大切に保管しておきます。必要な図書がない場合は、<u>分譲事業者</u>に写しの提供を依頼するか、計画修繕工事の修繕設計の際などに必要な図面を整備しておくことが望まれます。 ◆新築時の設計図書や修繕工事の図面は、閲覧や貸出による傷みや紛失を防ぐために、原本は厳重に保管し、コピー（紙）や電子ファイル化（<u>C D 等</u>）<u>して</u>、閲覧や貸出に応じることが望まれます。なお、財団法人マンション管理センターが運営する「マンションみらいネット」を活用し、電子ファイルにより保管する方法（バックアップ用の電子ファイルを保管）もあります。 〈参考〉 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）管理組合は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるように配慮することが<u>望ましい</u>。（以下略） ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（六）設計図書等の保管・閲覧） 1 設計図書の保管・閲覧 <table><tr><td>標準的な対応</td><td>適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。</td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td>適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書及び標準管理規約第 32 条関係コメントの⑤に掲げられている建物の修繕に有用な書類を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧で</td></tr></table>	標準的な対応	適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。	望ましい対応	適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書及び標準管理規約第 32 条関係コメントの⑤に掲げられている建物の修繕に有用な書類を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧で
標準的な対応	適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。				
望ましい対応	適正化法施行規則第 102 条に列挙された設計図書及び標準管理規約第 32 条関係コメントの⑤に掲げられている建物の修繕に有用な書類を、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧で				

改訂案	現行																								
	<table><tr><td></td><td>きる状態で保管している。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		きる状態で保管している。																						
	きる状態で保管している。																								
・適正化法 第 103 条(設計図書の交付等)第 1 項	・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （六） 設計図書等の保管・閲覧）																								
第百三条 宅地建物取引業者（略）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（略）を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。	2 修繕の履歴情報の整理、保管・閲覧																								
	<table><tr><td>標準的な対応</td><td>継続して修繕等の履歴情報が整理され、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	標準的な対応	継続して修繕等の履歴情報が整理され、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。																						
標準的な対応	継続して修繕等の履歴情報が整理され、区分所有者又は利害関係人の求めに応じて閲覧できる状態で保管している。																								
・適正化法 第 103 条(設計図書の交付等)第 1 項	・適正化法 第 103 条(設計図書の交付等)第 1 項																								
第百三条 宅地建物取引業者（略）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（略）を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。	第百三条 宅地建物取引業者（略）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（略）を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。																								
・適正化法施行規則 第 102 条(法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書)	・適正化法施行規則 第 102 条(法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書)																								
第百二条 法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書は、次の各号に掲げる、工事が完了した時点の同項の建物及びその附属施設（駐車場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機械設備を含む。）に係る図書とする。	第百二条 法第 103 条第 1 項の国土交通省令で定める図書は、次の各号に掲げる、工事が完了した時点の同項の建物及びその附属施設（駐車場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機械設備を含む。）に係る図書とする。																								
<table><tr><td>一 付近見取図</td><td>七 基礎伏図</td></tr><tr><td>二 配置図</td><td>八 各階床伏図</td></tr><tr><td>三 仕様書（仕上げ表を含む。）</td><td>九 小屋伏図</td></tr><tr><td>四 各階平面図</td><td>十 構造詳細図</td></tr><tr><td>五 二面以上の立面図</td><td>十一 構造計算書</td></tr><tr><td>六 断面図又は矩計図</td><td></td></tr></table>	一 付近見取図	七 基礎伏図	二 配置図	八 各階床伏図	三 仕様書（仕上げ表を含む。）	九 小屋伏図	四 各階平面図	十 構造詳細図	五 二面以上の立面図	十一 構造計算書	六 断面図又は矩計図		<table><tr><td>一 付近見取図</td><td>七 基礎伏図</td></tr><tr><td>二 配置図</td><td>八 各階床伏図</td></tr><tr><td>三 仕様書（仕上げ表を含む。）</td><td>九 小屋伏図</td></tr><tr><td>四 各階平面図</td><td>十 構造詳細図</td></tr><tr><td>五 二面以上の立面図</td><td>十一 構造計算書</td></tr><tr><td>六 断面図又は矩計図</td><td></td></tr></table>	一 付近見取図	七 基礎伏図	二 配置図	八 各階床伏図	三 仕様書（仕上げ表を含む。）	九 小屋伏図	四 各階平面図	十 構造詳細図	五 二面以上の立面図	十一 構造計算書	六 断面図又は矩計図	
一 付近見取図	七 基礎伏図																								
二 配置図	八 各階床伏図																								
三 仕様書（仕上げ表を含む。）	九 小屋伏図																								
四 各階平面図	十 構造詳細図																								
五 二面以上の立面図	十一 構造計算書																								
六 断面図又は矩計図																									
一 付近見取図	七 基礎伏図																								
二 配置図	八 各階床伏図																								
三 仕様書（仕上げ表を含む。）	九 小屋伏図																								
四 各階平面図	十 構造詳細図																								
五 二面以上の立面図	十一 構造計算書																								
六 断面図又は矩計図																									
・標準管理規約 第 32 条（業務）第五号、第六号	・標準管理規約 第 32 条（業務）第五号、第六号																								
第 32 条 管理組合は、 <u>建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため</u> 、次の各号に掲げる業務を行う。	第 32 条 管理組合は次の各号に掲げる業務を行う。																								
五 適正化法第 103 条第 1 項に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理	五 適正化法第 103 条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理																								
六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等	六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等																								
・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント⑤及び⑥	・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント⑤及び⑥																								
⑤ 管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第 103 条第 1 項に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表を含む。）、各階平面図、2 面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書である。ただし、同条は、適正化法の施行（平成 13 年 8 月 1 日）前に建設工事が完了した建物の分譲については適用されてないこととなっており、これに該当するマンションには上述の図書が交付されていない場合もある。	⑤ 管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第 103 条に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表を含む。）、各階平面図、2 面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書である。ただし、同条は、適正化法の施行（平成 13 年 8 月 1 日）前に建設工事が完了した建物の分譲については適用されないこととなっており、これに該当するマンションには上述の図書が交付されていない場合もある。																								
他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設計関係書類（数量調査、竣工地積測量図等）、特定行政庁関係書類（建築確認通知書、日影協定書等）、消防関係書類、 <u>給排水設備図や電気設備図</u> 、機械関係設備施設の関係書類、売買契約書関係書類等がある。	他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設計関係書類（数量調査、竣工地積測量図等）、特定行政庁関係書類（建築確認通知書、日影協定書等）、消防関係書類、機械関係設備施設の関係書類、売買契約書関係書類等がある。																								
このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書を規約に記載することが望ましい。	このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書を規約に記載することが望ましい。																								
⑥ 修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備（昇降機を含む。）の定期検査報告、消防法第 8 条の 2 の 2 の防火対象物定期点検報告等の法定点検、耐震診断結果、石綿使用調査結果など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。	⑥ 修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 2 項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備（昇降機を含む。）の定期検査報告、消防法第 8 条の 2 の 2 の防火対象物定期点検報告等の法定点検など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。																								
・標準管理委託契約書 第 3 条（管理事務の内容及び実施方法）	・標準管理委託契約書 別表第 1（事務管理業務）2 基幹事務以外の事務管理業務(3)その他 ③																								
管理事務の内容は、次のとおりとし、別表第 1 から第 4 に定めるところにより実施する。	③ 図書等の保管																								
一 事務管理業務（別表第 1 に掲げる業務）	一 乙は、本マンションに係る設計図書を、甲の事務所で保管する。																								
二 管理員業務（別表第 2 に掲げる業務）	二 乙は、甲の管理規約の原本、総会議事録、総会議案書等を、甲の事務所で保管する。																								

改訂案	現行
三 清掃業務（別表第3に掲げる業務） 四 建物・設備管理業務（別表第4に掲げる業務） 別表第1 事務管理業務 2 基幹事務以外の事務管理業務 (3) その他 ③図書等の保管等 一 乙は、本マンションに係る設計図書を、甲の事務所で保管する。 二 乙は、甲の管理規約の原本、総会議事録、総会議案書等を、甲の事務所で保管する。 三 乙は、解約等により本契約が終了した場合には、乙が保管する前2号の図書等、 本表2（1）で①整備する組合員等の名簿及び出納事務のため乙が預かっている 甲の口座の通帳、印鑑等を遅滞なく、甲に引き渡す。	

改訂案	現行
第2節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順	第2節 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順
1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順 新築マンションの場合は、<u>分譲会社</u>が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、購入契約時の書面合意により<u>分譲会社</u>からの引渡しが完了した時点で決議したものとするか、又は引渡し後速やかに開催する管理組合設立総会において、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議することがあります。 既存マンションの場合は、長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定について、理事会、専門委員会等で検討を行ったのち、専門家に依頼して長期修繕計画及び修繕積立金の額を見直し、総会で決議します。なお、長期修繕計画の見直しは、単独で行う場合と、大規模修繕工事の直前又は直後行う場合があります。	1 長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定の手順 新築マンションの場合は、<u>分譲事業者</u>が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、購入契約時の書面合意により<u>分譲事業者</u>からの引渡しが完了した時点で決議したものとするか、又は引渡し後速やかに開催する管理組合設立総会において、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議することがあります。 既存マンションの場合は、長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定について、理事会、専門委員会等で検討を行ったのち、専門家に依頼して長期修繕計画及び修繕積立金の額を見直し、総会で決議します。なお、長期修繕計画の見直しは、単独で行う場合と、大規模修繕工事の直前又は直後行う場合があります。
〈コメント〉 ◆新築マンションの場合は、<u>分譲会社</u>が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、重要事項説明に併せて説明を受け、購入契約時の書面合意により<u>分譲会社</u>からの引渡し完了した時点で決議したものとする<u>か、</u>引渡し後速やかに管理組合設立総会を開催し、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議すること<u>が一般的です。</u> ◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。	〈コメント〉 ◆新築マンションの場合は、<u>分譲事業者</u>が提示した長期修繕計画（案）と修繕積立金の額について、重要事項説明に併せて説明を受け、購入契約時の書面合意により<u>分譲事業者</u>からの引渡し完了した時点で決議したものとする<u>のが一般的です。また、</u>引渡し後速やかに管理組合設立総会を開催し、長期修繕計画及び修繕積立金の額の承認に関しても決議すること<u>もあります。</u> ◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。
〈参考〉 ・標準管理規約 第48条（議決事項） 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法 三 収支決算及び事業報告 四 収支予算及び事業計画 五 長期修繕計画の作成又は変更 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法 七 修繕積立金の保管及び運用方法 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請 九 第21条第2項に定める管理の実施 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し （以下略）	〈参考〉 ・標準管理規約 第48条（議決事項） 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 一 収支決算及び事業報告 二 収支予算及び事業計画 三 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止 五 長期修繕計画の作成又は変更 六 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し 七 第28条第2項に定める建物の建替えに係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し 八 修繕積立金の保管及び運用方法 九 第21条第2項に定める管理の実施 （以下略）

改訂案	現行
・区分所有法 第 39 条（議事）第 1 項、第 2 項 第三十九条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。 2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。 ・標準管理規約 第 47 条（総会の会議及び議事） 第 47 条 総会の会議（WEB 会議システム等を用いて開催する会議を含む。）は、前条第 1 項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の 4 分の 3 以上及び議決権総数の 4 分の 3 以上で決する。 一 規約の制定、変更又は廃止 二 敷地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 5 条第 2 項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。） 三 区分所有法第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の訴えの提起 四 建物の価格の 2 分の 1 を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項（以下略） ・長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の手順（例）（長期修繕計画の見直しを単独で行う場合） 発意（理事会等） 理事会、専門委員会等による検討（長期修繕計画の見直し事項等） 総会決議（見直しの実施、専門家の選定） 専門家への依頼（業務委託契約） 調査・診断の実施設計図書等の資料調査、現地調査 必要により区分所有者のアンケート調査 長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し（マンションのビジョンの検討） 区分所有者への事前説明会 総会決議（長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し） 長期修繕計画（総会議事録）の配付 保 管	・区分所有法 第 39 条（議事）第 1 項、第 2 項 第三十九条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。 2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。 ・標準管理規約 第 47 条（総会の会議及び議事） 第 47 条 総会の会議は、前条第 1 項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の 4 分の 3 以上及び議決権総数の 4 分の 3 以上で決する。 一 規約の制定、変更又は廃止 二 敷地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。） 三 区分所有法第 5 8 条第 1 項、第 5 9 条第 1 項又は第 6 0 条第 1 項の訴えの提起 四 建物の価格の 2 分の 1 を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項（以下略） ・長期修繕計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の手順（例）（長期修繕計画の見直しを単独で行う場合） 発意（理事会等） 理事会、専門委員会等による検討（長期修繕計画の見直し事項等） 総会決議（見直しの実施、専門家の選定） 専門家への依頼（業務委託契約） 調査・診断の実施設計図書等の資料調査、現地調査 必要により区分所有者のアンケート調査 長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し（マンションのビジョンの検討） 区分所有者への事前説明会 総会決議（長期修繕計画及び修繕積立金の額の見直し） 長期修繕計画（総会議事録）の配付 保 管

改訂案	現行				
2 検討体制の整備 長期修繕計画の見直しに当たっては、必要に応じて専門委員会を設置するなど、検討を行うために管理組合内の体制を整えることが必要です。 〈コメント〉 ◆例えば、大規模修繕工事の実施を踏まえて長期修繕計画を見直す場合は、理事会の発意から計画修繕工事の実施、計画の見直しに至るまでに数年の期間を要しますし、専門的な知識が必要とされます。しかしながら、役員は、1年・2年で交代することが多く、管理組合の通常の運営だけでも多忙です。長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を成功させるためには、理事会の諮問機関として、維持管理に関する検討や実施のための継続性のある専門委員会を設けて、経験や知識のある区分所有者の参加を求めることが必要です。 ◆専門委員会の運営は、潜在している組合員個々の能力を引き出し、管理組合全体の取り組みとするような仕組みを考えて実施することが望めます。また、必要に応じて、適切なアドバイスをしてくれる専門家を選ぶことも必要です。 〈参考〉 ・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置） 第55条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。 ・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置）関係コメント ① 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の費用が専門委員会の検討に必要な場合、運営細則の制定が必要な場合等は、専門委員会の設置に総会の決議が必要となる。 ② 専門委員会は、検討対象に関心が高い組合員を中心に構成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的知識を有する者（組合員以外も含む。）の参加を求めることもできる。 ・適正化指針（1 マンションの管理の適正化の基本的方向 (3)） (3) マンションの管理には、専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。 ・標準管理規約 第34条（専門的知識を有する者の活用） 第34条 管理組合は、マンション管理士（適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。）その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。	2 検討体制の整備 長期修繕計画の見直しに当たっては、必要に応じて専門委員会を設置するなど、検討を行うために管理組合内の体制を整えることが必要です。 〈コメント〉 ◆例えば、大規模修繕工事の実施を踏まえて長期修繕計画を見直す場合は、理事会の発意から計画修繕工事の実施、計画の見直しに至るまでに数年の期間を要しますし、専門的な知識が必要とされます。しかしながら、役員は、1年・2年で交代することが多く、管理組合の通常の運営だけでも多忙です。長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事を成功させるためには、理事会の諮問機関として、維持管理に関する検討や実施のための継続性のある専門委員会を設けて、経験や知識のある区分所有者の参加を求めることが必要です。 ◆専門委員会の運営は、潜在している組合員個々の能力を引き出し、管理組合全体の取り組みとするような仕組みを考えて実施することが望めます。また、必要に応じて、適切なアドバイスをしてくれる専門家を選ぶことも必要です。 〈参考〉 ・管理標準指針（一 管理組合の運営（二）理事会の運営 5 専門委員会の設置） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>大規模修繕工事の実施、管理規約の改正等、必要に応じて設置している。</td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td>委員会（委員）の位置づけ、設置期間、任期等が運営細則等で明確となっている。</td></tr></table> ・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置） 第55条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。 ・標準管理規約 第55条（専門委員会の設置）関係コメント ① 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の費用が専門委員会の検討に必要な場合、運営細則の制定が必要な場合等は、専門委員会の設置に総会の決議が必要となる。 ② 専門委員会は、検討対象に関心が高い組合員を中心に構成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的知識を有する者（組合員以外も含む。）の参加を求めることもできる。 ・適正化指針（一 マンションの管理の適正化の基本的方向 3） 3 マンションの管理は、専門的な知識を必要とすることが多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。 ・標準管理規約 第34条（専門的知識を有する者の活用） 第34条 管理組合は、マンション管理士（適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。）その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。	標準的な対応	大規模修繕工事の実施、管理規約の改正等、必要に応じて設置している。	望ましい対応	委員会（委員）の位置づけ、設置期間、任期等が運営細則等で明確となっている。
標準的な対応	大規模修繕工事の実施、管理規約の改正等、必要に応じて設置している。				
望ましい対応	委員会（委員）の位置づけ、設置期間、任期等が運営細則等で明確となっている。				

改訂案	現行
・標準管理規約 第 33 条及び第 34 条（専門的知識を有する者の活用）関係コメント ① マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するという形態ゆえ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上で区分所有者間の合意形成を進めることが必要である。 このような中で、マンションを適切に維持、管理していくためには、法律や建築技術等の専門的知識が必要となることから、管理組合は、マンション管理者等第三者に管理事務を委託したり、マンション管理士その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野にも適切に対応しつつ、マンション管理を適正に進めることが求められる。 なお、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わる場合の考え方については、全般関係③、別添 1 等を参照のこと。 ② 管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有する者としては、マンション管理士のほか、マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォームマネジャー等の民間資格取得者などが考えられる。 ③ 専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられる。	・標準管理規約 第 34 条（専門的知識を有する者の活用）関係コメント ① マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するという形態ゆえ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上で区分所有者間の合意形成を進めることが必要である。 このような中で、マンションを適切に維持、管理していくためには、法律や建築技術等の専門的知識が必要となることから、管理組合は、マンション管理者等第三者に管理事務を委託したり、マンション管理士その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野にも適切に対応しつつ、マンション管理を適正に進めることが求められる。 ② 管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有する者としては、マンション管理士のほか、マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォームマネジャー等の民間資格取得者などが考えられる。 ③ 専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられる。

改訂案	現行
3 長期修繕計画の作成業務の依頼 管理組合が、専門家に長期修繕計画の見直しを依頼する際は、標準様式を参考として、長期修繕計画作成業務発注仕様書を作成し、依頼する業務の内容を明確に示すことが必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断の業務は、一般的に、管理会社との管理委託契約に含めたり、建築士事務所等と個別に契約を締結するなどの方法が採られます。 その際、依頼の内容が不十分であると、成果物である長期修繕計画の内容も不十分になることも考えられますので、標準様式第1号や次ページの例を参考にして、「長期修繕計画作成業務発注仕様書」を作成し、専門家に依頼してください。なお、発注仕様書の内容で不明な点は、専門家に相談し確認してください。 〈参考〉 ・長期修繕計画作成業務発注仕様書（例）	3 長期修繕計画の作成業務の依頼 管理組合が、専門家に長期修繕計画の見直しを依頼する際は、標準様式を参考として、長期修繕計画作成業務発注仕様書を作成し、依頼する業務の内容を明確に示すことが必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しや事前に行う調査・診断の業務は、一般的に、管理会社との管理委託契約に含めたり、建築士事務所等と個別に契約を締結するなどの方法が採られます。 その際、依頼の内容が不十分であると、成果物である長期修繕計画の内容も不十分になることも考えられますので、標準様式第1号や次ページの例を参考にして、「長期修繕計画作成業務発注仕様書」を作成し、専門家に依頼してください。なお、発注仕様書の内容で不明な点は、専門家に相談し確認してください。 〈参考〉 ・長期修繕計画作成業務発注仕様書（例）

改訂案					現行																																																		
4 調査・診断の実施 長期修繕計画の見直しに当たっては、事前に専門家による設計図書、修繕等の履歴等の資料調査、現地調査、必要により区分所有者に対するアンケート調査等の調査・診断を行って、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等の現状を把握し、これらに基づいて作成することが必要です。					4 調査・診断の実施 長期修繕計画の見直しに当たっては、事前に専門家による設計図書、修繕等の履歴等の資料調査、現地調査、必要により区分所有者に対するアンケート調査等の調査・診断を行って、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等の現状を把握し、これらに基づいて作成することが必要です。																																																		
〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しに当たっては、建物・設備の劣化状況などを把握するために調査・診断を行います。 劣化の調査・診断のレベルは、一般的に次表のように分類されています。1次診断（簡易診断）は、建物の劣化の状況を大まかに把握し、2次・3次診断（詳細診断）は、劣化の要因を特定し、修繕工事の可否や内容等の判断を行う目的で行います。					〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しに当たっては、建物・設備の劣化状況などを把握するために調査・診断を行います。 劣化の調査・診断のレベルは、一般的に次表のように分類されています。1次診断（簡易診断）は、建物の劣化の状況を大まかに把握し、2次・3次診断（詳細診断）は、劣化の要因を特定し、修繕工事の可否や内容等の判断を行う目的で行います。																																																		
表 調査・診断レベルの分類 <table><tr><th colspan="2">診断レベル</th><th>主な目的</th><th>調査方法</th><th>調査対象</th></tr><tr><td colspan="2">予備調査・診断</td><td>現状把握、本調査・診断の要否</td><td>資料調査、目視調査、アンケート調査</td><td>設計図書、修繕等履歴情報、外観</td></tr><tr><td rowspan="3">本調査・診断</td><td>1次診断（簡易診断）</td><td>現状把握、劣化の危険性の判断</td><td>資料調査、目視調査、軽微な機器</td><td>設計図書、修繕等履歴情報、外観</td></tr><tr><td>2次診断</td><td>劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断</td><td>非破壊試験、微破壊試験</td><td>主に共用部分</td></tr><tr><td>3次診断</td><td>より詳細な診断、評価</td><td>局部破壊試験を伴う</td><td>主に共用部分、一部の専有部分を含む</td></tr></table> （出典：「既存マンション躯体の劣化度調査・診断技術マニュアル」／独立行政法人建築研究所刊）					診断レベル		主な目的	調査方法	調査対象	予備調査・診断		現状把握、本調査・診断の要否	資料調査、目視調査、アンケート調査	設計図書、修繕等履歴情報、外観	本調査・診断	1次診断（簡易診断）	現状把握、劣化の危険性の判断	資料調査、目視調査、軽微な機器	設計図書、修繕等履歴情報、外観	2次診断	劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断	非破壊試験、微破壊試験	主に共用部分	3次診断	より詳細な診断、評価	局部破壊試験を伴う	主に共用部分、一部の専有部分を含む	表 調査・診断レベルの分類 <table><tr><th colspan="2">診断レベル</th><th>主な目的</th><th>調査方法</th><th>調査対象</th></tr><tr><td colspan="2">予備調査・診断</td><td>現状把握、本調査・診断の要否</td><td>資料調査、目視調査、アンケート調査</td><td>設計図書、修繕等履歴情報、外観</td></tr><tr><td rowspan="3">本調査・診断</td><td>1次診断（簡易診断）</td><td>現状把握、劣化の危険性の判断</td><td>資料調査、目視調査、軽微な機器</td><td>設計図書、修繕等履歴情報、外観</td></tr><tr><td>2次診断</td><td>劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断</td><td>非破壊試験、微破壊試験</td><td>主に共用部分</td></tr><tr><td>3次診断</td><td>より詳細な診断、評価</td><td>局部破壊試験を伴う</td><td>主に共用部分、一部の専有部分を含む</td></tr></table> （出典：「既存マンション躯体の劣化度調査・診断技術マニュアル」／独立行政法人建築研究所刊）					診断レベル		主な目的	調査方法	調査対象	予備調査・診断		現状把握、本調査・診断の要否	資料調査、目視調査、アンケート調査	設計図書、修繕等履歴情報、外観	本調査・診断	1次診断（簡易診断）	現状把握、劣化の危険性の判断	資料調査、目視調査、軽微な機器	設計図書、修繕等履歴情報、外観	2次診断	劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断	非破壊試験、微破壊試験	主に共用部分	3次診断	より詳細な診断、評価	局部破壊試験を伴う	主に共用部分、一部の専有部分を含む
診断レベル		主な目的	調査方法	調査対象																																																			
予備調査・診断		現状把握、本調査・診断の要否	資料調査、目視調査、アンケート調査	設計図書、修繕等履歴情報、外観																																																			
本調査・診断	1次診断（簡易診断）	現状把握、劣化の危険性の判断	資料調査、目視調査、軽微な機器	設計図書、修繕等履歴情報、外観																																																			
	2次診断	劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断	非破壊試験、微破壊試験	主に共用部分																																																			
	3次診断	より詳細な診断、評価	局部破壊試験を伴う	主に共用部分、一部の専有部分を含む																																																			
診断レベル		主な目的	調査方法	調査対象																																																			
予備調査・診断		現状把握、本調査・診断の要否	資料調査、目視調査、アンケート調査	設計図書、修繕等履歴情報、外観																																																			
本調査・診断	1次診断（簡易診断）	現状把握、劣化の危険性の判断	資料調査、目視調査、軽微な機器	設計図書、修繕等履歴情報、外観																																																			
	2次診断	劣化の危険性の判断、修繕の可否の判断	非破壊試験、微破壊試験	主に共用部分																																																			
	3次診断	より詳細な診断、評価	局部破壊試験を伴う	主に共用部分、一部の専有部分を含む																																																			
◆長期修繕計画の見直しのために単独で行う場合は、長期修繕計画に必要とされるすべての項目について漏れのないように行います。なお、著しい劣化がないかぎり目視調査など簡易なものにとどまります。また、計画修繕工事の実施のために行う場合は、劣化状況に応じて、目視調査から非破壊試験、破壊試験とより詳細になります。					◆長期修繕計画の見直しのために単独で行う場合は、長期修繕計画に必要とされるすべての項目について漏れのないように行います。なお、著しい劣化がないかぎり目視調査など簡易なものにとどまります。また、計画修繕工事の実施のために行う場合は、劣化状況に応じて、目視調査から非破壊試験、破壊試験とより詳細になります。																																																		
◆長期修繕計画はマンションのビジョンを描く作業でもあるので、現状の問題点だけではなく、区分所有者の要望などを把握するためにアンケート調査などを行うこともあります。					◆長期修繕計画はマンションのビジョンを描く作業でもあるので、現状の問題点だけではなく、区分所有者の要望などを把握するためにアンケート調査などを行うこともあります。																																																		
〈参考〉 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）長期修繕計画の策定及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。（以下略）					〈参考〉 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）長期修繕計画の策定及び見直しにあたっては、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。（以下略）																																																		

改訂案	現行		
・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント③、④ ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。 ④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。 ただし、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。	・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し <table><tr><td>標準的な対応</td><td>調査・診断を行い、建物・設備等の状況を把握したうえで、①計画期間、②修繕工事項目、③修繕周期、④修繕工事費及び⑤収支計画の全ての項目について定めている。</td></tr></table> ・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント③、④ ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。 ④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。 ただし、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。	標準的な対応	調査・診断を行い、建物・設備等の状況を把握したうえで、①計画期間、②修繕工事項目、③修繕周期、④修繕工事費及び⑤収支計画の全ての項目について定めている。
標準的な対応	調査・診断を行い、建物・設備等の状況を把握したうえで、①計画期間、②修繕工事項目、③修繕周期、④修繕工事費及び⑤収支計画の全ての項目について定めている。		

改訂案	現行
5 マンションのビジョンの検討 マンションの現状の性能・機能、調査・診断の結果等を踏まえて、計画期間においてどのような生活環境を望むのか、そのために必要とする建物及び設備の性能・機能等について十分に検討することが必要です。 また、現状の耐震性、区分所有者の要望等から、必要に応じて「マンション耐震化マニュアル（国土交通省）」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建物及び設備の耐震性、断熱性等の性能向上を図る改修工事の実施について検討を行います。 <u>特に、耐震性が不足するマンションは、区分所有者のみならず周辺住民等の生命・身体が脅かされる危険性があることから、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付（いわゆる旧耐震基準）されたマンションにおいては、耐震診断を行うとともに、その結果により耐震改修の実施について検討を行うことが必要です。なお、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、補助及び融資の活用を検討したり、推定修繕工事項目として設定した上で段階的に改修を進めたりすることも考えられます。</u> 高経年のマンションの場合は、必要に応じて「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建替えも視野に入れて検討を行うことが望まれます。 〈コメント〉 ◆マンションの建物及び設備の現状の性能・機能を踏まえて、今後どのような生活環境を望むか、それを実現するためにどのような性能・機能を必要とするかなどについて、理事会、専門委員会等で十分に検討することが必要です。 その検討のなかで、必要な推定修繕工事の内容が明らかになってきますので、これに沿って長期修繕計画を作成すれば、計画の作成や修繕積立金の負担の目的が明確となり、その合意が得やすくなると考えられます。 ◆マンションは適切に維持管理を行って、できるだけ長く住み続けたいものですが、高経年のマンションの場合は、経年に応じて改修工事などに必要な費用が多額になっていくことが考えられます。必要に応じて、建替えも視野に入れた修繕や改修の検討を行うことが望まれます。	5 マンションのビジョンの検討 マンションの現状の性能・機能、調査・診断の結果等を踏まえて、計画期間においてどのような生活環境を望むのか、そのために必要とする建物及び設備の性能・機能等について十分に検討することが必要です。 また、現状の耐震性、区分所有者の要望等から、必要に応じて「マンション耐震化マニュアル（国土交通省）」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建物及び設備の耐震性、断熱性等の性能向上を図る改修工事の実施について検討を行います。 高経年のマンションの場合は、必要に応じて「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル（国土交通省）」等を参考とし、建替えも視野に入れて検討を行うことが望まれます。 〈コメント〉 ◆マンションの建物及び設備の現状の性能・機能を踏まえて、今後どのような生活環境を望むか、それを実現するためにどのような性能・機能を必要とするかなどについて、理事会、専門委員会等で十分に検討することが必要です。 その検討のなかで、必要な推定修繕工事の内容が明らかになってきますので、これに沿って長期修繕計画を作成すれば、計画の作成や修繕積立金の負担の目的が明確となり、その合意が得やすくなると考えられます。 ◆マンションは適切に維持管理を行って、できるだけ長く住み続けたいものですが、高経年のマンションの場合は、経年に応じて改修工事などに必要な費用が多額になっていくことが考えられます。必要に応じて、建替えも視野に入れた修繕や改修の検討を行うことが望まれます。

改訂案	現行
〈参考〉 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本事項 (5) 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。 ・マンションの性能向上（改修）工事に関する参考資料 1) 「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」（令和3年9月 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html 2) 「マンション耐震化マニュアル」（平成19年6月 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html 3) 「マンションの建替えか修繕かを判断するための関するマニュアル」（平成15年1月 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html	〈参考〉 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）なお、建築後相当の年数を経たマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替えについても視野に入れて検討することが望ましい。建替えの検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進めることが必要である。 ・マンションの性能向上（改修）工事に関する参考資料 1) 「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」（平成16年6月 国土交通省） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansei/manseitatekae.htm 2) 「マンション耐震化マニュアル」（平成19年6月 国土交通省） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#mansyonseisaku 3) 「マンションの建替えか修繕かを判断するための関するマニュアル」（平成15年1月 国土交通省） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansei/manseitatekae.htm

改訂案	現行				
第3節 長期修繕計画の周知、保管	第3節 長期修繕計画の周知、保管				
1 長期修繕計画の周知 管理組合は、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に当たって、総会の開催に先立ち説明会等を開催し、その内容を区分所有者に説明するとともに、<u>長期修繕計画について総会で決議することが必要です。また、決議後、総会議事録と併せて長期修繕計画を区分所有者に配付するなど、十分な周知を行うことが必要です。</u>	1 長期修繕計画の周知 管理組合は、長期修繕計画の作成及び修繕積立金の額の設定に当たって、総会の開催に先立ち説明会等を開催し、その内容を区分所有者に説明するとともに、決議後、総会議事録と併せて長期修繕計画を区分所有者に配付するなど、十分な周知を行うことが必要です。				
〈コメント〉 ◆点検、調査・診断、計画修繕工事などの維持管理の実施に当たっては、これらをなぜ行うのか、どのように行おうと考えているのか、維持管理の必要性、実施方法などに関して区分所有者全員が理解し、協力することが重要です。そのためには、まず区分所有者間で情報を共有することが必要です。 ◆特に、長期修繕計画の作成などの重要な案件は、十分な議論が尽くされることが必要です。そのためには、理事会や専門委員会における検討の過程や結果を広報すること、アンケート調査等の実施により意見聴取を行うこと、事前説明会を開催して説明を行うことが望まれます。これらにより、区分所有者がその内容を十分理解して総会に臨むことができ、無用な質疑の回避と適切な判断が期待できます。 ◆標準管理規約では、長期修繕計画と修繕積立金の額の変更は、総会議決事項とされています。計画修繕工事の実施や修繕積立金の負担に関して各区分所有者の理解を得やすくするためにも、長期修繕計画を見直したときは、<u>総会で決議を得るとともに、総会の議事録と併せて、戸別配付などの方法により、各区分所有者に（特に総会の欠席者や書面による議決権行使者などに）十分周知する必要があります。</u> 〈参考〉 ・適正化指針（2 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。（以下略）	〈コメント〉 ◆点検、調査・診断、計画修繕工事などの維持管理の実施に当たっては、これらをなぜ行うのか、どのように行おうと考えているのか、維持管理の必要性、実施方法などに関して区分所有者全員が理解し、協力することが重要です。そのためには、まず区分所有者間で情報を共有することが必要です。 ◆特に、長期修繕計画の作成などの重要な案件は、十分な議論が尽くされることが必要です。そのためには、理事会や専門委員会における検討の過程や結果を広報すること、アンケート調査等の実施により意見聴取を行うこと、事前説明会を開催して説明を行うことが望まれます。これらにより、区分所有者がその内容を十分理解して総会に臨むことができ、無用な質疑の回避と適切な判断が期待できます。 ◆標準管理規約では、長期修繕計画と修繕積立金の額の変更は、総会議決事項とされています。計画修繕工事の実施や修繕積立金の負担に関して各区分所有者の理解を得やすくするためにも、長期修繕計画を見直したときは、総会の議事録と併せて、戸別配付などの方法により、各区分所有者に（特に総会の欠席者や書面による議決権行使者などに）十分周知する必要があります。 〈参考〉 ・適正化指針（二 管理組合が留意すべき基本事項 5 長期修繕計画の策定及び見直し等） （略）長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。（以下略） ・管理標準指針（一 管理組合の運営 一 総会の運営 5 総会前の情報提供・意見聴取） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>重要な案件については、事前説明会やアンケートにより意見聴取している。</td></tr></table> ・管理標準指針（一 管理組合の運営 一 総会の運営 7 総会決定事項の広報） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>議事録等を戸別配付している。</td></tr></table>	標準的な対応	重要な案件については、事前説明会やアンケートにより意見聴取している。	標準的な対応	議事録等を戸別配付している。
標準的な対応	重要な案件については、事前説明会やアンケートにより意見聴取している。				
標準的な対応	議事録等を戸別配付している。				

改訂案	現行
3 長期修繕計画等の開示 管理組合は、長期修繕計画等の管理運営状況の情報を開示することが<u>重要です。</u> 〈コメント〉 ◆マンションについては、長期修繕計画等の管理運営状況の情報が開示され、不動産流通市場において、消費者がその情報を容易に入手できることが<u>重要です。そのため、管理組合は、財務・管理に関する情報について、マンションの購入予定者に対しても書面で交付することをあらかじめ管理規約において規定しておくことが望めます。</u> ◆また、マンション管理適正化推進計画を作成している地方公共団体の区域内にあるマンションにおいては、マンションの管理計画の認定を受けることで、優良な管理が行われるマンションとして市場での評価が高まることが期待されます。 ◆<u>管理情報の開示について</u>、「マンションみらいネット」に長期修繕計画等の管理運営状況を登録して開示することもその1つの方法です。	3 長期修繕計画等の開示 管理組合は、長期修繕計画等の管理運営状況の情報を開示することが<u>望めます。</u> 〈コメント〉 ◆マンションについては、長期修繕計画等の管理運営状況の情報が開示され、不動産流通市場において、消費者がその情報を容易に入手できることが<u>望めます。</u> ◆「マンションみらいネット」に長期修繕計画等の管理運営状況を登録して開示することもその1つの方法です。

改訂案	現行
第3章 長期修繕計画の作成の方法	第3章 長期修繕計画の作成の方法
第1節 長期修繕計画の作成の方法	第1節 長期修繕計画の作成の方法
1 長期修繕計画の構成 長期修繕計画の構成は、次に掲げる項目を基本とします。 ①マンションの建物・設備の概要等 ②調査・診断の概要 ③長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 ④長期修繕計画の内容 ⑤修繕積立金の額の設定	1 長期修繕計画の構成 長期修繕計画の構成は、次に掲げる項目を基本とします。 ①マンションの建物・設備の概要等 ②調査・診断の概要 ③長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 ④長期修繕計画の内容 ⑤修繕積立金の額の設定
〈コメント〉 ◆長期修繕計画の標準的な構成として必要とされる項目は、次のとおりです。 (・長期修繕計画の見方) ①マンションの建物・設備の概要等 建物の概要、設備・外構等の概要、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況、会計状況、設計図書等の保管状況 ②調査・診断の結果の概要 劣化の現象と原因、修繕（改修）方法の概要 ③長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 長期修繕計画の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の考え方 ④長期修繕計画の内容 a) 計画期間の設定 b) 推定修繕工事項目の設定 c) 修繕周期の設定 d) 推定修繕工事費の算定 e) 収支計画の検討 ⑤修繕積立金の額の設定 修繕積立金の積立方法、修繕積立金の額の設定方法、住戸タイプ別月当たりの修繕積立金の額 〈参考〉	〈コメント〉 ◆長期修繕計画の標準的な構成として必要とされる項目は、次のとおりです。 (・長期修繕計画の見方) ①マンションの建物・設備の概要等 建物の概要、設備・外構等の概要、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況、会計状況、設計図書等の保管状況 ②調査・診断の結果の概要 劣化の現象と原因、修繕（改修）方法の概要 ③長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 長期修繕計画の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定の考え方 ④長期修繕計画の内容 a) 計画期間の設定 b) 推定修繕工事項目の設定 c) 修繕周期の設定 d) 推定修繕工事費の算定 e) 収支計画の検討 ⑤修繕積立金の額の設定 修繕積立金の積立方法、修繕積立金の額の設定方法、住戸タイプ別月当たりの修繕積立金の額 〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し 標準的な対応 調査・診断を行い、建物・設備等の状況を把握したうえで、①計画期間、②修繕工事項目、③

改訂案		現行	
・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント①～③ ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 1 計画期間が30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とすること。 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。 3 全体の工事金額が定められたものであること。 また、長期修繕計画の内容については定期的な見直しをすることが必要である。 ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。		修繕周期、④修繕工事費及び⑤収支計画の全ての項目について定めている。	・標準管理規約 第32条（業務）関係コメント①～③ ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 一 計画期間が25年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を30年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる。 二 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。 三 全体の工事金額が定められたものであること。 また、長期修繕計画の内容については定期的な（おおむね5年程度ごとに）見直しをすることが必要である。 ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断（建物診断）を管理組合として併せて行う必要がある。

改訂案	現行
2 長期修繕計画標準様式の利用 長期修繕計画は、標準様式を参考として作成します。 なお、マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。 〈コメント〉 ◆分譲時における分譲会社、又は見直し時において管理組合から依頼を受けた専門家は、標準様式を参考として、長期修繕計画を作成します。 また、作成に当たっては、別添の「長期修繕計画標準様式記載例」（以下「記載例」という。）を併せて参考にしてください。 ◆標準様式は、標準的な構成に次のように対応しています。 ①マンションの建物・設備の概要等 → 【様式第 1 号】 ②調査・診断の概要 → 【様式第 2 号】 ③長期修繕計画の作成の考え方 → 【様式第 3-1 号】 ④長期修繕計画の内容 ・計画期間の設定 → 【様式第 3-1 号】 ・推定修繕工事項目の設定 → 【様式第 3-2 号】 ・修繕周期の設定 → 【様式第 3-2 号】 ・推定修繕工事費の算定 → 【様式第 4-3 号、第 4-4 号】 ・収支計画の検討 → 【様式第 4-1 号、第 4-2 号】 ⑤修繕積立金の額の設定 → 【様式第 5 号】 ◆マンションには、様々な形態、形状、仕様等がありますので、これらに応じた適切な長期修繕計画の内容とするために、必要に応じて内容を追加して使用します。追加した場合は、その内容を明示します。	2 長期修繕計画標準様式の利用 長期修繕計画は、標準様式を参考として作成します。 なお、マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。 〈コメント〉 ◆分譲時における分譲事業者、又は見直し時において管理組合から依頼を受けた専門家は、標準様式を参考として、長期修繕計画を作成します。 また、作成に当たっては、別添の「長期修繕計画標準様式記載例」（以下「記載例」という。）を併せて参考にしてください。 ◆標準様式は、標準的な構成に次のように対応しています。 ①マンションの建物・設備の概要等 → 【様式第 1 号】 ②調査・診断の概要 → 【様式第 2 号】 ③長期修繕計画の作成の考え方 → 【様式第 3-1 号】 ④長期修繕計画の内容 ・計画期間の設定 → 【様式第 3-1 号】 ・推定修繕工事項目の設定 → 【様式第 3-2 号】 ・修繕周期の設定 → 【様式第 3-2 号】 ・推定修繕工事費の算定 → 【様式第 4-3 号、第 4-4 号】 ・収支計画の検討 → 【様式第 4-1 号、第 4-2 号】 ⑤修繕積立金の額の設定 → 【様式第 5 号】 ◆標準様式では、中高層の単棟型マンションを想定しており、その仕様は、記載例の様式第 3-2 号では、「公共住宅改修工事共通仕様書」などを参考としています。 なお、マンションには、様々な形態、形状、仕様等がありますので、これらに応じた適切な長期修繕計画の内容とするために、必要に応じて内容を追加して使用します。追加した場合は、その内容を明示します。 〈参考〉 ・公共住宅改修工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編集、（株）創樹社発行） 独立行政法人都市再生機構、都道府県等により構成される公共住宅事業者等連絡協議会により、公共住宅の適切な維持保全を図るために作成されたものです。

改訂案	現行
3 マンションの建物・設備の概要等 敷地、建物・設備及び附属施設の概要（規模、形状等）、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況（法定点検等の実施、調査・診断の実施、計画修繕工事の実施、長期修繕計画の見直し等）、会計状況、設計図書等の保管状況等の概要について示すことが必要です。 特に、管理規約及び設計図書等に基づいて、長期修繕計画の対象となる敷地（団地型マンションの場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の範囲を明示することが重要です。 また、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等に関する調査・診断の結果について、その要点を示すことも必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の対象となるマンションの敷地（団地型の場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の概要とこれらの維持管理の現状などについて確認し、その状況を示しておくことが必要です。 特に、組管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（団地型の場合は、土地、団地共用部分及び附属施設並びに各棟ごとの建物の共用部分）について、所有区分・使用区分・管理区分のそれぞれの範囲を、管理規約、設計図書等に基づいて、明示しておくことが重要です。 ◆また、調査・診断の結果について、建物や設備の劣化の現象とその原因、区分所有者の要望など、これらに対する修繕（又は改修）の方法などに関して、推定修繕工事項目別に要点をまとめて示します。なお、同趣旨の記載がある調査・診断報告書の概要をまとめたもので代えることもできます。 * <u>建築確認が必要な昇降機の設置・改修工事を行う場合には、「戸開走行保護装置」、「地震時管制運転装置」の設置等が義務付けられていますのでご注意ください。</u>	3 マンションの建物・設備の概要等 敷地、建物・設備及び附属施設の概要（規模、形状等）、関係者、管理・所有区分、維持管理の状況（法定点検等の実施、調査・診断の実施、計画修繕工事の実施、長期修繕計画の見直し等）、会計状況、設計図書等の保管状況等の概要について示すことが必要です。 特に、管理規約及び設計図書等に基づいて、長期修繕計画の対象となる敷地（団地型マンションの場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の範囲を明示することが重要です。 また、建物及び設備の劣化状況、区分所有者の要望等に関する調査・診断の結果について、その要点を示すことも必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の対象となるマンションの敷地（団地型の場合は土地）、建物の共用部分及び附属施設の概要とこれらの維持管理の現状などについて確認し、その状況を示しておくことが必要です。 特に、組管理部分である敷地、建物の共用部分及び附属施設（団地型の場合は、土地、団地共用部分及び附属施設並びに各棟ごとの建物の共用部分）について、所有区分・使用区分・管理区分のそれぞれの範囲を、管理規約、設計図書等に基づいて、明示しておくことが重要です。 ◆また、調査・診断の結果について、建物や設備の劣化の現象とその原因、区分所有者の要望など、これらに対する修繕（又は改修）の方法などに関して、推定修繕工事項目別に要点をまとめて示します。なお、同趣旨の記載がある調査・診断報告書の概要をまとめたもので代えることもできます。

改訂案	現行
4 長期修繕計画の作成の考え方 長期修繕計画の作成の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関する考え方を示すことが必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画を作成する目的、計画の前提等、長期修繕計画の内容（計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討）、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関して、作成に当たっての基本的な考え方を整理しておきます。 ◆長期修繕計画を作成する目的と計画の前提等に関しては、本ガイドラインの第2章第1節の1と2、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の設定に関しては、本章の第1節と第2節を参考にします。 【ガイドラインの該当箇所】 ①長期修繕計画の目的 → 【第2章第1節の1】 ②長期修繕計画の前提等 → 【第2章第1節の2】 ③長期修繕計画の内容 ・計画期間の設定 → 【第3章第1節の5】 ・推定修繕工事項目の設定 → 【第3章第1節の6】 ・修繕周期の設定 → 【第3章第1節の7】 ・推定修繕工事費の算定 → 【第3章第1節の8】 ・収支計画の検討 → 【第3章第1節の9】 ④修繕積立金の額の設定 → 【第3章第2節の3】	4 長期修繕計画の作成の考え方 長期修繕計画の作成の目的、計画の前提等、計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関する考え方を示すことが必要です。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画を作成する目的、計画の前提等、長期修繕計画の内容（計画期間の設定、推定修繕工事項目の設定、修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定、収支計画の検討）、計画の見直し及び修繕積立金の額の設定に関して、作成に当たっての基本的な考え方を整理しておきます。 ◆長期修繕計画を作成する目的と計画の前提等に関しては、本ガイドラインの第2章第1節の1と2、長期修繕計画の内容や修繕積立金の額の設定に関しては、本章の第1節と第2節を参考にします。 【ガイドラインの該当箇所】 ①長期修繕計画の目的 → 【第2章第1節の1】 ②長期修繕計画の前提等 → 【第2章第1節の2】 ③長期修繕計画の内容 ・計画期間の設定 → 【第3章第1節の5】 ・推定修繕工事項目の設定 → 【第3章第1節の6】 ・修繕周期の設定 → 【第3章第1節の7】 ・推定修繕工事費の算定 → 【第3章第1節の8】 ・収支計画の検討 → 【第3章第1節の9】 ④修繕積立金の額の設定 → 【第3章第2節の3】

改訂案	現行		
5 計画期間の設定 計画期間は、<u>30 年以上</u>で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とします。	5 計画期間の設定 計画期間は、<u>新築マンションの場合は、30 年以上とし、既存マンションの場合は、25 年以上とします。</u>		
〈コメント〉 ◆計画修繕工事の実施時において修繕積立金が不足することがないように、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含むように計画期間を設定する必要があります。 したがって、新築時は、経年が 30 年程度において実施が見込まれる昇降機設備の取替えなどを含めた期間以上とします。また、外壁の塗装や屋上防水などを行う大規模修繕工事の周期は部材や工事の仕様等により異なりますが、一般的に <u>12～15 年程度</u>ですので、見直し時には、これが 2 回含まれる期間以上とします。 ただし、新築時に計画期間を 30 年とした場合であっても、窓のサッシ等の建具の取替えや給排水管の取替えなどは、修繕周期が<u>計画期間を上回り、計画期間内に含まれていない</u>ことがありますので、見直しの際には注意が必要です。	〈コメント〉 ◆計画修繕工事の実施時において修繕積立金が不足することがないように、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含むように計画期間を設定する必要があります。 したがって、新築時は、経年が 30 年程度において実施が見込まれる昇降機設備、<u>給水設備、排水設備</u>の取替えなどを含めた期間以上とします。また、外壁の塗装や屋上防水などを行う大規模修繕工事の周期が<u>12 年程度</u>ですので、見直し時には、これが 2 回含まれる期間以上とします。 ただし、新築時に計画期間を 30 年とした場合であっても、<u>住戸の玄関ドア</u>や窓のサッシ等の建具の取替えなどは、修繕周期が <u>36 年程度であるため</u>含まれていないことがありますので、見直しの際には注意が必要です。		
◆毎月積み立てる修繕積立金の額は、できる限り一定額としたいものです。そのためには、計画期間をさらに長期間とし、見込まれる多額の推定修繕工事費をすべて包含することが考えられますが、計画の作成時点で非常に長期間の劣化状況や推定修繕工事費を推定することには限度があります。	◆毎月積み立てる修繕積立金の額は、できる限り一定額としたいものです。そのためには、計画期間をさらに長期間とし、見込まれる多額の推定修繕工事費をすべて包含することが考えられますが、計画の作成時点で非常に長期間の劣化状況や推定修繕工事費を推定することには限度があります。		
◆ついては、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含む計画期間を <u>30 年以上かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上</u>とし、一定期間 <u>(5 年程度)</u> ごとに見直すこととしています。	◆ついては、多額の推定修繕工事費が見込まれる年度を含む計画期間を <u>25 年以上（新築時は 30 年以上）</u>とし、一定期間ごとに見直すこととしています。		
〈参考〉	〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し ①計画期間 <table><tr><td>標準的な対応</td><td><u>25 年程度としている。（新築時 30 年程度としている。）</u></td></tr></table>	標準的な対応	<u>25 年程度としている。（新築時 30 年程度としている。）</u>
標準的な対応	<u>25 年程度としている。（新築時 30 年程度としている。）</u>		
・標準管理規約 第 32 条関係コメント② 1 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 1 計画期間が 30 年以上で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上とすること。	・標準管理規約 第 32 条関係コメント② 1 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 一 計画期間が <u>25 年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を 30 年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる。</u>		

改訂案	現行
6 推定修繕工事項目の設定 推定修繕工事項目は、新築マンションの場合は、設計図書等に基づいて、また、既存マンションの場合は、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定します。 なお、マンションの形状、仕様等により該当しない項目、又は修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目は、その旨を明示します。 また、区分所有者等の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能向上に関する項目を追加することが望まれます。 〈コメント〉 ◆推定修繕工事項目は、標準様式第 3-2 号（推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容）を基本としますが、設計図書などに基づいて項目を追加し、漏れがないようにします。小項目は、補修と取替（撤去・新設）の区分、また、部位別に分けることが考えられます。 さらに、部位別の仕様レベルまで詳細に項目を設定することも考えられますが、作成の費用が増加するため、どこまでの精度を求めるかは、費用対効果の面からの判断が必要です。 ◆中項目に仮設工事を設けています。例えば、大規模修繕工事における複数の計画修繕工事に用いられる仮設足場などの直接仮設工事と、現場事務所や資材置き場などの共通仮設工事の費用を計上します。ただし、設備関係の専門工事のように単独で行われることが多いものについては、必要とする仮設工事の費用をその推定修繕工事項目（小項目）の単価に含めます。 ◆新築時に計画期間を 30 年とした場合において、<u>修繕周期が計画期間を上回る場合</u>、「修繕周期に到達しないため推定修繕工事費を計上していない。」旨を明示します。なお、計画期間内に修繕周期に到達しない<u>項目に係る工事</u>について、<u>参考情報として当該工事の予定時期及び推定修繕工事費を明示するとともに、多額の費用を要するものは修繕積立金を計画的に積み立てる観点から、計画期間に応じた推定修繕工事費を計上しておくことも考えられます。</u> また、例えば、外壁等がすべてタイル張りであれば、「外壁塗装の塗替」の項目は「該当なし」とします。 ◆計画修繕工事は不確定要素が多く、施工時において予想外の劣化や施工条件の制約などにより工事費が増加することがあります。計画修繕工事における想定外の工事の発生や数量の増加、<u>物価や工事費価格の上昇等</u>による費用の増加、災害や不測の事故などによる緊急の費用負担などの対応として、その都度一時金を徴収することが考えられますが、推定修繕工事項目として「予備費」を設定し、例えば、各年度ごとに推定修繕工事費の累計額に定率を乗じた額を計上しておくことも考えられます。	6 推定修繕工事項目の設定 推定修繕工事項目は、新築マンションの場合は、設計図書等に基づいて、また、既存マンションの場合は、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管されている設計図書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等に基づいて設定します。 なお、マンションの形状、仕様等により該当しない項目、又は修繕周期が計画期間に含まれないため推定修繕工事費を計上していない項目は、その旨を明示します。 また、区分所有者等の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能向上に関する項目を追加することが望まれます。 〈コメント〉 ◆推定修繕工事項目は、標準様式第 3-2 号（推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容）を基本としますが、設計図書などに基づいて項目を追加し、漏れがないようにします。小項目は、補修と取替（撤去・新設）の区分、また、部位別に分けることが考えられます。 さらに、部位別の仕様レベルまで詳細に項目を設定することも考えられますが、作成の費用が増加するため、どこまでの精度を求めるかは、費用対効果の面からの判断が必要です。 ◆中項目に仮設工事を設けています。例えば、大規模修繕工事における複数の計画修繕工事に用いられる仮設足場などの直接仮設工事と、現場事務所や資材置き場などの共通仮設工事の費用を計上します。ただし、設備関係の専門工事のように単独で行われることが多いものについては、必要とする仮設工事の費用をその推定修繕工事項目（小項目）の単価に含めます。 ◆新築時に計画期間を 30 年とした場合において、<u>例えば、「建具関係」の取替は、修繕周期が 36 年程度ですので</u>、「修繕周期に到達しないため推定修繕工事費を計上していない。」旨を明示します。なお、計画期間内に修繕周期に到達しない<u>「建具関係」の取替など</u>について、<u>多額の費用を要することから推定修繕工事費を計上しておくことも考えられます。</u> また、例えば、外壁等がすべてタイル張りであれば、「外壁塗装の塗替」の項目は「該当なし」とします。 ◆計画修繕工事は不確定要素が多く、施工時において予想外の劣化や施工条件の制約などにより工事費が増加することがあります。計画修繕工事における想定外の工事の発生や数量の増加、<u>物価上昇等</u>による費用の増加、災害や不測の事故などによる緊急の費用負担などの対応として、その都度一時金を徴収することが考えられますが、推定修繕工事項目として「予備費」を設定し、例えば、各年度ごとに推定修繕工事費の累計額に定率を乗じた額を計上しておくことも考えられます。

改訂案	現行								
◆区分所有者等からの要望などに応じて、建物・設備の性能・機能を向上させる改修工事を行うことが望まれます。長期修繕計画にその項目を設定して必要な工事費を計上し、修繕積立金を増額することが必要です。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に<u>建築確認済証が交付されたマンション</u>で、耐震診断の結果により耐震改修が必要となった場合において、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、推定修繕工事項目として設定することが考えられます。 なお、改修工事については、「マンション耐震化マニュアル」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」や、<u>外壁の仕上塗材などにアスベストが含まれている場合には「現居住共同住宅外壁修繕工事における石綿含有仕上塗材対応ガイドライン」</u>などを参考にして検討します。 〈参考〉 ・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント② 2 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。 ・改修工事の参考資料 ①改修 「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」<u>（令和 3 年 9 月改訂 国土交通省）</u> https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html 「<u>現居住共同住宅外壁修繕工事における石綿含有仕上塗材対応ガイドライン</u>」（令和元年 6 月発刊 一般社団法人マンション計画修繕施工協会） https://www.mks-as.net/topics_detail12/id=1156 ②耐震 「マンション耐震化マニュアル」<u>（平成 26 年 7 月改訂 国土交通省）</u> https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html ③省エネルギー 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 （平成 27 年 7 月 8 日公布、最終改正 令和元年 6 月 14 日） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001383694.pdf （平成 28 年 1 月 29 日公布、最終改正 令和 2 年 9 月 4 日） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html ④バリアフリー 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 （平成 18 年 6 月 21 日公布、最終改正 令和 2 年 6 月 10 日） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html 「<u>高齢者が居住する住宅の設計に係る指針</u>」（平成 21 年改正 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/common/001267569.pdf	◆区分所有者等からの要望などに応じて、建物・設備の性能・機能を向上させる改修工事を行うことが望まれます。長期修繕計画にその項目を設定して必要な工事費を計上し、修繕積立金を増額することが必要です。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に<u>着工したマンション</u>で、耐震診断の結果により耐震改修が必要となった場合において、耐震改修工事の費用が負担できないなどの理由によりすぐに実施することが困難なときは、推定修繕工事項目として設定することが考えられます。 なお、改修工事については、「マンション耐震化マニュアル」、「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」などを参考にして検討します。 〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し ②修繕工事項目 <table><tr><td>標準的な対応</td><td><u>調査・診断の結果に基づいて、別表に掲げる 18 項目のうち、必要な項目の工事内容を定めている。</u></td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td><u>社会的背景や生活様式の変化等に応じ、性能向上（グレードアップ）工事の項目を計画に含めている。</u></td></tr></table> ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（五）耐震性の検討 1 耐震性の検討） <table><tr><td>標準的な対応</td><td><u>必要に応じて耐震診断を行い、専門委員会等において検討している。。</u></td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td><u>耐震診断の結果に基づいて、必要な耐震改修工事を実施している。</u></td></tr></table> ・標準管理規約 第 32 条（業務）関係コメント② 2 ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 二 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。 ・改修工事の参考資料 ①改修 「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」<u>（平成 16 年 6 月 国土交通省）</u> http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansei/manseitatekae.htm ②耐震 「マンション耐震化マニュアル」<u>（平成 19 年 6 月 国土交通省）</u> http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#mansyonseisaku ③省エネルギー 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（平成 18 年 4 月施行） 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」 （平成 18 年 3 月改正 平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/syouene/shouene.html ④バリアフリー 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月施行） http://www.mlit.go.jp/houritsuan/164-9/03.pdf 「<u>長寿社会対応住宅設計指針</u>」（平成 7 年 6 月 国土交通省） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sisin01.htm ⑤防犯（セキュリティ） 「<u>共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針</u>」	標準的な対応	<u>調査・診断の結果に基づいて、別表に掲げる 18 項目のうち、必要な項目の工事内容を定めている。</u>	望ましい対応	<u>社会的背景や生活様式の変化等に応じ、性能向上（グレードアップ）工事の項目を計画に含めている。</u>	標準的な対応	<u>必要に応じて耐震診断を行い、専門委員会等において検討している。。</u>	望ましい対応	<u>耐震診断の結果に基づいて、必要な耐震改修工事を実施している。</u>
標準的な対応	<u>調査・診断の結果に基づいて、別表に掲げる 18 項目のうち、必要な項目の工事内容を定めている。</u>								
望ましい対応	<u>社会的背景や生活様式の変化等に応じ、性能向上（グレードアップ）工事の項目を計画に含めている。</u>								
標準的な対応	<u>必要に応じて耐震診断を行い、専門委員会等において検討している。。</u>								
望ましい対応	<u>耐震診断の結果に基づいて、必要な耐震改修工事を実施している。</u>								

改訂案		現行	
	⑤防犯（セキュリティ） 「共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」 （平成 18 年 4 月改正 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070420_.html ⑥ I C T（情報通信技術） 「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」（平成 14 年 7 月 国土交通省） 「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る合意形成マニュアル」（同上） 「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る技術指針」（同上） https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/07/070719_.html		（平成 18 年 4 月改正 国土交通省） http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070420_.html ⑥ I C T（情報通信技術） 「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」（平成 14 年 7 月 国土交通省） 「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る合意形成マニュアル」（同上） 「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る技術指針」（同上） http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/07/070719_.html

改訂案	現行		
7 修繕周期の設定 修繕周期は、新築マンションの場合、推定修繕工事項目ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定します。また、既存マンションの場合、さらに建物及び設備の劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて設定します。 設定に当たっては、経済性等を考慮し、推定修繕工事の集約等を検討します。 〈コメント〉 ◆修繕周期は、劣化する建物の部位や設備の性能・機能を実用上支障がない水準まで経済的に回復させることができなくなるまでの期間をいいます。 ◆修繕周期は、マンションの仕様、立地条件等に応じて<u>設定します。</u>また、見直しの際は、建物及び設備の劣化状況などの調査・診断の結果に基づいて設定することが必要です。<u>さらに、部材や工事仕様、設備や工法等の技術革新によっても適切な修繕周期が変わる可能性がある点にも留意する必要があります。</u> ◆修繕工事の時期は、早過ぎると不要な修繕となりますし、遅すぎても劣化が進み計画修繕工事費を増加させます。また、修繕工事を集約すると、直接仮設や共通仮設の設置費用が軽減できるなどの経済的なメリットがあります。なお、集約を過剰に行うと、修繕積立金が一時的に不足することにもつながりますので、注意が必要です。<u>設備及び建物の劣化状況に関する調査・診断の結果を踏まえた上で、修繕工事の必要性や実施時期、工事内容等を検討することが重要です。</u> 〈参考〉	7 修繕周期の設定 修繕周期は、新築マンションの場合、推定修繕工事項目ごとに、マンションの仕様、立地条件等を考慮して設定します。また、既存マンションの場合、さらに建物及び設備の劣化状況等の調査・診断の結果等に基づいて設定します。 設定に当たっては、経済性等を考慮し、推定修繕工事の集約等を検討します。 〈コメント〉 ◆修繕周期は、劣化する建物の部位や設備の性能・機能を実用上支障がない水準まで経済的に回復させることができなくなるまでの期間をいいます。 ◆<u>記載例の標準様式第 3-2 号に掲げる修繕周期は、中高層単棟型のマンションの一般的な仕様や工法を想定し、関係する既存文献を参考にしておおよその目安として設定したものです。</u>マンションの仕様、立地条件等に応じて<u>修正</u>します。その際は、その理由を明示しておきます。また、見直しの際は、<u>さらに建物及び設備の劣化状況などの調査・診断の結果に基づいて設定することが必要です。</u> ◆修繕工事の時期は、早過ぎると不要な修繕となりますし、遅すぎても劣化が進み計画修繕工事費を増加させます。また、修繕工事を集約すると、直接仮設や共通仮設の設置費用が軽減できるなどの経済的なメリットがあります。なお、集約を過剰に行うと、修繕積立金が一時的に不足することにもつながりますので、注意が必要です。 〈参考〉 ・<u>管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し）</u> 1 計画の作成・見直し ③修繕周期 <table><tr><td>標準的な対応</td><td>部材の耐用年数、修繕履歴等を踏まえ、調査・診断の結果に基づいて設定している。</td></tr></table> ・修繕周期に関する既存資料の例 ・「長期耐用都市型集合住宅の建設・再生技術の開発 ーストック長命化技術の開発最終報告ー」／H14.3（独）建築研究所 ・「建築物のライフサイクルコスト」／H17.9 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、 （財）建築保全センター・（財）経済調査会発行 ・「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」／H14.7（社）不動産協会 ・「長期修繕計画案作成の手引き」／H18.1（社）高層住宅管理業協会 ・「建築物のLC評価用データ集（改訂第3版）」／H14.4（社）建築・設備維持保全推進 協会発行 ・「マンションの修繕積立金算出マニュアル」／H16.11（財）マンション管理センター発行 ・<u>修繕周期の例（標準様式第 3-2 号記載例の修繕周期（参考）から）</u>	標準的な対応	部材の耐用年数、修繕履歴等を踏まえ、調査・診断の結果に基づいて設定している。
標準的な対応	部材の耐用年数、修繕履歴等を踏まえ、調査・診断の結果に基づいて設定している。		

改訂案	現行
8 推定修繕工事費の算定 一 数量計算の方法 数量計算は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、また、既存マンションの場合、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「<u>建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）</u>（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）」等に準拠して、長期修繕計画用に算出します。 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事項目ごとに推定計画修繕工事費を算定するための欄を設けていますが、具体的な部位別の項目の設定や項目ごとの数量の算出については、作成者に委ねています。何により、どのような方法で算出したかを明示します。 ◆新築マンションの場合、（一社）不動産協会が会員の<u>分譲会社</u>に対し、長期修繕計画の作成に関する指針（「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」）を示しています。 この指針に基づき、設計図書のほか、工事請負契約により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 なお、長期修繕計画の見直しの際に利用するため、工事請負契約による数量計算書が設計図書と併せて管理組合に引き渡されることが望まれます。 ◆既存マンションの場合、適正化法第 103 条第 1 項の規定により<u>分譲会社</u>から引き渡された設計図書のほか、保管している修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 なお、建物や設備は、工事中に設計変更が行われることがありますが、同法施行規則では「工事が完了した時点の」とされており、竣工時の設計図書が引き渡されることになっています。 また、同法の施行以前に引き渡されたマンションにおいて、設計図書（又は工事が完了した時点の設計図書）が引き渡されていないときは、現状の調査・診断の結果などを参考とし、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 ◆具体的な数量計算の方法については、「<u>建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）</u>（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）」等に準拠して行います。	8 推定修繕工事費の算定 一 数量計算の方法 数量計算は、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書、数量計算書等を参考として、また、既存マンションの場合、現状の長期修繕計画を踏まえ、保管している設計図書、数量計算書、修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果等を参考として、「<u>建築数量積算基準（（財）建築コスト管理システム研究所発行）</u>」等に準拠して、長期修繕計画用に算出します。 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事項目ごとに推定計画修繕工事費を算定するための欄を設けていますが、具体的な部位別の項目の設定や項目ごとの数量の算出については、作成者に委ねています。何により、どのような方法で算出したかを明示します。 ◆新築マンションの場合、（社）不動産協会が会員の<u>分譲事業者</u>に対し、長期修繕計画の作成に関する指針（「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」）を示しています。 この指針に基づき、設計図書のほか、工事請負契約により施工会社から提出された請負代金内訳書、数量計算書などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 なお、長期修繕計画の見直しの際に利用するため、工事請負契約による数量計算書が設計図書と併せて管理組合に引き渡されることが望まれます。 ◆既存マンションの場合、適正化法第 103 条第 1 項の規定により<u>分譲事業者</u>から引き渡された設計図書のほか、保管している修繕等の履歴、現状の調査・診断の結果などを参考として、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 なお、建物や設備は、工事中に設計変更が行われることがありますが、同法施行規則では「工事が完了した時点の」とされており、竣工時の設計図書が引き渡されることになっています。 また、同法の施行以前に引き渡されたマンションにおいて、設計図書（又は工事が完了した時点の設計図書）が引き渡されていないときは、現状の調査・診断の結果などを参考とし、長期修繕計画用に概算の数量を算出します。 ◆具体的な数量計算の方法については、「<u>建築数量積算基準（（財）建築コスト管理システム研究所発行）</u>」等に準拠して行います。

改訂案	現行		
〈参考〉 ・「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」（一社）不動産協会 1. 建設会社との関係 （1）工事請負契約等について 長期修繕計画の策定に当たっては、自ら関連する資料の取りまとめを行い、作成の準備をする必要がある。また、自ら資料収集が整わない場合は、建設会社との工事請負契約または設計会社との設計契約に、修繕計画の原案作成または関連資料を提出する内容の特約条項を盛り込む必要がある。 （2）具体の対応 具体的には、当該マンションの修繕計画に必要な工事項目、単価、数量、耐用年数等について、重要事項説明書の作成時期までに建設会社から提出させる旨、特約すべきである。 2. 管理会社との関係 （1）長期修繕計画の作成方について 長期修繕計画の作成に当たっては、管理会社と連携して作成するのが望ましい。 （2）長期修繕計画の見直し 長期修繕計画の一定期間（５年程度）における見直しの必要性については管理会社にその旨説明しておく必要がある。 ・「建築数量積算基準・同解説(平成 29 年版)」((一財) 建築コスト管理システム研究所発行) 官民合同の「建築工事建築数量積算研究会」(事務局：(一財) 建築コスト管理システム研究所、(公社) 日本建築積算協会) で制定されたものです。主に建物の新築工事を対象にしていますが、改修工事に係る数量計算の方法も示されています。 ・「公共建築数量積算基準」（平成 29 年改訂）第 7 編改修（「建築数量積算基準」と同じ内容です。） https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm	〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し ④修繕工事費 <table><tr><td>標準的な対応</td><td>修繕工事項目、部位ごとに、仕様、数量、単価等の工事費の算定根拠を明確に示している。</td></tr></table> ・「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」（社）不動産協会 1. 建設会社との関係 （1）工事請負契約等について 長期修繕計画の策定に当たっては、自ら関連する資料の取りまとめを行い、作成の準備をする必要がある。また、自ら資料収集が整わない場合は、建設会社との工事請負契約または設計会社との設計契約に、修繕計画の原案作成または関連資料を提出する内容の特約条項を盛り込む必要がある。 （2）具体の対応 具体的には、当該マンションの修繕計画に必要な工事項目、単価、数量、耐用年数等について、重要事項説明書の作成時期までに建設会社から提出させる旨、特約すべきである。 2. 管理会社との関係 （1）長期修繕計画の作成方について 長期修繕計画の作成に当たっては、管理会社と連携して作成するのが望ましい。 （2）長期修繕計画の見直し 長期修繕計画の一定期間（５年程度）における見直しの必要性については管理会社にその旨説明しておく必要がある。 ・「建築数量積算基準」((財) 建築コスト管理システム研究所発行) 官民合同の「建築工事建築数量積算研究会」(事務局：(財) 建築コスト管理システム研究所、(社) 日本建築積算協会) で制定されたものです。主に建物の新築工事を対象にしていますが、改修工事に係る数量計算の方法が示されています。 ・「公共建築数量積算基準」（平成 18 年度版）第 7 編改修（「建築数量積算基準」と同じ内容です。） http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun/060406s_a_suuryou_sekisan_kijyun.pdf	標準的な対応	修繕工事項目、部位ごとに、仕様、数量、単価等の工事費の算定根拠を明確に示している。
標準的な対応	修繕工事項目、部位ごとに、仕様、数量、単価等の工事費の算定根拠を明確に示している。		

改訂案	現行
二 単価の設定の考え方 単価は、修繕工事特有の施工条件等を考慮し、部位ごとに仕様を選択して、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として、また、既存マンションの場合、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定します。 <u>なお、現場管理費・一般管理費・法定福利費、大規模修繕瑕疵保険の保険料等の諸経費および消費税等相当額を上記とは別途設定する方法と、前述の諸経費について、見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する方法があります。</u> <u>また、単価には地域差があることから、これを考慮することも重要です。</u> 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事費を算出するための部位別の項目ごとの具体的な単価の設定については、作成者に委ねています。何に基づき、どのような構成の単価を設定したかを明示します。 ◆修繕工事は、発生する数量、作業の条件（時間、場所等の制約）、既存部分の養生、既存部分の除去・処分などが新築工事と異なります。したがって、新築の単価を利用する場合はこれらを考慮することが必要です。 ◆長期修繕計画において推定修繕工事費を算定するために採用されている単価には、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格などがあります。 ◆仮設工事（共通仮設及び直接仮設）について、複数の部位の推定修繕工事を集約して行うこととした場合は推定修繕工事項目（中項目）として設定しますが、設備関係の専門工事のように単独で行うこととした推定修繕工事においては、必要とする仮設工事の費用をそれぞれの推定修繕工事項目（小項目）ごとの単価に含めます。 <u>◆諸経費を見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて設定する場合、計画修繕工事を実施する際の見積りにおいては、項目を立て内訳が示されます。</u> <u>◆国土交通省において、現場作業員の社会保険加入対策の一環として、法定福利費を見積書に内訳明示する事を推進しております。法定福利費とは、法律によって定められた福利のた</u>	二 単価の設定の考え方 単価は、修繕工事特有の施工条件等を考慮し、部位ごとに仕様を選択して、新築マンションの場合、設計図書、工事請負契約による請負代金内訳書等を参考として、また、既存マンションの場合、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等を参考として設定します。 なお、現場管理費<u>及び</u>一般管理費は、見込まれる推定修繕工事ごとの総額に応じた比率の額を単価に含めて<u>設定</u>します。 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）では、推定修繕工事費を算出するための部位別の項目ごとの具体的な単価の設定については、作成者に委ねています。何に基づき、どのような構成の単価を設定したかを明示します。 ◆修繕工事は、発生する数量、作業の条件（時間、場所等の制約）、既存部分の養生、既存部分の除去・処分などが新築工事と異なります。したがって、新築の単価を利用する場合はこれらを考慮することが必要です。 ◆長期修繕計画において推定修繕工事費を算定するために採用されている単価には、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格などがあります。 ◆仮設工事（共通仮設及び直接仮設）について、複数の部位の推定修繕工事を集約して行うこととした場合は推定修繕工事項目（中項目）として設定しますが、設備関係の専門工事のように単独で行うこととした推定修繕工事においては、必要とする仮設工事の費用をそれぞれの推定修繕工事項目（小項目）ごとの単価に含めます。 <u>◆諸経費（一般管理費及び現場管理費）は、推定修繕工事項目別の費用を分かりやすくするため、推定修繕工事ごとの直接工事費等の総額に応じた比率を、それぞれの推定修繕工事項目（小項目）ごとの単価に含めます。なお、計画修繕工事を実施する際の見積りにおいては、項目を立て内訳が示されます。</u>

改訂案	現行
めに使用する事業者が義務的に負担する費用であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のほか、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は同制度の掛金相当額が含まれます。 ◆大規模修繕瑕疵保険とは、計画修繕工事の請負契約に伴う保険で、住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人（保険法人）が引き受けるものです。具体的には、工事を請け負った工事業者が加入申込みを行い、保険法人の検査員が現場検査を行った上で保険を引き受け、工事終了後に瑕疵が見つかった場合、補修に要する費用等が支払われます。 ◆単価の地域差について、材料費や仮設材のリース費等については地域差がほとんどない一方、労務費は一定の地域差があります。特に、大規模修繕工事においては主要な3工種（とび工（仮設工事）、防水工（防水・シーリング工事）、塗装工（塗装工事））の労務費の地域差について、必要に応じて考慮することも重要です。 〈参考〉 長期修繕計画における推定修繕工事費の算定に参考となる単価 ①新築時の建設費（契約価格）に基づいた単価 （例）「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集改訂版」／R2.3（公財）ロングライフビル推進協会発行 「建築物のライフサイクルコスト 第2版」／R1.5（一財）建築保全センター発行 ②計画修繕工事費の実績（契約価格）の調査に基づいた単価 （例）「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」／H14.7（一社）不動産協会 ③計画修繕工事費の実績（契約価格）を調査・分析したマクロデータの単価 （例）「改修工事（集合住宅）のマクロ的価格傾向に関する研究（その6）」／H26.8（一財）建設物価調査会 ④計画修繕工事費に関する調査結果をまとめた刊行物の単価 （例）「積算資料ポケット版マンション修繕編」（一財）経済調査会発行 ⑤その他 メーカー、専門工事業者等の見積価格、カタログ掲載単価（×一定率） ・工事費の構成（計画修繕工事を実施する際の見積りの場合） 工事費 └─ 工事価格 ─┬─ 工事原価 ─┬─ 純工事費 ─┬─ 直接工事費 └─ 一般管理費（工事原価×率*） └─ 現場管理費（純工事費×率*） └─ 共通仮設費（直接工事費×率*） 消費税相当額（工事価格×税率） （注）*：必要に応じて積み上げにより算定した額を加算	〈参考〉 長期修繕計画における推定修繕工事費の算定に参考となる単価 ①新築時の建設費（契約価格）に基づいた単価 （例）「建築物のLC評価用データ集（改訂第3版）」／H14.4（社）建築・設備維持保全推進協会発行 「建築物のライフサイクルコスト」／H17.9（財）建築保全センター・（財）経済調査会発行 ②計画修繕工事費の実績（契約価格）の調査に基づいた単価 （例）「長期修繕計画の作成および適正な修繕積立金の設定について（改訂版）」／H14.7（社）不動産協会 「長期修繕計画案作成の手引き」／H18.1（社）高層住宅管理業協会発行 ③計画修繕工事費の実績（契約価格）を調査・分析したマクロデータの単価 （例）「改修工事（集合住宅）のマクロ的価格傾向に関する研究（その3）」／H19.9（財）建設物価調査会 ④計画修繕工事費に関する調査結果をまとめた刊行物の単価 （例）「積算資料ポケット版マンションRe」（財）経済調査会発行 ⑤その他 メーカー、専門工事業者等の見積価格、カタログ掲載単価（×一定率） ・工事費の構成（計画修繕工事を実施する際の見積りの場合） 工事費 └─ 工事価格 ─┬─ 工事原価 ─┬─ 純工事費 ─┬─ 直接工事費 └─ 一般管理費（工事原価×率*） └─ 現場管理費（純工事費×率*） └─ 共通仮設費（直接工事費×率*） 消費税相当額（工事価格×税率） （注）*：必要に応じて積み上げにより算定した額を加算

改訂案		現行
・単価の地域差の考慮に際し参考となる指標 ①大規模修繕工事における工事費のうち労務費の地域差を基に算出された指標 (独)住宅金融支援機構「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～の解説書」には、都道府県別の地域係数が公表されています。 https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/suikai/index.html ((独)住宅金融支援機構 ホームページ) ②地域別・工種の労務単価 国土交通省では、都道府県別・工種別の公共工事設計労務単価を毎年公表しています。		

改訂案	現行
三 算定の方法 推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の詳細な項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定します。 修繕積立金の運用益、借入金の金利及び物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。また、消費税は、作成時点の税率とし、会計年度ごとに計上します。 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）により、「推定修繕工事項目の設定」により設定した推定修繕工事項目の小項目ごとに、「数量計算の方法」により算出した数量に、「単価の設定の考え方」により設定した単価を乗じて、小項目ごとの推定修繕工事費を算定します。 ◆次に、「修繕周期の設定」により小項目ごとに設定した修繕周期を基に、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目ごとに該当する年度（周期）に小項目ごとの推定修繕工事費を入れ、推定修繕工事項目別及び年度別の合計額を算出します。物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。 ◆標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目の中項目別及び年度別の推定修繕工事費を基に、標準様式第 4-1 号（長期修繕計画総括表）及び標準様式第 4-2 号（収支計画グラフ）を作成します。修繕積立金の運用益及び借入金の金利の変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。 ◆消費税は、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）において、年度別の推定修繕工事の合計額に対する税率分を計上します。	三 算定の方法 推定修繕工事費は、推定修繕工事項目の詳細な項目ごとに、算出した数量に設定した単価を乗じて算定します。 修繕積立金の運用益、借入金の金利及び物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。また、消費税は、作成時点の税率とし、会計年度ごとに計上します。 〈コメント〉 ◆標準様式第 4-4 号（推定修繕工事費内訳書）により、「推定修繕工事項目の設定」により設定した推定修繕工事項目の小項目ごとに、「数量計算の方法」により算出した数量に、「単価の設定の考え方」により設定した単価を乗じて、小項目ごとの推定修繕工事費を算定します。 ◆次に、「修繕周期の設定」により小項目ごとに設定した修繕周期を基に、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目ごとに該当する年度（周期）に小項目ごとの推定修繕工事費を入れ、推定修繕工事項目別及び年度別の合計額を算出します。物価変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。 ◆標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）の推定修繕工事項目の中項目別及び年度別の推定修繕工事費を基に、標準様式第 4-1 号（長期修繕計画総括表）及び標準様式第 4-2 号（収支計画グラフ）を作成します。修繕積立金の運用益及び借入金の金利の変動について考慮する場合は、作成時点において想定する率を明示します。 ◆消費税は、標準様式第 4-3 号（長期修繕計画表）において、年度別の推定修繕工事の合計額に対する税率分を計上します。

改訂案	現行
9 収支計画の検討 計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。以下同じ。）の累計額が示され、その額を修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。以下同じ。）の累計額が下回らないように計画することが必要です。 また、推定修繕工事項目に建物及び設備の性能向上を図る改修工事を設定する場合は、これに要する費用を含めた収支計画とすることが必要です。 なお、機械式駐車場があり、維持管理に多額の費用を要することが想定される場合は、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも<u>考えられます。</u> 〈コメント〉 ◆収支計画は、計画期間中に見込まれる推定修繕工事費の累計額と修繕積立金の累計額の関係が把握できるように示されていることが必要です。 計画期間の終期における推定修繕工事費の累計額が示され、その額を修繕積立金の累計額が下回らないように計画することが必要です。修繕積立金が下回ると、計画修繕工事を実施できなくなることも懸念されます。 ◆推定修繕工事費は、消費税を含めた各年度ごとの合計額と累計額が示されること、また、年度ごとの収支のほか、次年度繰越金（年度ごとの修繕積立金の残高）が示されることが必要です。 ◆支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。また、収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時に負担する修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。 ◆推定修繕工事項目に建物及び設備の性能を向上する改修工事に係る項目を設定する場合には、その費用を含めた収支計画とします。 ◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、その点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも<u>考えられます。</u> その場合の長期修繕計画の作成については次の方法が考えられます。 ①全体の長期修繕計画とは別に、駐車場単独の長期修繕計画を作成する。 ②駐車場単独の長期修繕計画及び保守点検の計画等に基づき、駐車場使用料の額を算定す	9 収支計画の検討 計画期間に見込まれる推定修繕工事費（借入金がある場合はその償還金を含む。以下同じ。）の累計額が示され、その額を修繕積立金（修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。以下同じ。）の累計額が下回らないように計画することが必要です。 また、推定修繕工事項目に建物及び設備の性能向上を図る改修工事を設定する場合は、これに要する費用を含めた収支計画とすることが必要です。 なお、機械式駐車場があり、維持管理に多額の費用を要することが想定される場合は、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けること<u>が望まれます。</u> 〈コメント〉 ◆収支計画は、計画期間中に見込まれる推定修繕工事費の累計額と修繕積立金の累計額の関係が把握できるように示されていることが必要です。 計画期間の終期における推定修繕工事費の累計額が示され、その額を修繕積立金の累計額が下回らないように計画することが必要です。修繕積立金が下回ると、計画修繕工事を実施できなくなることも懸念されます。 ◆推定修繕工事費は、消費税を含めた各年度ごとの合計額と累計額が示されること、また、年度ごとの収支のほか、次年度繰越金（年度ごとの修繕積立金の残高）が示されることが必要です。 ◆支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。また、収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時に負担する修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。 ◆推定修繕工事項目に建物及び設備の性能を向上する改修工事に係る項目を設定する場合には、その費用を含めた収支計画とします。 ◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、その点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けること<u>が望まれます。</u> その場合の長期修繕計画の作成については次の方法が考えられます。 ①全体の長期修繕計画とは別に、駐車場単独の長期修繕計画を作成する。 ②駐車場単独の長期修繕計画及び保守点検の計画等に基づき、駐車場使用料の額を算定す

改訂案	現行				
る。 なお、<u>長期修繕計画の作成にあたっては、保守点検業者等を通じて機械式駐車場のメーカー又は保守会社が作成する「長期保全計画」を入手し、当該計画やこれに基づく設計耐用年数及び取扱説明書等の記載等を参考にします。</u> ◆<u>駐車場数が住戸数の 100%未満で、駐車場使用料で駐車場の点検や修繕の費用が賄えないときは、収支計画の見直しが必要となりますが、近隣の駐車場使用料がマンション内よりも低く駐車場使用料の値上げが難しい場合や、駐車場の稼働率の低下が恒常的であり、駐車場使用料収入の改善が見込まれない場合には、機械式駐車場の除却の検討も必要となります。</u> 〈参考〉 ・標準管理規約 第 29 条（使用料）関係コメント 機械式駐車場を有する場合は、その維持及び修繕に多額の費用を要することから、管理費及び修繕積立金とは区分して経理することもできる。 ・収支計画グラフの例 <図省略> * A：支出（推定修繕工事費）の累計額を示したもの B：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（現状の場合） B’：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（見直し（引上げ）案の場合）	る。なお、機械式駐車場のメーカー又は保守会社が作成する「長期保全計画」がある場合はこれを参考にします。 この場合に、<u>駐車場数が住戸数の 100%未満で、駐車場使用料で駐車場の点検や修繕の費用が賄えないときは、利用者の負担増とすること（駐車場使用料の値上げ）が考えられますが、近隣の駐車場使用料がマンション内よりも低いときは、値上げが難しいため除却の検討も必要となります。</u> 〈参考〉 ・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（二）長期修繕計画の作成・見直し） 1 計画の作成・見直し ⑤収支計画 <table><tr><td>標準的な対応</td><td>修繕工事費の計画期間の累計額が示され、その額を修繕積立金の計画期間の累計額が下回らないように計画している。</td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td>性能向上（グレードアップ）工事費を含めた収支計画としている。</td></tr></table> ・標準管理規約 第 29 条（使用料）関係コメント 機械式駐車場を有する場合は、その維持及び修繕に多額の費用を要することから、管理費及び修繕積立金とは区分して経理することもできる。 ・収支計画グラフの例 <図省略> * A：支出（推定修繕工事費）の累計額を示したもの B：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（現状の場合） B’：収入（修繕積立金）の累計額を示したもの（見直し（引上げ）案の場合）	標準的な対応	修繕工事費の計画期間の累計額が示され、その額を修繕積立金の計画期間の累計額が下回らないように計画している。	望ましい対応	性能向上（グレードアップ）工事費を含めた収支計画としている。
標準的な対応	修繕工事費の計画期間の累計額が示され、その額を修繕積立金の計画期間の累計額が下回らないように計画している。				
望ましい対応	性能向上（グレードアップ）工事費を含めた収支計画としている。				

改訂案	現行
10 長期修繕計画の見直し 長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。<u>なお、見直しには一定の期間（おおむね1～2年）を要することから、見直しについても計画的に行う必要があります。</u>また、<u>長期修繕計画の見直しと併せて、</u>修繕積立金の額も見直します。 ①建物及び設備の劣化の状況 ②社会的環境及び生活様式の変化 ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動 ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、<u>工事費価格、</u>消費税率等の変動 〈コメント〉 ◆長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容等に関して計画を定めるものであり、本文に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。 ◆例えば、新築後15年目以降の見直しでは、新築当初の30年の計画期間では推定修繕工事費を計上していなかった給排水管の取替えなどについても計上が必要となる<u>場合があります。</u>これに伴って計画期間の推定修繕工事費が増加しますので、修繕積立金の額の見直しも必要となります。 ◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。 したがって、その時期は、おおよそ大規模修繕工事の直前又は直後とその中間程度となります。 ◆建物・設備の劣化状況等の現状を踏まえた見直しを行うために、事前に調査・診断を行います。大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合は、目視等による簡易な調査・診断を行います。大規模修繕工事の直前又は直後に行う場合は、その基本計画を作成するために行う詳細な調査・診断の結果によります。 〈参考〉 ・図 長期修繕計画の見直し（例） <図省略>	10 長期修繕計画の見直し 長期修繕計画は、次に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。また、併せて修繕積立金の額も見直します。 ①建物及び設備の劣化の状況 ②社会的環境及び生活様式の変化 ③新たな材料、工法等の開発及びそれによる修繕周期、単価等の変動 ④修繕積立金の運用益、借入金の金利、物価、消費税率等の変動 〈コメント〉 ◆長期修繕計画は、作成時点において、計画期間の推定修繕工事の内容等に関して計画を定めるものであり、本文に掲げる不確定な事項を含んでいますので、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直す必要があります。<u>なお、見直した時点から25年以上の計画期間とします。</u> ◆例えば、新築後15年目以降の見直しでは、新築当初の30年の計画期間では推定修繕工事費を計上していなかった<u>建具や給・排水管</u>の取替えなどについても計上が必要となります。これに伴って計画期間の推定修繕工事費が増加しますので、修繕積立金の額の見直しも必要となります。 ◆長期修繕計画の見直しは、大規模修繕工事と大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合、大規模修繕工事の直前に基本計画の検討に併せて行う場合、又は、大規模修繕工事の実施の直後に修繕工事の結果を踏まえて行う場合があります。 したがって、その時期は、おおよそ大規模修繕工事<u>（12年程度ごと）</u>の直前又は直後とその中間程度となります。 ◆建物・設備の劣化状況等の現状を踏まえた見直しを行うために、事前に調査・診断を行います。大規模修繕工事の中間の時期に単独で行う場合は、目視等による簡易な調査・診断を行います。大規模修繕工事の直前又は直後に行う場合は、その基本計画を作成するために行う詳細な調査・診断の結果によります。 〈参考〉 ・図 長期修繕計画の見直し（例） <図省略> ・<u>管理標準指針（四 建物・設備の維持管理 （二）長期修繕計画の作成・見直し）</u> <u>2 見直し時期</u>

改訂案		現行	
・標準管理規約 第32条（業務）コメント② ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 （<u>1</u>、<u>2</u> 略） <u>3</u> 全体の工事金額が定められたものであること。 また、長期修繕計画の内容については、定期的な見直しをすることが必要である。		標準的な対応	5年程度ごとに見直しを行っている。
		・標準管理規約 第32条（業務）コメント② ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。 （<u>一</u>、<u>二</u> 略） <u>三</u> 全体の工事金額が定められたものであること。 また、長期修繕計画の内容については、定期的な（おおむね5年程度ごとに）見直しをすることが必要である。	

改訂案	現行
第2節 修繕積立金の額の設定方法	第2節 修繕積立金の額の設定方法
1 修繕積立金の積立方法 修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式（以下「均等積立方式」という。）を基本とします。 なお、均等積立方式による場合でも5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加しますので留意が必要です。また、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を段階的に増額する積立方式とする場合は、計画の見直しにより、計画の作成当初において推定した増加の額からさらに増加しますので特に留意が必要です。 <u>分譲会社</u>は購入予定者に対して、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して、修繕積立金の積立方法について十分に説明することが必要です。 〈コメント〉 ◆計画修繕工事の実施時において、修繕積立金が不足した場合、計画修繕工事が実施できなくなることが懸念されますので、修繕積立金の額の設定に関しては、十分な検討が必要です。 ◆修繕積立金の積立方法は、一般的に次のものがあります。 ①均等積立方式：計画作成時に長期修繕計画の期間中の積立金の額が均等となるように設定する方式 ②段階増額積立方式：当初の積立額を抑え、段階的に増額する方式 ◆長期修繕計画は5年程度ごとに見直しますが、一般的に経年30年から40年に高額な工事が見込まれるため、経年10年目以降の見直しにおいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って修繕積立金の額も増加します。したがって、計画の作成時においては均等であっても、見直しにより増額となることを前提としておく必要があります。 ◆修繕積立金の積立方法と見直しの必要性、見直しによる積立額の増加などについて、<u>分譲会社</u>は購入者予定者に、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して十分に説明しておく必要があります。 〈参考〉 <表削除>	1 修繕積立金の積立方法 修繕積立金の積立ては、長期修繕計画の作成時点において、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を均等にする積立方式（以下「均等積立方式」という。）を基本とします。 なお、均等積立方式による場合でも5年程度ごとの計画の見直しにより、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って必要とする修繕積立金の額が増加しますので留意が必要です。また、計画期間に積み立てる修繕積立金の額を段階的に増額する積立方式とする場合は、計画の見直しにより、計画の作成当初において推定した増加の額からさらに増加しますので特に留意が必要です。 <u>分譲事業者</u>は購入予定者に対して、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して、修繕積立金の積立方法について十分に説明することが必要です。 〈コメント〉 ◆計画修繕工事の実施時において、修繕積立金が不足した場合、計画修繕工事が実施できなくなることが懸念されますので、修繕積立金の額の設定に関しては、十分な検討が必要です。 ◆修繕積立金の積立方法は、一般的に次のものがありますが、<u>標準様式においては、将来の負担の増加が「段階増額積立方式」と比べて少ない「均等積立方式」により修繕積立金の額を算定することにしています。</u> ①均等積立方式：計画作成時に長期修繕計画の期間中の積立金の額が均等となるように設定する方式 ②段階増額積立方式：当初の積立額を抑え、<u>5年程度ごとに</u>段階的に増額する方式 ◆長期修繕計画は5年程度ごとに見直しますが、一般的に経年30年から40年に高額な工事が見込まれるため、経年10年目以降の見直しにおいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額の増加に伴って修繕積立金の額も増加します。したがって、計画の作成時においては均等であっても、見直しにより増額となることを前提としておく必要があります。 ◆修繕積立金の積立方法と見直しの必要性、見直しによる積立額の増加などについて、<u>分譲事業者</u>は購入者予定者に、また、専門家は業務を依頼された管理組合に対して十分に説明しておく必要があります。 〈参考〉 ・表 推定修繕工事費の60年間試算（戸当たり月額） <表省略> 60年間に予想される推定修繕工事を一定の条件で設定し、その長期修繕計画を、計画期間を20年、25年及び30年として、毎年見直した場合の経年ごとの戸当たり月当たりの推定修繕工事費の平均額です。 いつ開始し、いつ終わるか（作成の時点と計画期間）で大きく変わっています。

改訂案	現行				
2 収入の考え方 区分所有者が積み立てる修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を、修繕積立金会計に繰り入れます。 また、購入時に将来の計画修繕工事に要する経費として修繕積立基金を負担する場合又は修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合は、これらを修繕積立金会計に繰り入れます。 〈コメント〉 ◆修繕積立金会計を管理費会計と区分して設けることが必要です。その計画期間の収入としては、（計画の見直しの場合は修繕積立金の残高のほか）①修繕積立金、②専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、③修繕積立金の運用益などがあります。また、④分譲時に修繕積立基金を負担する場合や⑤修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合はこれらを含めます。 なお、計画期間の支出としては、①推定修繕工事費の累計額のほか、②借入金がある場合は、計画期間の償還金（元本と利息）を含めます。 ◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。 〈参考〉 ・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取） 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。 ・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第4項、第5項 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充てることができる。 5 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。 ・標準管理規約 第28条（修繕積立金）関係コメント② ② 分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金として徴収している場合や、修繕時に、既存の修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等から、一時負担金が区分所有者から徴収される場合があるが、これらについても修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべきものである。	2 収入の考え方 区分所有者が積み立てる修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料及び駐車場等の使用料からそれらの管理に要する費用に充当した残金を、修繕積立金会計に繰り入れます。 また、購入時に将来の計画修繕工事に要する経費として修繕積立基金を負担する場合又は修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合は、これらを修繕積立金会計に繰り入れます。 〈コメント〉 ◆修繕積立金会計を管理費会計と区分して設けることが必要です。その計画期間の収入としては、（計画の見直しの場合は修繕積立金の残高のほか）①修繕積立金、②専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入れ金、③修繕積立金の運用益などがあります。また、④分譲時に修繕積立基金を負担する場合や⑤修繕積立金の総額の不足などから一時金を負担する場合はこれらを含めます。 なお、計画期間の支出としては、①推定修繕工事費の累計額のほか、②借入金がある場合は、計画期間の償還金（元本と利息）を含めます。 ◆二段式、多段式等の機械式駐車場があり、点検や修繕に多額の費用を要することが想定される場合は、平置駐車場を含めて、管理費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることが望まれます。 〈参考〉 ・区分所有法 第19条（共用部分の負担及び利益収取） 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。 ・管理標準指針（三 管理組合の経理（一）予算・決算 1 区分経理） <table><tr><td>標準的な対応</td><td>管理費会計と修繕積立金会計に区分している。</td></tr><tr><td>望ましい対応</td><td>機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。</td></tr></table> ・標準管理規約 第28条（修繕積立金）第3項、第4項 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充てることができる。 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。 ・標準管理規約 第28条（修繕積立金）関係コメント② ② 分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金として徴収している場合や、修繕時に、既存の修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等から、一時負担金が区分所有者から徴収される場合があるが、これらについても修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべきものである。	標準的な対応	管理費会計と修繕積立金会計に区分している。	望ましい対応	機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。
標準的な対応	管理費会計と修繕積立金会計に区分している。				
望ましい対応	機械式駐車場等で維持管理に多額の費用を要する施設を有する場合は、駐車場使用料会計等を管理費会計及び修繕積立金会計とは区分している。				

改訂案	現行				
3 修繕積立金の額の設定方法 長期修繕計画における計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間（月数）で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。 また、新築マンションにおいて、購入時に修繕積立基金を負担する場合の月当たり戸当たりの修繕積立金の額は、上記で算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間（月数）で除した額を減額したものとします。 なお、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。また、災害や不測の事故などが生じたときは、一時金の負担等の対応に留意が必要です。 〈コメント〉 ◆修繕積立金の額の算定根拠を明確にしておくことが必要です。長期修繕計画に基づいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額（借入金があった場合は計画期間の償還金を加えた額）から、計画期間の専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金及び修繕積立金の運用益を差し引き、見直しの場合はさらに修繕積立金の残高を差し引いて、計画期間に必要な修繕積立金の総額を算定します。これを計画期間（月数）で除し、管理規約で定める各住戸の負担割合を乗じて月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。 ◆標準管理規約においては、各住戸の負担割合は、単棟型のマンションは各区分所有者の共用部分の共有持分（一般的には専有面積割合）、団地型のマンションの団地共用部分等は団地の区分所有者全員の土地の共有持分、各棟の共用部分は各棟の各区分所有者の共用部分の共有持分としています。 ◆新築マンションにおいては、引渡し直後に一定額の修繕積立金を確保しておくため、購入時に修繕積立基金を負担することがあります。この場合においては、上記で算定された月当たり戸当たりの修繕積立金の額から、修繕積立基金の額を一定期間（月数）で除した（月当たり）額を減額して、修繕積立金の額とします。 ◆例えば、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を下回る場合は、次に掲げる対応が考えられます。 ①下回らないように修繕積立金を増額する。 ②予定年度に一時金を負担する。 ③予定年度に金融機関から借入れを行う。 〈参考〉	3 修繕積立金の額の設定方法 長期修繕計画における計画期間の推定修繕工事費の累計額を計画期間（月数）で除し、各住戸の負担割合を乗じて、月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。 また、新築マンションにおいて、購入時に修繕積立基金を負担する場合の月当たり戸当たりの修繕積立金の額は、上記で算定された修繕積立金の額から修繕積立基金を一定期間（月数）で除した額を減額したものとします。 なお、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の累計額を一時的に下回るときは、その年度に一時金の負担、借入れ等の対応をとることが必要です。また、災害や不測の事故などが生じたときは、一時金の負担等の対応に留意が必要です。 〈コメント〉 ◆修繕積立金の額の算定根拠を明確にしておくことが必要です。長期修繕計画に基づいて、計画期間の推定修繕工事費の累計額（借入金があった場合は計画期間の償還金を加えた額）から、計画期間の専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金及び修繕積立金の運用益を差し引き、見直しの場合はさらに修繕積立金の残高を差し引いて、計画期間に必要な修繕積立金の総額を算定します。これを計画期間（月数）で除し、管理規約で定める各住戸の負担割合を乗じて月当たり戸当たりの修繕積立金の額を算定します。 ◆標準管理規約においては、各住戸の負担割合は、単棟型のマンションは各区分所有者の共用部分の共有持分（一般的には専有面積割合）、団地型のマンションの団地共用部分等は団地の区分所有者全員の土地の共有持分、各棟の共用部分は各棟の各区分所有者の共用部分の共有持分としています。 ◆新築マンションにおいては、引渡し直後に一定額の修繕積立金を確保しておくため、購入時に修繕積立基金を負担することがあります。この場合においては、上記で算定された月当たり戸当たりの修繕積立金の額から、修繕積立基金の額を一定期間（月数）で除した（月当たり）額を減額して、修繕積立金の額とします。 ◆例えば、大規模修繕工事の予定年度において、修繕積立金の累計額が推定修繕工事費の<u>の</u>累計額を下回る場合は、次に掲げる対応が考えられます。 ①下回らないように修繕積立金を増額する。 ②予定年度に一時金を負担する。 ③予定年度に金融機関から借入れを行う。 〈参考〉 <table><tr><td colspan="2">・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（三）修繕積立金の積立て 1 修繕積立金の額（住戸あたり））</td></tr><tr><td>標準的な対応</td><td>概ね、適切な長期修繕計画に基づいて算出される必要修繕積立金の負担割合に応じた額としている。（駐車場使用料等からの繰入金を含む。）</td></tr></table>	・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（三）修繕積立金の積立て 1 修繕積立金の額（住戸あたり））		標準的な対応	概ね、適切な長期修繕計画に基づいて算出される必要修繕積立金の負担割合に応じた額としている。（駐車場使用料等からの繰入金を含む。）
・管理標準指針（四 建物・設備の維持管理（三）修繕積立金の積立て 1 修繕積立金の額（住戸あたり））					
標準的な対応	概ね、適切な長期修繕計画に基づいて算出される必要修繕積立金の負担割合に応じた額としている。（駐車場使用料等からの繰入金を含む。）				

改訂案				現行			
第3節 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法				第3節 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法			
1 標準様式を用いたチェックの方法 分譲時において、購入予定者は、<u>分譲会社</u>から提示された長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額を、また、見直し時において、管理組合は、専門家に依頼して見直した長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、標準様式を参考としてチェックすることができます。				1 標準様式を用いたチェックの方法 分譲時において、購入予定者は、<u>分譲事業者</u>から提示された長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額を、また、見直し時において、管理組合は、専門家に依頼して見直した長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、標準様式を参考としてチェックすることができます。			
〈コメント〉 ◆分譲時における購入予定者、また、見直し時における管理組合は、次表のチェックの方法（標準様式）を参考として、長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額をチェックすることができます。 ◆また、<u>分譲会社</u>又は専門家は、このガイドラインを参考として、購入予定者又は依頼した管理組合に説明を行うことが<u>必要</u>です。				〈コメント〉 ◆分譲時における購入予定者、また、見直し時における管理組合は、次表のチェックの方法（標準様式）を参考として、長期修繕計画（案）の内容及び設定した修繕積立金の額をチェックすることができます。 ◆また、<u>分譲事業者</u>又は専門家は、このガイドラインを参考として、購入予定者又は依頼した管理組合に説明を行うことが<u>望ま</u>れます。			
・表 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法				・表 長期修繕計画の内容及び修繕積立金の額のチェックの方法			
チェック項目		チェックの方法	該当様式	チェック項目		チェックの方法	該当様式
マンションの建物・設備の概要等		標準様式と同様の項目が記載されているか。	様式第1号	マンションの建物・設備の概要等		標準様式と同様の項目が記載されているか。	様式第1号
調査・診断の概要		標準様式と同様の項目が記載されているか。 又は、報告書の概要が添付されているか。	様式第2号	調査・診断の概要		標準様式と同様の項目が記載されているか。 又は、報告書の概要が添付されているか。	様式第2号
長期修繕計画の作成の考え方		標準様式と同様の項目と内容が記載されているか。 記載されていないときは理由を確認する。	様式第3-1号	長期修繕計画の作成の考え方		標準様式と同様の項目と内容が記載されているか。 記載されていないときは理由を確認する。	様式第3-1号
計画期間の設定		30年以上かつ大規模修繕工事が2回以上含まれる <u>期間</u> となっているか。	様式第3-1号	計画期間の設定		新築マンションは30年以上、既存マンションは25年以上となっているか。	様式第3-1号
推定修繕工事項目の設定		標準様式と同様の項目が設定されているか。 推定修繕工事費が計上されていない項目があるか。 あるときは理由を確認する。	様式第3-2号	推定修繕工事項目の設定		標準様式と同様の項目が設定されているか。 推定修繕工事費が計上されていない項目があるか。 あるときは理由を確認する。	様式第3-2号
修繕周期の設定		<u>周期が適切に設定されているか。</u>	様式第3-2号	修繕周期の設定		<u>標準様式の記載例の周期と比較して、差異があったときは理由を確認する。</u>	様式第3-2号
推定修繕工事の費算	算定方法	標準様式と同様の内訳書があるか。	様式第4-3号 様式第4-4号	推定修繕工事の費算	算定方法	標準様式と同様の内訳書があるか。	様式第4-3号 様式第4-4号
	数量計算	「建築数量積算基準・同解説」(注1)等に準拠して算出した旨の記載があるか。			数量計算	「建築数量積算基準」(注1)等に準拠して算出した旨の記載があるか。	
	単価	次の資料等と比較して、大きな差異があったときは理由を確認する。 ・「マンションの改修工事費に関する調査・研究」の報			単価	次の資料等と比較して、大きな差異があったときは理由を確認する。 ・ <u>マンション改修工事費調査データ</u> (注2)	

改訂案				現行			
定		<u>告書（注2）</u> ・積算資料ポケット版マンション修繕編		定		<u>・積算資料ポケット版マンションRe（注3）</u> <u>・長期修繕計画案作成の手引き（注4）</u>	
収支計画の検討		計画期間の推定修繕工事費（注4）の累計額より修繕積立金（注5）の累計額が上回っているか。	様式第 4-1 号 様式第 4-2 号	収支計画の検討		計画期間の推定修繕工事費（注5）の累計額より修繕積立金（注6）の累計額が上回っているか。	様式第 4-1 号 様式第 4-2 号
修繕積立金の額の設定		修繕積立金の額が、長期修繕計画により算出された計画期間の推定修繕工事費の累計額を基にして算定されているか。 均等積立方式となっているか。	様式第 5 号	修繕積立金の額の設定		修繕積立金の額が、長期修繕計画により算出された計画期間の推定修繕工事費の累計額を基にして算定されているか。 均等積立方式となっているか。	様式第 5 号

（注）1）「建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）」／（一財）建築コスト管理システム研究所発行

2）（一財）建設物価調査会が、社会情勢の変化や工事費価格の変動が見られた場合に適宜調査を行い、調査結果を公表しています。

3）（一財）経済調査会が独自の調査結果をまとめ、定期刊行物として発行しています。

4）支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。

5）収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時の修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。

現行			
定		<u>・積算資料ポケット版マンションRe（注3）</u> <u>・長期修繕計画案作成の手引き（注4）</u>	
収支計画の検討		計画期間の推定修繕工事費（注5）の累計額より修繕積立金（注6）の累計額が上回っているか。	様式第 4-1 号 様式第 4-2 号
修繕積立金の額の設定		修繕積立金の額が、長期修繕計画により算出された計画期間の推定修繕工事費の累計額を基にして算定されているか。 均等積立方式となっているか。	様式第 5 号

（注）1）「建築数量積算基準」／（財）建築コスト管理システム研究所発行

2）（財）建設物価調査会が、年 1 回、施工会社、建築士事務所等に対して調査を行い、調査結果を公表しています。

3）（財）経済調査会が独自の調査結果をまとめ、定期刊行物として発行しています。

4）（社）高層住宅管理業協会が、設計・監理に関わった修繕工事の実績をまとめ、冊子を発行しています。

5）支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含めます。

6）収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益のほか、分譲時の修繕積立基金や必要に応じて徴収する一時金も含めます。

改訂案	現行
2 その他のチェックの方法 管理組合は、必要に応じて、現状の長期修繕計画と<u>公益財団法人マンション管理センターが行っている「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」または独立行政法人住宅金融支援機構が提供している「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」</u>を利用して作成した概略の長期修繕計画とを比較して、その見直しの必要性について検討することが望まれます。 また、見直し後の長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、その概略の長期修繕計画と比較してチェックすることができます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しの検討に当たっては、まず、現状の長期修繕計画の内容及修繕積立金の額が適切であるかどうかを判断する必要があります。 ◆<u>公益財団法人マンション管理センターでは、「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」を行っており、管理組合から提出されたデータを基に、標準様式に沿った概略の長期修繕計画の作成とこれに基づく修繕積立金の額を算定しています。その成果物を現状の長期修繕計画の内容及比較することで、修繕工事項目の不足や修繕積立金の過不足などの見直しの必要性の判断の参考となります。また、見直した後の長期修繕計画の内容及設定した修繕積立金の額のチェックにも利用できます。<u>なお、対象とするマンションは、中高層、住宅専用の分譲マンションとなっており、超高層マンション、リゾートマンション、社宅、賃貸マンション等は利用できません。（複合用途型マンションは、店舗・事務所等の規模が比較的小さいものについては対応が可能です。）</u></u> ◆<u>独立行政法人住宅金融支援機構では、「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を提供しており、建物規模、築年数などに応じたマンションの「平均的な大規模修繕工事費用」、今後 40 年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを試算することができます。大規模修繕工事の見積額が妥当かどうかを判断する材料として、ローン利用や修繕積立金の運用も視野に入れた修繕積立金の収支計画の確認のための材料として、または、長期的視点で積立金徴収計画を見直す際の検討資料として利用できます。なお、シミュレーションが想定している規模を超える範囲については、シミュレーションは可能なものの、乖離幅が大きくなる場合があります。</u> 〈参考〉 ・「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」((公財)マンション管理センター) (公財)マンション管理センターでは、概略の長期修繕計画の作成と修繕積立金の算出を行っています。管理組合が長期修繕計画の見直しを行う際に、現状のもの又は見直したものと比較し、内容が適切か確認するためのおおよその目安として利用できます。 https://www.mankan.or.jp/07_skillsupport/skillsupport.html ((公財)マンション管理センター ホームページ)	2 その他のチェックの方法 管理組合は、必要に応じて、現状の長期修繕計画と財団法人マンション管理センターが行っている「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」を利用して作成した概略の長期修繕計画とを比較して、その見直しの必要性について検討することが望まれます。 また、見直し後の長期修繕計画の内容及び設定した修繕積立金の額を、その概略の長期修繕計画と比較してチェックすることができます。 〈コメント〉 ◆長期修繕計画の見直しの検討に当たっては、まず、現状の長期修繕計画の内容及修繕積立金の額が適切であるかどうかを判断する必要があります。 ◆財団法人マンション管理センターでは、「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」を行っており、管理組合から提出されたデータを基に、標準様式に沿った概略の長期修繕計画の作成とこれに基づく修繕積立金の額を算定しています。その成果物を現状の長期修繕計画の内容及比較することで、修繕工事項目の不足や修繕積立金の過不足などの見直しの必要性の判断の参考となります。また、見直した後の長期修繕計画の内容及設定した修繕積立金の額のチェックにも利用できます。 〈参考〉 ・「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」((財)マンション管理センター) (財)マンション管理センターでは、概略の長期修繕計画の作成と修繕積立金の算出を行っています。管理組合が長期修繕計画の見直しを行う際に、現状のもの又は見直したものと比較し、内容が適切か確認するためのおおよその目安として利用できます。

改訂案	現行
・「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」(独)住宅金融支援機構 (独)住宅金融支援機構が提供するシミュレーションでは、「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを試算することができます。修繕積立金徴収額の見直しの必要性や大規模修繕工事の見積額の妥当性を判断する材料などとして利用できます。 https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/index.html (独)住宅金融支援機構ホームページ) 「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」におけるローン利用や修繕積立金の運用も視野に入れた修繕積立金の収支計画の確認、見直しの際に例示される(独)住宅金融支援機構の管理組合向けの融資(マンション共用部分リフォーム融資)、修繕積立金積立制度(マンションすまい・る債)は以下とおりです。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html (独)住宅金融支援機構 ホームページ) https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html (独)住宅金融支援機構 ホームページ)	http://www.mankan.or.jp/About/p02_04.html ((財)マンション管理センター ホームページ)

改訂案	現行
別添 長期修繕計画標準様式の記載例 様式第1号 マンションの建物・設備の概要等 様式第2号 調査・診断の概要 様式第3-1号 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 様式第3-2号 推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容 様式第4-1号 長期修繕計画総括表 様式第4-2号 収支計画グラフ 様式第4-3号 長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別） 様式第4-4号 推定修繕工事費内訳書 様式第5号 修繕積立金の額の設定 ◆この記載例は、中高層単棟型のマンションを想定したものです。 ◆マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。	別添 長期修繕計画標準様式の記載例 様式第1号 マンションの建物・設備の概要等 様式第2号 調査・診断の概要 様式第3-1号 長期修繕計画の作成・修繕積立金の額の設定の考え方 様式第3-2号 推定修繕工事項目、修繕周期等の設定内容 様式第4-1号 長期修繕計画総括表 様式第4-2号 収支計画グラフ 様式第4-3号 長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別） 様式第4-4号 推定修繕工事費内訳書 様式第5号 修繕積立金の額の設定 ◆この記載例は、中高層単棟型のマンションを想定したものです。 ◆マンションには様々な形態、形状、仕様等があるうえ、立地条件も異なっていることから、これらに応じた適切な長期修繕計画とするため、必要に応じて標準様式の内容を追加して使用します。